

天正十一年閏正月九日

五三〇

廿五日、（る）さ（い）い（ま）やうてん御（と）みしかき御（と）りをきけふも（と）この御（と）い（く）み（い）りて、（と）み（し）き（ふ）いらる（と）、さ（ぬ）此（の）み御（ら）、（田）定（加）御（竹）

藥進上ノコトニカ、ル、三
月二十四日ノ條ニ收ム、

廿六日、（る）あ（す）乃御（の）ふめて（と）きとて、（と）ん（あ）おん（の）よ（ま）の（あ）い
三（う）ら（ら）、（と）や（此）御（の）より（し）ま（此）い、（お）り（三）あ（う）三（あ）ら（ら）、（と）れ（く）
おと（と）ち（と）さ（ぬ）ない（く）御（の）さ（の）月（乃）い（五）つ、（大）乃物（五）つ、（お）り（二）あ
う、（ま）ん（此）折（ら）、（三）此（と）や御（か）より（と）つ（と）へ（一）う（ら）、（六）此（と）やの御
あ（と）よ（ま）つ（と）へ（二）う（ら）、（つ）の（と）んの御（さ）う月（の）い、（あ）う（は）し（へ）
十二（郎）ら（と）て、（あ）う（は）し（よ）り（こ）あ（と）へ（ら）、（か）く（や）こ（し）ら（へ）む（ら）そ（り）
そ（へ）の（ま）へ、（あ）つ（め）此（き）の（し）と（よ）も（う）く、（大）う（く）寺殿（よ）り御（さ）う月（乃）と
い（三）う（ら）、

大夫玄三
入道十二郎
同鶴千代
同さくわ
ん

廿七日、（る）と（さ）ぬ（ない）く、（お）と（と）ち（の）あ（ら）い（ま）申（さ）と（よ）て、御（の）ふ（十）せん
あり、（大）夫（巻）ん（さん）入（と）う、（十）二（郎）と（ゆ）ふ（も）する、（う）き（あ）は（さ）く、（や）十二（郎）
あ（い）は（十）二（郎）い（と）こ（乃）は（る）ち（よ）、（と）け（む）ら（こ）さ（く）む（ん）た（ゆ）ふ（と）る、（こ）ん
か（す）七（こ）ん（ら）、（ま）よ（ま）ん（上）ら（ぬ）御（し）やく、（い）よ御（む）さ（け）二（こ）ん（も）お（ち）

しく、三（こ）ん（五）の（と）や此御（う）と御（し）やく、御（む）さ（け）三（こ）ん（と）
四（こ）ん（と）の（あ）い（ま）せ（こ）は（大）乃物（よ）てく御（の）ま（へ）御（さ）う月（大）よ（て）ま
いる、（く）御（乃）ま（へ）此（大）乃物（と）や乃御（か）の（と）ま（へ）そ（此）ま（い）て、（お）と
こ（と）ち（と）れ（く）へ御（と）を（り）あり、御（し）やく頭中將、御（む）さ（け）と（あ）くら、（四）
こ（ん）う（ち）井（と）の御（し）やく、御（む）さ（け）こ（ん）乃（と）せ（け）殿、（五）こ（ん）く御（の）御（し）や
く、御（む）さ（け）上（ら）ぬ、（六）こ（ん）とやの御（う）と、御（む）さ（せ）こ（ん）を（巻）殿、（七）こ（ん）く
む（ん）し（ゆ）寺（ま）ん大納言御（し）やく、御（む）さ（け）あ（そ）う井（せ）う（し）やう、（と）て
おと（と）ち（五）こ（ん）め（よ）ま（と）つ（よ）御（む）やう密（此）あ（ら）れ、（い）つ（を）の御（う）
さい、（ま）ゆ（ん）乃（ま）い（ち）とあ（ま）せう（く）御（ひ）し（く）、（て）ん（き）も（四）五（を）ん（め）
より（ふ）りて候（へ）とも、（ま）と（き）と（く）に（ら）を（巻）候（て）、（と）ち（く）おと（と）ち
し（や）う（し）やう（か）り候（事）よ（て）、（と）る（く）せ（め）て（し）く、（二）こ（ん）め（よ）り御
む（し）く（と）て、御（ひ）ら人御所、（と）う（と）なる、御（さ）し（き）へ（あ）し（ふ）いらる（と）、（三）
こ（ん）め（よ）り御（さ）う月（此）御（い）よ（て）、御（さ）う月（ら）、（三）こ（ん）の（と）ち御（ゆ）つ
巻（ら）く、（く）御（よ）は御（巻）ん（あ）い（よ）て（ら）、（と）や此御（の）と、御所（く）へ、御（ゆ）と
乃（う）へ（よ）て（ら）、

天正十一年閏正月九日

五三一

天正十一年閏正月九日

五三二

廿八日、（略）けふこうてうよきのふ此大夫とも御遊いよゐりて、御そやしきやう参んあり、き此ふ乃おとことちをあし御去こうあり、こんと二こんら、御さう月乃といちとよて、御さあ月をて、乃ち百て五こんら、志よこんやしやく上らぬ、御むさけいよ、二こんをあしく、三こん頭中將、御むさけさうくら志う、四こんをれしく、五あんひろはし志ん中納言、御むさ志をさう井せうしやう、そて、此ちをれし、いつをのそくおとことち御うといち御むし、めてとし、こや此御うと、里々こや乃御か、御所なる、けふはうち井との御さんあし、さゆふとをよ御あふ、四さうあうらよとふ、十二郎、つるちよ、さく里んまいいらそる、志んさんへま且す、志ふへ御さしきへ、二のこや乃御うとも、三此みや乃御あともならず、里々こやの御うとより、花乃枝ら、なるはしよりかちんら、（略）下略、般舟三昧院ヨリ、巻敷ヲ上ルコトニカハル、三月二十八日ノ條ニ收ム、

〔兼見卿記〕 五 三月廿日、壬寅、出京向勸修寺亞相、來廿七日内々之衆各御申沙汰在之、手申樂之儀被仰付、玄三也、今日召具玄三罷向、暫相談了、伯極藏人於彼亭相談了、

廿一日、癸卯、（略）中淵田與三郎來、同道二人、（略）淨土寺玄三所へ罷之由申了、廿七日御能之談合云々、

□（甲辰）、（略）中林民、玄三來、直出京、喜介爲使石井入道所へ遣之、右馬助定世召連小姓來、十一歳也、今夜御番也、祇候了、

□（丙午）、來廿七日禁裏御申沙汰、内々之衆相催之、（能ノ事）以勸修寺馳走、玄三ヲ申付也、此儀予ニ入、（略）也、玄三御請申、今日能衆上下京各召寄、（相國寺）大智院有云合也、予罷向、唯役者マチ、（略）也、異見相濟了、

廿七日、己酉、早天禁中之能爲見物、令貨頭罷出、已刻初之、鬼之間公卿之衆、各内々之衆、但外様飛鳥井父子、日野、烏丸祇候也、能脇ニ高砂也、四番メニ村雨、芝居各罷立、頓而晴、次之能在之、九番令見物歸家、

〔梵舜日記〕 三月廿七日、大裏ニ有御能、大夫ハ玄三也、

毛利輝元、野坂元行ヲシテ、父房顯ノ後ヲ繼ギテ、舊ノ如ク、安藝嚴島社ノ諸事ヲ沙汰セシム、

〔嚴嶋文書〕 （部制令）

當社御神事、其外社家三方之事、房顯時對御方、以一通申候條、今以不可有相

天正十一年閏正月九日

五三三

執沙汰

天正十一年閏正月九日

五三四

違候、任其旨、向後諸執沙汰肝要候、猶兒玉三郎右衛門尉、栗屋內藏丞可申候、
恐々謹言、

閏正月九日

輝元(花押)

棚守左近大夫殿

吉川元春
添狀

〔野坂文書〕

○十安藝

當社御神事、其外諸執沙汰之儀、如房顯時之、無相違可有御裁判之由、從輝元
以御一通被仰渡候、尤珍重候、被任其旨、向後御社役無怠慢御執行肝要候、猶
御使申含候之條、不能細筆候、恐々謹言、

閏正月九日

元春(花押)

棚守左近大夫殿

駿河守

制令

元春

〔嚴島文書〕

部

當社御神事、并諸法度之事、房顯如手續、對元行執沙汰儀申候、各被得其心、馳
走可爲祝著候、恐々謹言、

閏正月九日

輝元(花押)

社家三方

社家三方中

〔野坂文書〕

○十安藝

當社御神事諸法度之事、任房顯手續、對元行執沙汰儀申渡之候、各得其心、馳
走肝要候、謹言、

閏正月九日

輝元(花押)

佐武右兵衛殿

兒玉太郎左衛門殿

福田六郎左衛門殿

兒玉與三右衛門殿

兒玉兵部丞殿

中

〔嚴嶋文書〕

部神領

(花押)

一當社御神事、并社法次第社家三方被申談之、任房顯手續、可被遂其節事、

天正十一年閏正月九日

五三五

天正十一年閏正月九日

五三六

一御神領所々如房顯手續、全可被存知事、
一社家雖有被申分、對元行可被尋究事、
以上

天正十一

閏正月九日

兒玉

三郎右衛門尉(花押)

栗屋

右京亮(花押)

國司

右京亮(花押)

栗屋

內藏丞(花押)

栗屋

掃部助(花押)

桂

左衛門大夫(花押)

〔野坂文書〕

〇六安藝

棚守左近大夫殿

今度元清様御下向ニ付而、於其元萬被得御意辻、兩人被指上之具承候、慥遂披露候、最前房顯御申之辻、少後無御相違、御一通被進之候、乍勿論、何篇房顯御時被仰出首尾、不可有相違之由候條、於吾等後日出度候、猶此兩人申候條、不能多筆候、恐々謹言、

閏正月十一日

元良(花押)

〔繪考〕

兒玉三郎右衛門尉

棚守左近大夫殿御宿所

元良

〔嚴嶋文書〕

部神領

棚守左近大夫殿御宿所

當御社役、并社法次第御神領等之事、任賢父房顯御手續、無相違可被相計之段、輝元御一通被進之置珍重候、彌當家祈念等如先例、可被抽精誠事肝要候、長久可申談候、恐々謹言、

閏正月十二日

隆景(花押)

棚守左近大夫殿御宿所

小早川隆景添狀

天正十一年閏正月九日

五三七

〔野坂文書〕

○安藝

當社御神事諸法度之事、任房顯手續、對元行執沙汰之儀申渡候、被得其意馳走肝要候、恐々謹言、

閏正月十二日

輝元(花押)

大願寺

大願寺

○輝元、嚴島社ニ禁制ヲ掲グルコト、三月十三日ノ條ニ見ユ、

肥後人吉城主相良忠房、島津義久ニ物ヲ贈リテ、歳首ヲ賀ス、是日、義久之ニ答フ、

〔相良家文書〕

二

誠今歳之御慶千祥万賀、猶更不可有休期、多幸々々、抑爲此等之儀、太刀馬到來(儀方)、即令披露候、御喜悅之段可申由候、仍自是太刀一腰、段子一端、即補祝言、許候、恐々謹言、

潤正月九日

右衛門大夫忠棟(花押)

伊集院忠棟

謹上 相良四郎太郎殿

十日、柴田勝家ノ將佐久間盛政、書ヲ小島志摩入道ニ遺リテ、伊賀ヨリ

使者ノ來著セルヲ報ズ、

〔古證文〕

五

從伊賀國、山中橋内(長俊)ウト迄使者御座候、路次コおゐて則様躰承候、幸之儀コ御座候條、能々御内存被仰聞忝存候、様被成御馳走候(儀方)、御ウヘし有之様コと存知置候、委細首尾吉内(長俊)可得御意候、此等之趣可預御披露候、恐々謹言、

閏正月十日

盛政(花押)

小嶋志摩入道殿○小嶋志摩入道未ダ詳ナラザレドモ、恐クハ伊勢神戸城主小島民部少輔ノ老臣ナラシムルコト、三月三日ノ條ニ見ユ、

○勝家、伊賀衆ヲシテ、兵ヲ起サシムルコト、三月三日ノ條ニ見ユ、

十二日、美濃神路城主遠藤胤基及ビ八幡城主遠藤慶隆、神戸信孝ノ爲ニ、須原、洞戸兩城ヲ拔ク、是日、信孝之ヲ褒ス、尋テ、羽柴秀吉、兼山城主森長可等ヲシテ、胤基等ヲ攻メシム、已ニシテ和ヲ講ズ、

〔武藤文書〕

至其面被出勢付而注進候通、具披見祝著至候、寔頓速被出人數、則須原、洞戸兩城被押詰、即座コ被乗捕、於手前數十人被討果由、併各被碎乎粉骨故、尤感悅不少候、每々忠儀神妙令満足候、此方手合之事、急度出人數候歟、不然者、様

内意ヲ得テ感謝ス

子相下可出馬候、於何篇も、聊不可有由斷候、彌丈夫之行此節候、諸事其元可成程調儀專一候、委曲野尻彦太郎可申候、相替儀候者、追々吉左右待入候、恐々謹言、

後正月十二日

信孝花押

遠藤新兵衛尉殿

遠藤左馬助殿

(切封書裏書)

三七

遠藤新兵衛殿

信孝

遠藤左馬助殿

〔和泉遠藤家譜〕

慶隆但馬守左馬助

(天正七)

同年六月、信長卒去之後、織田三七信孝領美濃

國、自是以後屬信孝、

美濃ノ諸士多ク秀吉ニ屬ス
慶隆長可ト橋山ニ
戰フ
慶隆授テ
信孝ニ請フ

同十一年癸未正月、濃州武儀郡之諸士背織田信孝、秀吉ニ屬シ、須原、洞戸之兩城ニ楯籠、慶隆守信義不背信孝ニ、須原、洞戸ニ出勢合戰、兩城ヲ攻落ス、秀吉憤之、命森武藏守長可、佐藤六左衛門兩人、閏正月八日、郡上郡ニ攻來、慶隆武儀郡橋山ニ出張、武藏守六左衛門与度々及合戰、在陣中以密使岐阜ニ差遣乞援兵、信孝感之、返書ヲ贈ト雖モ、敵軍多勢圍橋山、岐阜与郡上之通路ヲ塞キ、信孝之援兵不到、在陣及十餘日、兵糧乏、防禦之術無之、一同討死之覺悟之處、敵將佐藤六左衛門舊縁有之ニ付、以軍使和睦之儀相勸、且六左衛門橋山江罷越、秀吉之書翰ヲ出シ、信孝、秀吉和平之旨、具ニ演説、兩家之和睦分明ニ付、慶隆退陣於郡上、郡葉々野、森武藏守與面會、從武藏守鞍置馬相贈之、和議相整、双方退陣、寛政重修諸家譜遠藤慶隆譜殆ト同ジ

援兵到ラズ
佐藤六左衛門和ヲ謀ル

○森長可、美濃ノ諸士ヲ降スコト、十年十二月是月ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔濃北一覽〕

九 兩遠藤橋山合戰之事

天正十一年、織田三七信孝公、羽柴筑前守秀吉、矛楯と成、合戰之刻、美濃國武儀郡葛原、洞戸の諸將ハ、羽柴秀吉公威勢盛んなれば、皆是ニ隨ふといへども、郡上兩遠藤ハ、織田三七信孝公へ隨たるハ、同年正月、武儀郡の諸將申合、岐阜織田家兩遠藤の通路をふさぎ、妨をなし、れば、兩遠藤ハ大キニ憤り、軍勢を以出陣し、武儀郡の諸將を油斷ハ仕つけ、無二無三ハ責付々れば、ミカハ散々ハ逃失たる、然るニ武儀郡の諸將残念のおもひをあし、同年閏

郡上ノ兩遠藤ハ信孝ニ從フ

正月八日、又もや郡上兩遠藤を責亡さんと、軍勢をもよふしたるふ、兩遠藤其よしを聞付、こなとより逆寄よせんと、兩遠藤貳千餘人の軍勢を揃へ、遠藤左馬助慶隆、郡上八幡を出陣し、黒鹿毛の馬よ貝摺の鞍置、熊の皮の泥障を著せ、鐵象眼の鎧よ、白磨乃轡をうけ、緋威の鎧よ、同し毛の兜を著し、重藤の弓よ鷹の羽の矢をかざし、采幣振り立乗出せ、二番手ふ、神路木越の遠藤胤直(基下阿シ)、月毛の馬ふ打跨り、四方白の灰皿よ黒糸綴の鎧、龜甲の腹當て、金作りふ朱鞘の大小を帶し、羽軍の軍配天よ耀し、軍勢おひひの倚羅を飭り、行粧當りをそらひ出陣せ、武儀郡の諸將へ、早兩遠藤より責集るよし、これぞ幸ひなるか、狩場よ獸物を得るとく、勇と進んで待りけり、遠藤勢へ橋山よ砦を構へ、日の丸の旗風よ翻し、魚鱗の備へを立、出陣よおよばんと催せ處へ、敵の諸將へ、橋山を追取卷、鐵炮透間もなく打出せども、生ひ茂る木よ妨(られ脱カ)げなれば、まゝならは見却せ、敵こそ幸ひありと、遠藤勢木うけより、弓鐵炮雨霰のそく打出しなれ、手負ひ打死數をえらば、逃出は遠藤勢進め、と追うける、眞先よ井上治左衛門、池戸與十郎、敵の中へ鎧を捻つて向ひなれ、續て遠藤作右衛門、野田宗兵衛、三木五兵衛、村山三右衛門、

橋山ニ砦ヲ構フ
日の丸ノ旗

大軍ニテ
橋山ヲ取
卷ク

餅取喜六郎、石井彌五郎、松井忠兵衛追々よ馳向ふ、先勢よ散々よ亂を立たる其中よ、山の手(はカ)さ一むきとつと引退し、井上治左衛門、池戸與十郎遣り、こし追取卷、井上治左衛門へ、鎧を以無二無三よ突立、貳三人も突留る、敵勢井上治左衛門を取圍え、散々よ切付、終よ討死、池戸與十郎、鎧先よ當るを幸ひと突立る、敵大勢よ手を負せなれとも、池戸與十郎數ヶ所の手疵よて、半死半生の處、富永主膳、池戸與十郎が胸先を鎧よて突留、終よ討死、遠藤慶隆、遠藤胤直、村山三右衛門、二手よなり、弓を以散亂の中へ、透を回らせぞ射返しなれ、數多手を負ひなれ、共ここの軍勢よ大勢討取られ、亂軍とあつたる處、そや夕暮とあれ、双方とも引續せ、遠藤勢へ橋山よ陣所を構へ、馳集り、評義區々の所、翌朝よ相成、遠藤勢手配りせんと、思ひの外、敵勢へ八方よ備へを立、多勢を以橋山を追取卷、相固なれ、兩遠藤軍勢手勢を揃へ打出んと思へ共、敵大軍よて取卷き、鎮りうへつて透間もあく固めたる故、謀計も回らんと、ここのおもえし考へ見るよ、扱へ兵糧責の手立ちからんと見へなれ、遠藤勢案よ相違して、此上へ討死の覺悟よて打て出るより外なし、さりあがら計略よ落入るも残念あり、如何へとためるふ處、

天正十一年閏正月十二日

五四四

晝夜を更け詰懸居れ、遠藤勢も途方よく、四五日も相あれ共、敵方油断なく相固なれ、遠藤勢も追々兵糧乏敷相成、大ききこゑり、如何へせんと思ひたるも、そや日數十日餘日も相成なれ、兵糧も彌手薄く、軍勢皆々餓死せんより、一時もそやく討死の覺悟にて、打て出るより外なしと、評義區々なれ、村山三右衛門進と出申々る、兵糧之手薄にて、討て出るといふとも、敵者大軍をもつて取圍み、筒先を揃へ待りけたるとなれ、犬死同前なり、このうへ岐阜表へ去のひの者を遣はし、彼地より大軍を以て責よせる手便として、そのうへ兵糧も彼地より持運せ、亂軍の中へ出て出れ、勝利を得る事も有るを、それ迄、草を喰つてなり共いのちをばさぎ、其虚よのそみ取計ふるしと一決して、夫を岐阜信孝公へ注進として、忍の者を遣し、其時節秀吉公、信孝公一先つ和睦ありなれとも、兩遠藤へ信孝公後詰被成候間、越され、御書之寫、○中略、閏正月十一日附、遠藤新兵衛尉同左馬助宛、信孝ノ書狀ニカ、ル、前掲、武藤文書、十二日附、信孝書狀ニ大抵同ジ

追々申越候通心得候、人數出シ可心安候、我々岐阜を一左右次第可爲出馬候、上方を我等存分相濟候而、今十七日、其夜富田平右衛門兩人越候事、

左様候得者、其方事見放らば、事候間、身上果候共、出馬可申候、其段可心易候、彌丈夫可被申付候、爲其自筆に申候、恐々謹言、

閏正月十二日夜八ツ時分 信孝判

遠藤新兵衛殿

遠藤左馬助殿

猶々、先人數三千程出候、猶追々申付候、可心易候、敵大勢殿、橘山幾重に被卷、外へ通路無之候之處、十日餘日もおよび、兵糧堅く制し申候而、一圓入不申候由、兩遠藤御難義被思候得共、双方取卷方便におよひ不申由、何共殘念之至候、

然而兩遠藤を橘山へ取卷、兵糧責みて難義之處、木尾甚右衛門、三日市地侍村瀬忠太軍傳り、酒の苦しからばの由、酒樽よ白米を詰、洲原權現山より山にさし、粥よ煮て差上なれ、心能召上らば、つうれを晴し、取らへぞ、

山櫻花の數よ、はらばらなれども、なほおなし、こゝろなれり、と詠し給ひ、木尾甚右衛門、村瀬忠太兩人の念頃よ御意有し、兩人共、難有、併

天正十一年閏正月十二日

五四五

兎角此うへへ請人御出し、當時御無難之御了簡他事なく候と申々る、兩遠藤も申々るを、兩人は是より八幡へ罷越、村瀬彌三右衛門方ハ萬端相頼、惣人數難澁之上、懸申兵糧の手番ひ差支無之様、取計工面いとし吳候様よと、毛頭（マウ）御歸りられ、直（ナ）御暇給はり、城下へこそいそぎ々る、夫より兩人ハ八幡村瀬彌三右衛門方へ行、得与相頼も、焼出し焼飯よし、樽（ツヅ）詰送りたる、兩遠藤ハ討死の覺悟よて居られれど、佐藤六右衛門申々るハ、此上ハ降參して和睦然るへく、急き人質を出し、秀吉公へ隨ひ被成るく、尤秀吉公、信孝公も和睦（ワ）相成られ、最早無益の戰場なるへしと申々れ、兩遠藤の軍勢も同意して、佐藤六右衛門（サ）に任せられ、佐藤六右衛門去つ、軍勢の中へ罷出、此度兩遠藤降參して、秀吉公へ隨ひ可申、和睦を申入んと、則人質として、石神兵庫、遠藤利右衛門相渡可申との人（ヒ）あれば、皆々引陣せ、然るよ木尾村母野よて、森武藏守（モ）に兩遠藤對面ありたるよ、森武藏守、兩遠藤へ鞍置の馬送ら（ウ）せ穩（シ）治る、

毛利輝元、伊賀家久ノ忠誠ヲ褒シ、誓書ヲ與フ、

〔萩藩閔閱録〕

二十九年 井原孫左衛門

就都鄙和睦申操之儀、御身上無二之御覺悟之通、重々被仰越之、無餘儀候、然間不相構和平之是非、聊以見放申間敷候、彌不相替御入魂可爲本望候、若此旨於僞者、可罷蒙日本國中大小神祇、八幡大菩薩、天滿大自在天神、摩利支尊天、殊者嚴嶋兩大明神之御罰者也、仍神文如件、

毛利

天正十一年閏正月十二日

輝元 御判

伊賀與三郎殿

就都鄙和睦申操之儀、御身上無二之御覺悟之通、重々被仰越之、無餘儀候、然間不相構和平之是非、聊以見放申間敷候、彌不相替御入魂可爲本望候、若此旨於僞者、可罷蒙日本國中大小神祇、八幡大菩薩、天滿大自在天神、摩利支尊天、殊者嚴嶋兩大明神之御罰者也、仍神文如件、

小早川左衛門佐

天正十一年閏正月十二日

隆景 御判

吉川駿河守

天正十一年閏正月十二日

五四七

小早川隆景
吉川元盛
亦家久
書與フ

天正十一年閏正月十三日

五四八

伊賀與三郎殿

元春 御判

○輝元、家久ノ忠誠ヲ褒スルコト、十年六月九日ノ條ニ見ユ、

十三日、西大佛師康正ヲシテ、比叡山三院及ビ日吉社ノ神體佛像ヲ彫刻
セシメ給フ、

〔延曆寺文書〕○近江

山門三院、日吉社内神體佛像彫刻之事、如有來大佛師法印康正可致存知之
旨、天氣所候也、仍言上如件、

天正十一年後正月十三日

(中山廣親)
左中將(奉力下向シ)

謹上
勸修寺大納言殿

山門三院、日吉社内神體佛像彫刻之事、如有來、當家可被致存知之旨、御綸旨
被成下、勸修寺大納言殿御下知所候也、仍執達如件、

天正十一年後正月十三日

豐家

大佛師法印康正 御房

三法親王最
胤法親王
法印康正
門大佛師
職大佛師
フセシメ
給

(經孝)
一勸修寺家内井上五郎豐家拜

山門大佛師職之事、任御綸旨、不可有別儀之由、(最胤法親王)梶井宮御氣色之所候也、仍執
達如件、

天正十一年後正月十三日

法眼

大佛師法印康正 御房

(梶井)
一梶井様御令旨 寺家宰相拜

山門大佛師職之事、任御綸旨、不可有別儀之由、(最胤法親王)青蓮院宮御氣色所候也、仍執
達如件、

天正十一年後正月十三日

經孝

大佛師法印康正 御房

(梶井)
一寫 青蓮院様御令旨 梶井小路拜

山門大佛師職之事、任御綸旨、不可有別儀、(常胤法親王)妙法院宮御氣色所候也、仍執達如

天正十一年閏正月十三日

五四九

妙法院常
胤法親王
令旨

青蓮院尊
朝法親王
令旨

天正十一年閏正月十三日

五五〇

件、

天正十一年後正月十三日

行康

大佛師法印康正御房

(瑞雲寺)
一妙 法院様御令旨 今小路拜

〔天正本山再興之記〕

山門三院、日吉社内神體佛像彫刻之事、任御綸旨并三門跡御令旨、不可有別儀處候、仍執達如件、

天正十一年正月十三日

正覺院探題法印豪盛

南光坊祐能

大佛師法印康正御房

〔延曆寺文書〕

○一 近江

山門三院、并日吉社内再興候付而、佛像神體彫刻之事、任御綸旨、三門跡御令旨、如先規不可有異儀候、恐々謹言、

正覺院

探題法印豪盛 在判

二月二日

探題正覺院豪盛
南光坊祐能

大佛師大夫法眼御坊

山門三院、日吉社内再興付而、神體佛像彫刻之事、任御綸旨并三門跡御令旨、如先規不可有異儀候、恐々謹言、

天正拾一

南光坊

祐能 在判

二月三日

大佛師大夫法眼御坊

〔井上泰輔氏所藏文書〕本朝大佛師正統系圖

廿代 康秀 法橋

廿一代 康正 法眼、東寺木佛師職、補任、八十八歳而逝、

定朝以來七條住人也、今四條烏丸通永屋町移住ス、山崎寶寺行基、弘法、本尊觀音、二王等修覆、天正十一年閏正月、山門日吉神躰佛像、百七代正親町院御宇事、○下

○延曆寺ノ僧正覺院豪盛等、比叡山ヲ再興セントスルコト、十年十二月十二日ノ條ニ見ユ、

天正十一年閏正月十三日

五五一

木佛師康正

天正十一年閏正月十四日

五五二

十四日、戌德川家康、甲斐ノ士山下内記、水上利光等ヲシテ、本領ヲ安堵セシム、

〔譜牒餘録〕

二十五 山下又右衛門 井伊掃部頭附家臣

米座役

甲州本領下河原三百拾五貫文、青沼拾貫文、河東米座役五拾貫文、大野寺内壹貫貳百文、棟別十三間、諸役免許等之事、右領掌不可有相違之狀如件、

御朱印

天正十一年

後正月十四日

山下内記殿

〔古文書〕

水上 記録御用所本

水上六郎兵衛利光拜領、同帶刀正相書上、

東照宮御判物、

甲州本領中條内貳百貫文等之事、

右領掌不可有相違之狀如件、

天正十一年

手作分

閏正月十四日

水上六郎兵衛尉殿

〔古文書集〕

十二 日向傳 右衛門家藏

大神君御判物之寫、

甲 芴南竹居之内三拾五貫文、村山之内安林寺分手作分七貫三百文、内分

芴三百文、同所林教寺分五百文、駿芴厚原之内七拾貫文之事、

右爲本領之間、如前々不可相違之條如件、

天正十一年

後正月十四日

御判

〔古文書〕

高林 記録御用所本

日向傳次とのへ 高林又十郎昌重拜領、同又十郎昌稍書上、

東照宮御朱印、

甲州本領押越郷七拾貫文、八代内六貫文、山宮内壹貫三百文、小林内貳貫

文、山崎郷棟別三間免許等之事、

右領掌不可有相違之狀如件、

天正十一年閏正月十四日

五五三

押越郷
山崎郷

天正十一年閏正月十四日

天正十一年

閏正月十四日 御朱印

高林又十郎殿

〔古文書〕

○西山
記錄御用所本

西山八右兵衛尉昌次拜領、同鞞負昌壽書上、

東照宮

甲 芴本領三井分寺社領共爾三拾五貫文、并夫丸壹人（所力）升役三拾貫文等之事、

右領掌不可有相違之狀如件、

天正十一年

後正月十四日

（家傳）
朱印

西山八右兵衛尉殿

〔古文書〕

○大木
記錄御用所本

大木才兵衛親照拜領、大木才兵衛親慈書上、

東照宮御判物、

甲 芴大木郷内七貫五百文、中郡紺座五拾貫文、南條之内五貫文、泉郷内棟別壹間免許、并名田知行（被力）付諸官等之事、

夫丸
柁役

大木郷
紺座
泉郷

名田知行

五五四

右爲本給之旨、不可有相違之狀如件、

天正十一年

後正月十四日

御朱印

大木初千代殿

〔古文書〕

○牛奥
記錄御用所本

牛奥與三左衛門昌茂拜領、同新五左衛門昌福

書上、

東照宮御判物、

甲 州本領上石森内六拾貫文、棟別壹間免許事、
右領掌不可有相違之狀如件、

天正十一年

後正月十四日

御朱印

牛奥與三左衛門殿

〔古文書〕

○永井
記錄御用所本

永井又五郎吉昌拜領、同五右衛門昌純書上、

東照宮御判物、

甲 芴本領河内之内五拾貫文、志田内參拾俵、小松屋敷五貫文、淺利内夫丸

天正十一年閏正月十四日

五五五

天正十一年閏正月十四日

五五六

壹人等之事、

右領掌不可有相違之狀如件、

天正十一年

後正月十四日 御朱印

長井又五郎殿

〔古文書〕

○青沼 記録御用所本

青沼縫殿介昌世拜領、同勘次郎政義書上、

東照宮御判物、

德役

甲州本給青沼分拾五貫文、大下條棟別拾五貫文、德役拾貫文、河内半夫事、

右領掌不可有相違之狀如件、

天正十一年

後正月十四日 御朱印

青沼縫殿介殿

〔早川文書〕

斐○甲

甲州本領前間田參拾五貫文、同所夫丸半、一宮之内四貫文等之事、
右領掌不可有相違狀如件、

前間田郷

〔附書〕
一權現様御朱印寫

天正十一年

閏正月十四日

朱印

早川彌三左衛門尉殿

甲州本領前間田郷參拾五貫文、同所夫丸半、一ノ藏之内四貫文等之事、
右領掌不可有相違狀如件、

〔附書〕
一權現公様御朱印寫

天正十一年

閏正月十四日

朱印

新津彌三左衛門尉殿

〔古文書雜纂〕

甲州本領相田郷參拾五貫文、下河原内壹貫六百文等事、
右領掌不可有相違候狀如件、

天正十一年

天正十一年閏正月十四日

相田郷

五五七

天正十一年閏正月十四日

後正月十四日

(家傳)
朱印 ○印文
福徳

山本十左衛門尉殿

〔古文書〕

○雨宮
○記錄御用所本

雨宮與十郎昌茂拜領同清三郎正宴書上、

東照宮御判物、

甲州本領上河東内拾五貫文、同所叔子參拾表、一宮大膳坊分八貫文、同夫
丸壹人、田屋々敷、諸役免許等事、
右領掌不可有相違狀如件、

天正十一年

閏正月十四日 御朱印

雨宮與十郎殿

〔原文書〕

斐 ○甲

甲州本領國衙内貳拾參貫文、棟別貳間諸役免許等事、
右領掌不可有相違狀如件、

天正十一年

閏正月十四日

(家傳)
朱印 ○印文
福徳

叔子
田屋

國衙

五五八

米藏郷
還補

吉田兼和
秀吉ヲ訪フ

土屋源三殿

〔古文書〕

○有賀
○記錄御用所本

有賀式部助種政拜領同吉次郎種清書上、

東照宮御朱印、

甲州成田之内拾八貫文、并米藏郷夫丸壹人、如前々令還補、成田、夏目原於
兩郷棟別或者普請諸役等免許如之事、
右爲本領之間、如前々不可有相違候狀如件、

天正十一年

後正月十四日御印

有賀式部助殿

十五日、己亥、羽柴秀吉、近江安土ヨリ京都ニ入ル、

〔兼見卿記〕

五

閏正月

□_{十五日}

□_{己亥}

羽柴筑前守自安土上洛了、

十六日、庚子、羽筑へ爲禮罷向、依煩氣各無對面之儀云々、直ニ□宮内卿法印、
五明十本持參、面會、此間所勞之由被申了、□者地伯へ五本二本遣之、自共
參曇華院殿、御靈之社へ御□詣也、當年御禮也、御侍ニ申置了、直山科黃門
罷向、面會暫相談了、次向勸亞相、面會、次歸家、

天正十一年閏正月十五日

五五九

龍庵
増田長盛
秀吉ノ茶
湯

天正十一年閏正月十六日

五六〇

□^下□^上辛丑、羽筑へ以使者左馬允申禮了、奏者龍庵、増田仁右衛門尉兩人へ遣折紙、百疋筑州へ遣之、兩人へ貳十疋、龍庵へ參十疋也、及夕歸、羽筑爲茶湯在小座敷之間、不申聞之、龍庵返狀也、明日可遣之由申訖、
□^下□^上寅、龍庵へ遣左馬允、羽筑へ披露之由返事在之、于今無□^{對カ}面之儀之由申了、

〔附録〕

〔多聞院日記〕

○三十大和 閏正月十七日

一從大門、羽筑へ被遣卷數事被仰聞、認遣候、

十六日、^{庚子}羽柴秀吉ニ、物ヲ賜フ、

〔御湯殿上日記〕

○四十八高松宮御所藏

うるう正月十六日、^{乙未}そしそちくせんよ、むき十てうよ、御とさき物十のいくとさる、くまんしゆ寺まんだ納言御つあ、い、上らぬよりさし御そへ御うそよら、そけとのよまらん乃御つをら、^{信孝}さん七うち此^{小澤越後}こさまゑちこ、ひらき、うちまきのふくろ三つ、としく、ら、つぎとて一ふとら、そけ殿より御ひろうあり、大そけ殿より御こまゝ御一ふとら、

ひき
たき物

信孝ノ臣
小澤越後
物ヲ上ル

平右衛門
合利ヲ獻
ズ

〔御湯殿上日記〕

○四十八高松宮御所藏

○但馬ノ人垣屋平右衛門ニ、練香ヲ賜フコト、便宜左ニ合致ス、
と申物、まやりしん上申、あそゐ井大納言とのしてまんだ納言御つあ、い、上らぬよりさし御そへ御うそよら、そけとのよまらん乃御つをら、^{信孝}さん七うち此^{小澤越後}こさまゑちこ、ひらき、うちまきのふくろ三つ、としく、ら、つぎとて一ふとら、そけ殿より御ひろうあり、大そけ殿より御こまゝ御一ふとら、
廿二日、^{乙未}御あちや、よりと事あるくしうきら、上らぬよりほくまいる、おあしくとるきくこんふいりて、宮此御うとならしほしてら、^{信孝}ふ中將御ゆとのうへるめして、くこんくとさる、あしまのうきやへいゑもんよ、あそゐ井大納言して、御とさきま乃十ういつのへさる、かとしけあきよし、あそゐ井大納言とのまてふとよて申、

十七日、^{辛丑}大德寺僧宗賢^{先甫}出世ス、

〔御湯殿上日記〕

○四十九高松宮御所藏

うるう正月十七日、^{乙未}むらさき乃ちやうらう^{信孝}まぬをん、いあり此御まいさんあい申さる、むき十てう、まき物ら、くまんしゆ寺まんだ納言申つき也、^{信孝}まんさく御まい申、小御所

居成
曲直瀬玄
朔

天正十一年閏正月十七日

五六一

天正十一年閏正月十七日

よて御といめん、申つきあうや、中納言ひき十てうよ、きあるとんせし
ん上申、上らぬ御てあしの、ちぎふ御ら、

〔紫巖譜略〕 龍寶山大徳禪寺

百廿四

法龍天源
禪師

先甫 諱宗賢、洛人、嗣和溪、天正十一癸未閏正月十七日出世、改霜筠爲昌林
院、正親町帝敕特賜法龍天源禪師、

〔附録〕

〔御湯殿上日記〕

〇高松宮御所藏

閏正月四日、

〇大ほいの御うとちこ

御禮申さる、上らぬつきて御り候て、御あふきとふ、とん帯いゐん

知恩寺某
香衣勅許
ノ僧ヲ伴
ヒテ參内
ス

殿ちらぢありてやうてくをしある、ちおん寺うゑ申さる人つきてさ
んぬい申さる、御いめんあり、申つきま、〔初書〕ひろとしのうち中納言、きやうふきやう、む
ら此とて御さる、わう、一うま、ん上申さる、〇上下略、杉原家次、御能ノ警固、ニ參内ノコト及ビ清

涼殿ニ疊ヲ敷カル、コト等ニ
カ、ル、本月九日ノ條ニ收ム、

廿一日、上らぬ御物ら、〔密教院〕こつをうゐん、そよとそ取まると
て、まよふくの事申、御心え此よしあり、せん下頭中將よおほせらる、御
月あみ乃御いとも、そうくへいとさる、上らぬ御物ら、〔殿アルカ〕此御とや

月次ノ御
題

眞乘院某
僧正トナ
ル

とてうちんこころ、

廿三日、〇こんせけ殿御てなしの、ちぎさ御ら、まんかんし〔眞乘院〕此まんせ

うゐんより、そうしやう乃御まいとて、三色二くら、御まい御申、さちや

う所よて御いめんあり、申つきちとやうゐん此中納言、御ゆよならし

るぞ、〇下略、青蓮院領安塔ノ條ニ收ム、

羽柴秀吉ノ兵美濃小里ヲ侵ス、是日、神戸信孝、小里邑主小里光明ノ戦功
ヲ褒ス、

〔川邊氏舊記〕

〇信濃

〔主殿小里〕

今度其面へ敵相動候處、堅固之由、寔以粉骨不及是非候、彌忠節專一候、尙城
之事、自上方今日使者候、何も如存分相究候間、可心易候、仍森紛之詫尾面々
相動事候間、則人數五千餘申付差越候、加治田衆もと合可打果候、猶以其元
之事、明知勘左衛門相談馳走肝心候也、謹言、

後正月十七日

信孝(花押)

小里助右衛門殿

〔小里助右衛門殿〕

信孝

明智勘左
衛門

天正十一年閏正月十七日

天正十一年閏正月十九日 二十日

五六四

十九日、卯德川家康、駿河北山ノ地ヲ、上井出宿ノ民ニ與ヘ、舊ニ依リ、諸役ヲ免ジ、驛傳ニ役ス、

〔駿河上井出村文書〕河○駿

上井出宿
百姓等入
内ニ打郡
ル

駿州富士郡上井出宿中、去年甲州郡内當方ニ敵對之刻、彼宿中へ夜討入、男女等討捕擊散付而、傳馬之百姓等退轉之旨令答、各屋敷家數三十間、此内間屋々敷四間、表口八間、奥へ三十間宛、并棟別諸役等、如前々令免許配分之、但右之宿中ニ、齋藤半兵衛爲本知之由言上之間、以北山之内所宛行、不可有相違者守此旨、傳馬役貳十六疋之分、無懈怠可相勤之狀如件、

天正十一年

倉橋三郎五郎奉之

閏正月十九日

家康
朱印 ○印文
福徳

上井出宿中

百姓等

二十日、辰大友義統、其將佐田鎮綱等ヲシテ、豊前神樂城ヲ攻メシム、是日、神樂城主安心院千世松、城ヲ去ル、

〔佐田文書〕九 ○肥後

安心院千
世松ク
防グク
田原紹
シムト
等謀ラ

（備註）
天正十一年 未癸

御書之寫案

佐田彈正忠殿

飯田但馬入道殿

其外郡衆中

義統

數度如申候、安心院要害ニテ相支候事、方々聞更不可然候、就中至城内糧已下差籠人在之之由候、偏當陣衆油斷、誠不及是非候、右閑目之儀、至田原（近江）入道、本庄中務少輔、申遣候條、彼衆被申談、諸口堅固差弱、急度一著之調儀、頼存候、委細猶賀來中務少輔、上野掃部助申含候、恐々謹言、

正月廿八日

義統（花押）

飯田但馬入道殿

矢部三郎殿

飯田三右衛門尉殿

佐田彈正忠殿

其外郡衆中

天正十一年閏正月二十日

五六五

去廿、神樂要害一著之由示給候、彼調略舊冬已來至(佐田麟)鎮綱令入魂候之處、紹忍被申談、以才覺安心院千世松下城之段、堺目之覺最肝要候、今度御心懸軍勞之次第、定而義統可申達之條、不及口能候、彌每事被勵馳走專一候、猶重々可申候、恐々謹言、

大友府蘭

閏正月廿四日

府蘭(花押)

佐田彈正忠殿

安心院麟
生義統ニ
叛ク

安心院(麟也)中務入道事、依不儀(也)顯然令誅伐候、雖然神樂要害相支候之條、加下知候之處、不思軒以同陣、別而被勵辛勞、彼城屬案中候、祝著候、必追而一稜可成其感之趣、猶紹忍可申候、恐々謹言、

二月廿一日

義統(花押)

佐田彈正忠殿

安心院千世松退散之儀、無是非次第候、定而巷說等候而、可爲如此候歟、但挿

千世松ニ
與ヘシ居ニ
屋敷ヲ吉
岡三河入
道等ニ與

逆意於逐電者、不及用捨候、然者今度千世松江令裁許居屋敷分之事、愚老可存知之段、義統入魂之條、爲知行吉岡三河入道、賀嶋長門入道、竹田津志摩守差遣候、方角之儀候之條、別而可被隱候、心事可爲祝著候、猶口上申候、恐々謹言、

六月廿八日

府蘭(花押)

佐田彈正忠殿

安心院ノ
牢人等狼
藉ヲ企ツ

松井五町分之事、爲料所召置候、爲彼調高山右近允齋藤大和入道差遣候、兼日如申候、暫宿之儀至鎮綱領内被申付、在村中別而可被添心事肝要候、殊安心院牢人其堺ニ御隱住狼藉之企無止事候、由候、不及是非候、方角衆被申合、以心懸被討果事賴存候、猶兩人申含候、恐々謹言、

九月十六日

義統(花押)

佐田彈正忠殿

○鎮綱等、千世松ノ父麟生ヲ神樂城ニ圍ムコト、十年十月二十一日ノ條ニ見ユ、

二十二日丙午、本願寺光佐、攝津有馬ニ湯治ス、是日、紀伊鷺森ヲ發ス、尋テ、畿内ノ名所ヲ遊歴ス、

〔貝塚天滿御移位之記〕

附錄

一天正十一年閏正月廿二日、御湯治ニ付、鷺

神崎ヨリ
橋本マデ
舟行ス
京都ニ入
ル
奈良ニ之
ク

鷺森ニ歸
ル

諸社寺へ
ノ賽錢

森御發足、廿四日、有馬御著、二月十日、湯山御あり、今夜神崎を夜舟ニテ橋本迄、夫ヨリ陸路、十一日京著、十八日迄、所々御見物、十九日、宇治御見物、こ而、其日奈良ニ御著、廿日、春日御社參、所々御見物、太神樂參ル、若宮殿ニテ十二貫、神子八人、廿一日、奈良ヨリ三輪初瀬へ御參詣、夫ヨリ今井へ御出ニテ御泊リ、廿二日、今井ヨリ吉野御出、飯貝ニ而御泊リ、本善寺花下御見物、子守勝手御出あり、花ハ未ト不咲、大木一本咲トリ、今夜下市願行寺御泊リ、廿四日、下市一日掛ニ晝御休、今井又河内山田ニ而御一獻アリ、其日堺慈光寺御泊リ、廿五日、鷺森へ御歸寺、陸路通り也、御荷物ハ舟ニテ下ル、下間衆ハ、廿六日ニ歸宅、御參詣所々參錢、

清水へ千疋 北ノへ千疋 八幡へ千疋 大佛へ三百疋 初瀬開帳三百疋 嵯峨釋迦開帳三百疋 泉涌寺三百疋 祇園三百疋 同神樂貳百疋 春日社是ハ所々へ貳千疋計、同若宮ニテ大神樂、十二貫、三輪ノ

社貳百疋ト百疋 松尾社貳百疋ト百疋

〔顯如上人雜記〕

○山城

天正十一、二月廿一日、三輪泊瀬見物、

三輪
社頭ナシ
鳥居
神木
拜殿
湯釜
小田卷ノ
杉
玄寶
若宮ノ杳
跡
若宮
泊瀬

三輪ニハ社頭ハナクテ、鳥居三ツナラヒテアリ、真中ハ高ク、兩方ハ少シヒキクテ、柱ヲカネテシツ、ケタル鳥居也、チキサシ、鳥居ノ内ニ神木アリ、ウシロハ三輪山トテ、大山茂タル山ナリ、面ニ拜殿アリ、常ノ拜殿ニハカハリテ、社壇ノヤウナル躰アリ、ソノ前ノ庭ニ湯釜アリ、拜殿ニテ神樂マイル、おさなき神子ウラヒら打ウけて、男禰宜ナト云ヤウナルモノカ一人アリテ、大コウうちとる也、いらよもそさうある躰也、おまれの杉トテアリ、坊二三アリ、玄寶ノ居タマヒタル所ハ山中ト云々、望アルモノハ案内者ヲツレテ行テミル也、三輪ノ拜殿ヨリ口ニ堂アリ、堂ノ内右ノワキニ、若宮ノ杳ノ跡トテ、ノコヒ板ノ上ニ二ツアリ、板カクホク成テアリ、○此分ニフミチカヘテアリ、タトヘハ若宮ト申ハ神歟、戸ヒラノヤウナル所アリテ、其中へ入せ給タル躰也、面ヨリミレハ、御籬カ、リテ神前ノカマヘ也、杳跡ノアル所ハ奥ナリ、

同日、泊瀬

天正十一年閏正月二十二日

五七〇

山ふとある也、まつく在家二三町モツ、キテ、左右方ニ町屋ノとく、
りあらへテ二百計モ家アル也、旅宿ナトヲモスル也、ソレヲ過テ、山へカ、
リテ坂アリ、カキノ手ニ石壇ヲ上ル、長キ坂也、ノホル坂ニヤチアリテ、そのシタ
ヲ上ル也、観音堂ハ半作也、前ニ舞臺アリ、本尊ハ二間アマリモアルへキ歟、
箔佛ノ立像也、十一面本尊ノ前ニハ、アラくトシタルアミヲカケテ、開帳
トアレハ、アミヲラシヒラクナリ、

本尊ノ兩方ニ御厨子アリテ、一方ニハ、本尊ノ右天照太神、一方ニハ春日大明神トテ
開帳アリ、木像ナリ、観音ノ堂前カケツクリニシテ花木アリ、又堂ヨリ右へ
道アリ、其道をうらニ花木多之、十王堂アリ、坊アリ、泊瀬川ハ堂ノ左、東ナリ谷川ナ
リ、其邊ニ家少々アリテ、そとまゝなる橋おともあり、玉葛ノ住たまひとる所
とて、川ノ邊ニアリ、山上ヨリ佛舍利ノ此川へナカレタルヲ、爰ニテセン西
上人ノトリアケテ、観音ノ御クシニツクリコメラレタリ、ソレヨリ泊瀬ト
號スルト云リ、

三輪泊瀬ハ梅花盛也、彼岸櫻モ盛也、
泊瀬観音堂ヨリミレハ、東ニアタリテ伊勢參宮ノ道アリ、山路也、三輪ノ入

口ニ馬場アリ、兩方ニイカキアリ、其邊ヨリいまとハルくト奥へ入テ拜
殿アリ、三輪ノ森ノ邊ニハ人家ミヘス、イカニモサシノキテ家少々所々ニ
アリ、一段さひしき所也、

三輪ニハ山上へ六町ハカリノホリテ、坊廿歟卅歟程アリト云々、

あるをうけの杉、二もと此杉ナト、云テアリ、

天正十一、二月廿三

吉野見物、但花はいまと不咲、三月十日頃タルへき由申也、芳野ノ一ノ坂ト
云ハ、上市ノ近所、吉野河ノ河岸ナリ、家あまゝある所也、旅宿ナトヲモアル
所トミヘタリ、ヨキ家アルナリ、ソレヨリ一里ト申、關ノ花トテ花ノ木多シ、
信長公ノ世ニナリテ關無之、其邊ニワラヤノ家少々アリ、ソレヲ過行ハ、吉
野トテ在所アリ、道ノ兩方ニ町屋ノコトク立テ、ぬしおとのやうある職人
モアリ、店屋ノコトク吉野鉢ナト云ルウリ物ヲモ棚ニ出置ナリ、家數ノ百
モ二百モアリテ、アヒノ、ニハ寺ナトノヤウナル所モアリ、ソレハスコシ
行入テ、壁ヲ高クツケ、石クラナトヲツミタル所モアリ、ソノ町ヲ過テ、藏王
堂へ參ル、本尊三尊、願ノ次第ニ開帳アリ、大ナル堂ナリ、カ子ノ鳥居アリ、額

天正十一年閏正月二十二日

五七一

勝手社

子守社

奥院
雲居ノ櫻

千本ノ橋

天正十一年閏正月二十二日

五七二

アリ、三字、立文字也、古文ナリ、金字也、藏王堂ヨリ十町ハカリ行テ、勝手ノ社頭アリ、三社アル歟、ソノ端ノ一社ノ前ニ劍ヲタテ、アリ、アカ、子ニメツキサシタルヤウナリ、長サ三尺ハカリナル劍ナリ、湯釜タテ、アリ、二ツアル歟、又ソレヨリ十町ハカリ行テ、子守ノ社頭へ參ル、五社歟、拜殿アリ、神子アリ、神樂マイル、是ヨリ奥ヲハ不見、此奥ニ奥ノ御前トテアリ、ソレニ又藏王堂アリト云々、コレハ一尊ナリ、不見、

奥御前トモ奥院トモ云、ケヌケノ塔トテアリ、雲居ノ櫻トテアリ、愛染寶塔トテアリ、コレカ奥ノハテノ心也、是ヨリ上ニハ花木ナシ、槇、杉、檜ハカリ也、又道スチカハリテ、ニナ川トテアリ、不見、

次信忠信カフセキ矢射タル所ハ關ノ邊ナリ、ソノ邊ニ、ワカレノ茶屋トテアリ、ソレヨリ道アリテ宮瀧へ行也、ソコニ鮎ヲ汲所アリ、岩飛ト云事アリ、不見、千もとの橋ト云ハ、谷ニアリト云々、關ノアタリ歟ト覺候、

イモセ山ト云ハ、ムカヘハ右ニ脊ノ山トテハケ山也、男、左ニ妹ノ山トテ、茂タル山アリ、女、ソノアヒ少シアリテ、山アヒヨリ吉野川流出テ、大ナル河原アリ、上市ノ近所也、河原ヨリ見ヤリタル也、三町ハカリモアルヘキ歟、一坂

家居多シ

若木ノ花
ヲ毎年植
ウ

會式

奥ノ藏王
口ノ藏王

有馬

天正十一年閏正月二十二日

五七三

ト云所ハ山ニテハナシ、吉野川ノ岸ニ家あまゝアリ、ソレヨリ吉野山へ連々カ、ル、山口ノ山ニ、花木左右前後ニ數不知、又山ノ道ハ、左右ト又兩方ニ谷アリ、又小山イクツモアリ、山モ谷モ花木ナリ、道ハサノミノホルヤウニモオホエヌ也、勝手子守ノ道ハ大ナル坂トモアリ、吉野ノ町ハ兩方ニ家アリ、ソノ家ノウシロ又兩方ハ谷ナリ、ソノ邊悉花木也、ワカ木ノ花ヲ毎年ウフル事カキリナシト云々、人ノ立願ニモウヘサスル、又花興隆ノタメニモウヘサスル也、花ヲ代ニテウフルモノアリ、

静ノ舞マフタル所奥御前也、不見、

毎年三月十一日、吉野ノ會式ト云ハ、神輿二社ヲタラセ給ト也、勝手ノ寶前ニ常ニハ神輿アリ、會式ノ日ハ、藏王堂へクタリ給ト也、

奥ノ藏王ハ、行基菩薩ノ生身ノ藏王ヲカミ給時、其御姿ヲウツシ給タル行基ノ御作也、不及彩色木地也、口ノ藏王ハソレヲ又ウツシ申タル人作也、開帳、奥ハ一貫二百文、口ハ一鉢ヲ百文宛ト云々、

天正十一閏正廿二 紀州鷲森發足、

閏正廿四日、有馬湯へ御著、二月十日、湯山ヨリ御あがり、今夜攝州カンサキ

宇治

今井

飯貝
本善寺

下市
願行寺

堺
慈光寺

鷺森
寺

ヨリ、夜舟ニテ八幡ノ橋本マテ、ソレヨリ陸路、

二月十一日、京著、十八日マデ所々御見物あり、

十九日、宇治御見物よて、其日奈良へ御著、御宿ハミを屋ト云所、

廿日、春日御社參、所々御見物、大神樂參ル、十二貫、若宮殿ニテ、神子八人、

廿一日、奈良より三輪泊瀬へ御參詣、それハ今井へ御出よて、今夜ノ御とぬ
り也、

廿二日、今井ヨリ吉野へ御出よて、飯貝ニ御とぬり、本善寺、

廿三日、花本御見物、勝手子守まで御出あり、花ハいまと不咲、但大木一本咲

タリ、今夜下市願行寺ニ御とぬり、

廿四日、下市ヨリ一日うけこ、ヒルノヤスミ今井よて、又河内ノ山田よて御

一獻あり、其日堺へ御著、慈光寺御とぬり、

廿五日、鷺森へ御歸寺、泉州陸路と拔り也、御荷物ハ舟よて下ル間、舟よて下

衆モアリ、ソレハ廿六日ニ歸宅ヲ畢、

所々サンセンノ事

清水寺へ千疋、北野へ千疋、八幡へ千疋、大佛三百疋、泊瀬開帳アリ、三百疋

春日社造

實ハ修理

若宮
八幡
神前ノ
脇ニ柑
子ヲ植
ウ

嵯峨釋迦三百疋開帳、泉涌寺三百疋、祇園三百疋歟、同神樂錢二百疋

春日社、コレハ所々へ合貳千疋ハカリ歟、同若宮殿ニテ大神樂十二貫

三輪明神へ二百疋歟、百疋歟、松尾社二百疋歟、百疋歟

春日社頭ハ當年御造榮、廿一ケ年メニ當ル、うはし殿ト申へ、四所トモニウ

ツラセ給ト云々、大宮殿トテ一社アリ、舊殿ト申候キ、又三所マシマス社頭

アリ、コレモ舊殿ト申へキ歟、サリナカラ、ヤチヲフキナヲシ、アヒノノ修

理アリテ、昔ノヤウニ新ク社頭ヲツクラル、儀ハ無之云々、

御供所ニハ、毎日二度ツ、ノ神供トテコシラへ申也、嚴重ノ躰也、

一春日ノ若宮ト申ハ、春日社ノウチニテ、神樂モ若宮殿トテマイル也、又若

宮ノ八幡ト申ハ、東大寺ノウチノ鎮主也、大柑子、神前ノイカキノウチニ

兩方ニ二本アリ、

一吉野ノ勝手御前ヨリモ奥歟、且し此おの鐘トテ大ナル鐘アリ、奥へノホ

レハ、道ヨリ右少シ引入タル所ニアリ、

○光佐、春日社ニ參スルコト及ビ其子光壽モ、亦同社ニ詣セントシテ

果サバルコト、三月十六日ノ條ニ見ユ、

二十三日、未、羽柴秀吉、京都ヨリ山崎ニ歸ル、

〔兼見卿記〕五 閏正月廿三日、丁未、○中略、羽筑山崎へ下向云々、

上杉景勝、小幡喜兵衛ニ領地ヲ與フ、

〔別歴代古案〕十五

任侘言之旨、於大面之地江田大藏分宛行之候、軍役等急度可相勤者也、仍如件、

天正十壹年

景勝

小幡喜兵衛殿

二十四日、申、御難御覽アリ、

〔御湯殿上日記〕

○四十九 高松宮御所藏

うるう正月廿四日、○中略、御領所ノコトニツキ、中

山親綱等へ、御文ヲ給フコトニカセいざやうてん此ふといまて御そや、ル、本月二十九日ノ條ニ收ム、しあり、大比物おりまて、おとこさちへ御てうしいつる、一日の御比うのとくせいざやうてんまて御らんせらるゝ、おろ此御所もなる、しやうきんとのありて、御あくせん所より御らんせらるゝ、御さう月三こんら、

清涼殿ノ舞臺

御むし〜まてめてとし〜、いよてあし、巻ふ此おり大の物くこん、まけ殿へお恩さらきて、まけ殿よりこしらへてらり、御うと此御所へ、よへ御月まぢまて、御ちやゐいられ、おろの御所、ま巻とのまて御ひしら、

〔附録〕

〔御湯殿上日記〕

○四十九 高松宮御所藏

うるう正月廿五日、○中略、こん乃まけ、ふ

中將御あいりまて、御とりをきあり、あかここあさより、御月あま此御うらら、

廿六日、○中略、上らぬより御せん御てうしら、まや此御うともならしませ、御せんしゆまも一ゆくささるゝ、御流し〜まてめてとし〜、

廿七日、○中略、上らぬよりこもし此御流せらり、月うきらり、ま巻とのよりう、

いろう十兩らり、若まや此御うと御月あてき（本下助兵衛）のまままけひやうへしん上申て、めてとき御いゑおとて、うちんこんら、

廿九日、○中略、まけ殿より御せんらり、まや此御うとならしませ、御せんしゆ

をめて、御ゆとのうをまて御うといあり、御むし〜とめてとし、まつ託をよま御くまんしゆらり、上らぬよりうきらり、よへ此をちてんの

御語

天正十一年閏正月二十四日

五七八

いて、ごよいならずします、御さう月三こんらり、

○御囃、本年中ニ係ルモノ、便宜左ニ合致ス、

〔御湯殿上日記〕

○四十九 高松宮御所藏

三月十六日、

女中御てう

黒戸ノ前
ニテ御囃
アリ

澁屋對馬

同そろう
御詣

信濃松本城主小笠原貞慶、滿願寺ヲシテ、改メテ寺領ヲ安堵シ、堂宇ヲ造

る、おやのそろうんよ、とんを二さんくさる、そて、のち、御をよまて、
おとこち御まへ、めして、御さう月三こんりりて、御うといあま、ま
ゆんのまいも、あま、みや此御うと、まうみやの五乃みやの御あと、おりの
御所、とんをみんと、の御さしきへある、まよこん上らぬ、二こんまらみや
乃御かと御しやく、三こんをふ中將、御くまへさぬの、

營セシム、

〔川邊氏舊記〕

○二 信濃

栗尾山滿願寺改進之候、以此旨、彌造營肝要候者也、仍如件、

天正拾一 未癸

潤正月廿四日

貞慶 ○

滿願寺

筑摩安曇
兩郡ノ番
匠ヲシテ
五日宛造
營ニ勤仕
セシム

栗尾滿願寺本堂下立雖有之、未加其修理候、因茲塚間、安曇兩郡之番匠衆爲
現世後生候之間、壹人よて五日宛、細工無難溢可相勤候者也、仍如件、

○二月拾日

溝口奉之

觀音坊

他郡ヨリ
大工ヲ雇
フ

栗尾爲造營、自他郡大工可被雇之旨尤候、志次第從何方罷越候共不苦者也、
依如件、

天正十三年

天正十一年閏正月二十四日

五七九

天正十一年閏正月二十四日

八月二日

五八〇

栗尾

觀音別當

定

栗尾山

九月十二日本堂棟上付而、兩郡之貴賤志次第可令物詣候、自然喧嘩口論之輩ハ、縱雖結縁闕候、速可加成敗者也、仍如件、

天正十三年潤八月廿日

黒印

〔附録〕

〔川邊氏舊記〕

○二信濃

從前々牧之地候あまゝ池、栗尾山觀音寺へ進候、田地之儀直こ可被仰付候、若彼地改出し候者、重而も可進候、爲後日如此候、以上、

天正十三年

西乙

細萱河内守

長知書判

細萱長知

打出シ
ラバソレ
モ寄進ス
ベシ

栗尾山

二月十日

御用木

觀音寺へ

口上

栗尾之内、如前々、原山馬草飼萬さおい有間敷候、右之原山よ御よう木等無之故こて候、恐々謹言、

十一月廿八日

安源太

長船書判

栗尾山

滿願寺

參

細河内

長知書判

二十五日、己酉本願寺光佐、物ヲ羽柴秀吉、北畠信雄、惟住長秀等ニ贈リ、歳首ヲ賀ス、

〔天正日記〕

○山城

一閏正月廿五六日の時分、河野越中爲御使年頭之御一禮、羽筑太刀馬代銀二枚、小袖一、道服一、此二色ハ御音信、并家中ニテハ杉

杉原家次

天正十一年閏正月二十五日

五八一

天正十一年閏正月二十五日

五八二

原七郎左衛門尉、コレハ淺野彌兵衛へ御音信、年頭ニハ御太刀、三介殿へ
モ御書ニテ、アテ所宮内卿法印、御一禮在之、安土ニ御在城ニ付而也、
秀政ニ、物ヲ贈ルコトニカム、惟住五郎左衛門尉、此等へモ年頭御禮
アリ、

此時分主水ハ、有馬湯治ニツキテ他行仕候間、委儀不知之、少進存知之、

○光佐、有馬ニ湯治スルコト、
本月二十二日ノ條ニ見ユコト、

○コノ頃羽柴秀吉、惟住長秀、本願寺ニ堺ノ同寺屋敷及ビ其坊領ヲ返
付スルコト、便宜左ニ合致ス、

〔天正日記〕

○山 一 略 筑州へ銀五枚、コレハ堺御坊屋敷并坊領等被返

付御禮也、惟五左へモ銀五枚、コレモ同御禮也、
○中略、堀秀政ニ、年頭ノ返

月二十二日、淺彌兵へモ爲御音信銀三枚御禮也、
○コノ項、閏正月二十五

一宮内卿法印へ年頭御禮御書あり、一腰、一疋、

一堺御坊并寺領、諸坊主衆屋敷買地已下事、宮内卿法印より被相渡之訖、此

儀者、舊冬より相濟タリトイヘトモ、兎角打過、此節當寺へ請取者也、

天正十一年四月

御使平井安房

赦免ナキ
坊主衆ノ
分ハ寺ヘ
請取ル

姫路城普
正體ナ
シ

此儀こつきて、御使あまゝ在之、然共最前安房御使申タルニヨツテ、此度
安房を被遣了、無御免坊主衆之分をハ、こゝろへまつゝ御請取よて、彼
等方へハ不被遣之云々、

二十七日、羽柴秀吉、播磨長壁社ノ遷座ヲ行ハントシ、其臣杉原家次ヲ

シテ、吉田兼和ニ請ウテ、鎮札ヲ調ヘシム、

〔兼見卿記〕

五 閏正月 壬子、
○中略、幡州使僧上洛申來云、今度姫路羽

柴筑州城也、此□長壁大明神勸請也、依普請無正體遷座他所度之由申、
調遣鎮札ノ爲禮貳百疋、於山崎而渡之、田口左介取次之、□山崎へ可下向
之由申之間、彼使僧次第可相談之由申付了、

□早入道賀茂祝令同道來、勸夕喰及暮歸、田口左介自山崎罷下、代物貳百

疋持來、杉原七郎左衛門尉折紙到來、長壁大明神之儀調遣者、可爲祝著之
由申來、日付廿七日之書狀今日到來如何、使僧自最前□處、當時權付候
様ニ相似之間、用捨之由申也、言語道斷□義也、然者今日之披見不入義
歟、併左介不届之由申付了、彼折紙見于左、

折紙

天正十一年閏正月二十七日

五八三

町外レニ
在ルヲ他
所へ移ス

天正十一年閏正月二十七日

五八四

態令啓達候、仍おさうへの明神、姫路之町とつと御座候を、他所へ移
申度之由申來候間、御補任一通可被懸御覽候、其御使に則御補任錢可
渡進之候、御馳走頼入候、旁期後書不能審候、恐々謹言、

杉原七郎左衛門尉

後正月廿七日

家次判

吉田神主殿人々御中

予返事見于左、折紙杉原也、

長壁大明神可有遷座他所之由、以神代相承之儀相調、彼使僧候、抑
廿七日之御折紙昨夕披見申候、此僧不相届候、禮被仰付之旨、幸相應
之儀候條、可返進之由申候、使種々理候間、不及是非候、猶此僧可被申入
候、恐々謹言、

吉田左衛門督

二月朔日

兼(花押)

杉原七郎左衛門尉殿 御返報

〔附録〕

〔姫陽秘鑑〕

二十 圓滿寺口上書

池田輝政
姫路城修
築ノ時怪
異アリ

八天堂

毎年正月
七日間ノ
祈念

一多可郡圓滿寺先年より御城禮相勤候儀ハ、慶長十四己酉年、御城主池田
三左衛門尉照政公御代、小刑部大明神御城中に出給ひ、晝夜數日不靜謐、
國中之貴僧高僧に被爲仰付、替々碎肝膽被祈候由に御座候得共、尙其崇
更無止事、其頃當寺中興明覺阿闍梨道義、殊勝成事を御聞及、因之再三御
招被爲成下候に付、不能固辭せる事、則明覺登城被致、段々御祈禱被申候
處、明神種々之異想を現はし、明覺之前に出現す、然共明覺之道義小義無
違事、良久して明神、明覺に告宣く、此城中に八天堂を有建立者、有何之恨
哉、明覺答被申候者、我一切經をあんせるに、未曾無其名あること、八天堂
ハ何う哉、明神答宣く、只名八天堂に而、一字建立あらハ可あり、明覺聞終
て、其望事則安きありと、言て、右之趣を御城主に被申上、番匠を召寄、御城
中、彼八天堂を致建立、永々爲御靜謐、於御城五種之護摩を修、抽丹誠御
祈念被致候處、則障難相止、御城中御無難相治、依之從御城主御寄附之
御折紙、并種々之寶物等被爲送下之、寶藏に納、大切に仕居申候、夫より毎
歲彼明神之御誓約に而、永々正月七日之内御祈念可申上、筈之掟に御座

天正十一年閏正月二十七日

五八五

候由こ而、今よおひて、專御祈禱無怠慢、七日之結願相納、正月八日、右之御祈禱之御札差上、御年頭相勤申上候御事、御座候、右之趣者、當院之祕事、而院主耳委存居申候得共、此度高野山在山、付荒増及承候分、役僧共々相認指上申候事、御座候、以上、

多可郡安田之庄圓滿寺

巳六月

役僧印

宗門役所藏書

二十八日、壬子別殿行幸、

〔御湯殿上日記〕

四十九○高松宮御所藏

うるう正月廿八日、壬子あさ御さう月

紫宸殿へ
移御

らり、こよむをちてんよまゝてんあらしませ、いつものとく御さう月三
こんらり、めてとし、いよ殿てあし乃ちちさ御らり、御ゆよならします、
そけとのよりあつちらんらん、

相國寺南豐軒周清、置文ヲ左衛門督吉田兼和兼和ニ與ヘテ、喜滿軒領地子錢ヲ返付スベキコトヲ約ス、尋デ、周清ノ弟子舜藏主藤原 惺窩、兼和ノ猶子トナル、

柳原淳光
腫物ヲ煩フ

〔兼見卿記〕

五

閏正月

□廿八日

□壬子

出京、向牧庵對談云、今度長能院長老□

食毒藥以外相煩、既存命不定也、所行之人大方□之由相談了、向柳原亞相

此間出腫物而煩也、面會□付少驗之由被申訖、向德大寺、向勸亞相面會、万

里□儀へ御侘言之儀相談了、自其歸宅、喜滿軒領地子錢之儀、南豐軒一期

之後、神光院へ可返付之由、以周超舜藏主申遣之處、領掌、彼書狀相調到來

了、自モ此方書狀調遣也、見于左、
喜滿軒領地子錢之儀、御期一脱カ之後可返給之由祝著候、□神光院取立、拙夫寄進分、如先々可申付候、恐々謹言、

□二十九月三日

兼(花押)

南豐軒

玉案下

吉田三位

裏書

□二枚書之、南豐軒書狀見于左、

喜滿軒地子之儀、我等一期之後可渡進候、然者神光院被取立、御寄進之院領可相付存候、恐惶謹言、

□二十九月朔日

周(花押)

□廿九月朔日

左衛門督殿人々

御中

神光院ヲ
取立ツベシ

水無瀬中納言秀吉兼
シノ下ニ遺

天正十一年閏正月是月

五九〇

日、勅使水無瀬中納言(兼感)山崎羽柴筑前守秀吉之陣所被差向、大藏卿(經孝)經孝參向、則自筑州有請文、

青蓮院御門跡、去年雖無御届事、從叡慮被仰出候間、不及是非、御知行等如先々、可被仰付候、此等之趣、可得御意候、恐惶謹言、

羽秀筑前守

後正月廿九日

秀吉判

勸修寺大納言殿(傳書)參人々御中

猶以、舊年之物成誰納候共可申付候、以上、

是月、羽柴秀吉、近江福勝寺、阿波慈雲院ニ禁制ヲ下ス、

〔福勝寺文書〕江〇近

下坂郷

江州北郡下坂郷
福勝寺

禁制

- 一 當手軍勢甲乙人濫妨狼藉事、
 - 一 陳取放火事、
 - 一 剪採山林竹木事、
- 右條々、堅令停止畢、若違犯輩在之者、速可處嚴科者也、仍下知如件、

天正拾一年閏正月 日

筑前守 花秀吉押

〔阿波國社寺文書〕坤

阿州勝浦郡
慈雲院

禁制

- 一 當手軍勢亂妨狼藉事、
 - 一 放火之事、付山川殺生之事、
 - 一 對寺家門前不謂族申懸事、
- 右條々、堅令停止、若於違犯輩者、速可處嚴科者也、仍如件、

以上

筑前守 判

神戸信孝、美濃西順寺ニ禁制ヲ下ス、

〔西順寺文書〕濃〇美

(本集部)
又丸之内
西順寺寺内

禁制

- 一 甲乙人亂妨狼藉事、
- 一 剪採竹木、陣取放火事、
- 一 非分課役等之事、

天正十一年閏正月是月

五九一

天正十一年閏正月是月

右條々、堅令停止訖、若違犯之輩、忽可處罪科者也、仍下知如件、

天正十一年後正月日

(花押)

五九二

上杉景勝、上倉治部少輔ニ、信濃飯山城ノ在番ヲ命ジ、其軍役ヲ定ム、

〔上杉年譜〕

八景勝二十八

(同正月)

同月下旬、上倉治部少輔信州飯山在城仰付ラル

ニ依テ、定書ヲ以テ、軍役等御下知アリ、則城主岩井備中守マテ遣ハサル、其御書云、

上倉治部少輔軍役之事、

七挺 鐵炮

廿五挺 鎗

五本 小旗

五騎 馬上

以上

右之分者、於信州之内可相勤、自餘之儀者、以此按量可申付事、

普請等之儀、大途軍役之半分宛、毎日無怠轉可相勤事、

軍役之儀者勿論、於何事茂、如在之族於有之者、以交名可注進之事、

普請役

軍役

右條々、堅可相守者也、仍如件、

天正十一年

(同正月)

日

景勝

岩井備中守殿分○歴代古案ハ、右之

○景勝、信能ニ命ジテ、飯山城ヲ守ラシムルコト、十年八月八日ノ條ニ

見ユ、

天正十一年閏正月是月

五九三

天正十一年二月二日

二月小寅朔

五九四

二日、卯是ヨリ先、小早川隆景、備後三原ニ城ク、是日、功ヲ竣ル、

〔毛利氏考證論斷〕二十 二月小二日、小早川隆景、備後國御調郡三原ニ城

ヲ築ク、去年正月、御初、今年二月二日成就ス、

考證 安藤吉右衛門覺書

三原御城、天正十年午正月御御初、翌年二月二日、御普請成就由、○中略、萩

五十七、三月三日附、磯佐外二人宛、隆景ノ書狀ニカ、ル後、揭飯田文書ニ同ジ、

論斷

按ニ、三原城築年月日不詳ルカ故ニ、後年ノ書ト雖モ、安藤吉右衛門覺書

ニヨリ、今二日ノ條ニ載ス、又隆景君三月三日ノ御書中ニ、定頃ハ五間三

間宛モ立ヘキヤ爾々トコレアルモ、大凡ノ頃ハ思ヒ寄ラル、

〔飯田文書〕二

隆景公御書横紙

三原屋敷配申付下向之間、定頃者五間三間宛も可立候哉、兩三人輪番ニ被

仕、五日ニ一度被見廻候て、坪泉被申談、家々出目入め無之様、小路直ニ可被

申付候、太儀ニ候共、當時爰元普請ニ悉逗留之事ニ候間、人無之候條、分別肝

城下ノ經

荒山築城

要ニ候、隨而此表五六日以來普請相企候、荒山大篇之儀ニ候間、きりく〜と

ニか難行候、可有推了候、吉事重而可申候、恐々謹言、

三月三日

隆景御判

磯左

飯田讚

此御正判之有之御書、飯田平右衛門所持仕居候事、

○隆景三原ニ城クコト、年月未ダ詳ナラズ、毛利氏四代實錄考證論斷

ニ據リテ、姑ク茲ニ掲グ、

〔參考〕

〔藝藩通志〕三十一

三原府一 城郭

當城ハ海を後ヨシして、前ハ櫻山ヨ面ヒ、東西ヨ市を開キ、城闈ハ其間ヨあり

テ、西國往還ノ要路ヨ當レリ、此城小早川隆景ノ築ク所ヨシして、城ノ成るハ、

天正八年、まゝハ十年ともいヘリ、思ふニ、隆景沼田ノ城ヨリ、この城ヨ移ラ

シしが、同十五年、筑前ノ國を賜フて行キ々れば、此城キ毛利氏ヨリ守リシ

カ、略

天正十一年二月二日

五九五

三原城

天正十一年二月三日

五九六

三日、丙辰上杉景勝、上村清三ニ越後魚沼郡ノ地ヲ與フ、尋デ、片切内匠助、青木新左衛門ニモ、古志郡ノ地ヲ給ス、

〔歷代古案〕六

任侘言之旨、料所岩澤村（越後中魚沼郡）出置候、軍役等嚴重ニ可相嗜者也、仍如件、

天正十一年

二月三日

景勝

上村清三殿

堪忍分

爲堪忍分、（越後古志郡）栃尾之内北澤分宛行之候、彌軍役等嚴重ニ可勤之者也、仍如件、

天正十一年

二月吉日

景勝

片切内匠助殿

〔別歴代古案〕十五

十五

爲堪忍分、金阿彌分宛行之候、猶軍役等之儀、嚴重ニ可勤之者也、仍如件、

天正十一年

二月吉日

景勝

青木新左衛門殿

四日、丁巳筑後勝尾城主筑紫廣門、筑前立花寺ノ近邑ヲ掠ム、是夜、立花城主戸次道雪、（鑑連）撃チテ之ヲ走ラス、

〔筑後柳河立花家譜〕坤

坤

鑑連 天正十一年癸未正月、筑紫廣門毎夜兵ヲ遣リ、立

花寺ノ近邑ヲ剽掠セシム、二月四日夜、（日次）鑑連兵ヲ伏テ待ツ、廣門ノ兵三百許リ、争テ民家ヲ劫ス、伏兵發シ、衷ニシテ之ヲ撃ツ、竹原藤内先ニ進ミ、首功ヲ獲、衆之ニ繼キ、殺傷甚タ多シ、

〔立花記〕

道雪公立花守城之事

同十一年癸未正月ノ末ヨリ、筑紫勢龍花寺陽へ毎夜出テ、民屋ニ亂放狼藉

スト立花城ニ聞ヘケレハ、二月四日ノ夜、密ニ立花勢押出シ、所々ニ埋伏シテ待所ニ、筑紫勢三百計民屋ニ亂入ル、立花ノ伏兵嚙ト發リ、筑紫師ヲ取ツ、ミ、一人モ餘サシト責ニケル、一番ニ竹原藤内カケ付テ、ヨキ敵ヲ討取ケレハ、大勢續テ責カ、ル、敵アマタ打取テ多士ニ手負セ追拂フ、同三月朔日、筑紫勢宰府陽へ打テ出ル、道雪、紹運カケ合テ、互ニ手ヲクタクキ戰タリ、一番

天正十一年二月四日

五九七

廣門ノ兵
大宰府ニ
出ツ

ニ立花次郎兵衛鎗ヲ入、多士ヲ打拂、是ニ利ヲ得テ、立花高橋兩家ノ師一同ニ突テ入ハ、筑紫終ニ打負テ、武藏城ヘゾ退入ケル、下略
六日、未北畠信雄、將ニ大ニ兵ヲ出シテ、瀧川一益ヲ擊タントス、是日、之ヲ吉村又吉郎ニ報ズ、

〔吉村文書〕

前 ○肥

來十日爲瀧川成敗出勢候、五畿内西國之人數不殘相立候、諸口亂入候條、其表之儀者ををそい候迄候、指而行無用候、見合成次第可相働候、然間別こ人數をハ不遣候、何も可成其意候也、謹言、

二月六日

信雄(花押)

吉村又吉郎殿

○信雄、安土ニ移リ、事ヲ見ルコト、閏正月四日ノ條ニ、秀吉、自ラ將トシテ伊勢ニ入り、一益ヲ擊タントスルコト、本月九日ノ條ニ見ユ、

伊達輝宗、同政宗父子、陸奥中村城主相馬義胤ノ屬城金山、丸森等ノ諸城ヲ攻メテ之ヲ略ス、

〔伊達治家記錄〕

五

天正十一年癸未、公御年四十、二月乙卯小六日己未、

相馬盛胤
金澤ニ陣
ス

大河内外
記

千葉左近

政宗米澤
ヲ發ス

(輝宗) (政宗)
公嗣君伊具郡金山、丸森ノ兩城ヘ御動アリ、御先手亙理源五郎殿重宗、雉野尾川ヲ打越ヘ、金山城小口ニ押詰メ、挑戰ハル、且城下ノ市鄣ニ放火シ、四五人討捕ル、

〔伊達政宗家譜〕

(天正)

十一年、輝宗三十三隊ヲ率ヒ、伊具郡ニ出ツ、是ヨリ先

キ、相馬盛胤出テ金津津津或ハ澤ニ陣ス、我將高森政景之ト相持スル累日、輝宗不意ニ出テ之ヲ圍ム、盛胤驚惶、援ヲ畠山(義胤)、大内二氏ニ乞フ、二氏來リ救フ、我鼓譟シテ之ニ乗ス、二氏敗レテ、相馬氏ノ營ニ入ル、全軍皆潰ユ、城遂ニ陥ル、進テ丸森ヲ攻ム、城將大河内外記ナル者、盛胤ト之ヲ拒ク、外記間ヲ窺ヒ突出シ、片倉景綱ノ陣ヲ衝ク、景綱伴リ敗テ之ヲ誘ク、外記勝ニ乗シテ進ム、景綱回擊之ヲ斬ル、盛胤城ヲ委テ夜遁ル、輝宗進テ金山ヲ圍ム、時ニ雨餘、河水暴カニ漲ル、亙理美濃重宗、衆ニ先テ涉ル、衆皆之ニ繼ク、火ヲ縱テ亂擊ス、城將千葉左近出テ走ル、翌駒峯城ヲ攻ントス、城險ニ據リ、輒ク拔ヘカラス、小梁川泥蟠、桑折點了、説テ兵ヲ收ム、略、下

〔白石家戰陣略記〕

前 ○陸

天正十一年二月、政宗公御勢三千餘騎の著到ヨリ、米澤御進發、相馬領金山、丸森ヘ御働、御先手曰理美濃守、白石宗實金山の

明高山ニ
城ク
政宗ノ初
陣

古山源次
郎ニ砂金
ヲ賞賜ス

城小口よおひて合戦を始、其上町屋を令放火、御先手よして、金山の城主を討捕、其外二百餘人討戮し、勝時を執行ひ給ひ、金山、丸森并新地、駒ヶ峯之内少々御手よ入、相馬押へとして、明高山といふ所よ新城を築給ひ、彼地よ小齋右衛門尉、田手助三郎被籠置候、此御合戦也、政宗公御十六歳御初陣の御大將始として、御自身相馬方無隠、大剛之兵被討捕給ひ、白石宗實よ見努しめ給ふ、宗實奉拜感、更よ軍神の祭祀を奉祝、作法ハ武例の爰よ又白石り郎等よ、古山源次郎といふもの、是も十六歳よして、初て向戰場、御合戦始よ一番頭を捕て、政宗公へ奉捧、公御褒美不斜、猶以武勇を可嗜よし被仰出、砂金御手つうら被下、宗實も恐悦の思ひを成奉る、此源次郎後よ肥後守と名を改め、政宗公御治世仙臺御在城之剋、白石相模守宗直代よ、此肥後守を爲使節、鷹之鶴を奉獻之、折節政宗公御鷹狩被遊、御機嫌以の外の御事よ候といへとも、宮城野生巢原といふ所よ徘徊し、遠藤式部少(備前カ)を以遂披露、公使番の姓名を被聞召、則御前被召出、供奉の諸士よ被爲向、此肥後といふ者也、十六歳よして初陣、其時の一番頭を捕て、我よ見せ、其已後會津仙道度々の於合戦、不遂高名といふ事れし、武士の手本よ、皆以見知而置候へ、扱又肥後り老衰

を御上覽、昔被思召出るとの上意にて、御涙を流させ給ひ、肥州よ御盃を被下、御機嫌御快然として御歸城、其時之供奉の士大越十左衛門尉也、肥後守り武勇を美え、肥州を饗應し盃を吞と云々、
○輝宗、金山ニ陣シ、義胤ト對持スルコト、十年十月十六日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔奥相茶話〕七

禿翁與或人問答事

或人禿翁ニ問テ曰、味方ノ人數ハ、大形馬上三百騎、扱ハ二百五六十騎、上下千二三百、又ハ千ノ内外也、伊達ハ昔コソ伊達、信夫、柴田、苅田四郡ノ人數ナレ、頃日ハ伊具、亘理、名取、其外宮城、黒川、二本松、須賀川、白川、杯迄加勢シ、亦旗下ニ成タルモ有リ、其上二日路モ來ルハ少ク、皆地戰ナレハ、人ヲ連ルモ多カルヘシ、亦士卒ノ疲レモナシ、搦テ十郡ノ上ノ大將ニテ、何レモ御出陣ノ時ハ、幾ク備ト云數モ知レヌ、勿論二百、百五十ノ備モ有ルヘシ、又五百六百ノ備モ有ヘシ、騎兵計モ七八百千騎モ有ヘシ、上下ノ内ヲ取テ、四千五千ノ上成ヘシ、先是ハ大鉢ノ推量也、亦小齋ヲ取玉フ、是ハ加勢二百騎ヨリモ強シ、城々ヲ攻ルル、懸合テ合戦スヘシ、又何方モ路次ニ難處ナク、味方ノ侍、城

騎兵

伊達ハ十
郡ノ大將

伊達氏ノ
強大ハ合
戦ニ依ル

天正四年
ヨリ對陣

々加番共ニ百五六十人ノ人數上下也、此内ヨキ者ハ三四十モ有ヘシ、金山
新地、駒ヶ嶺、此時節ナレハ、加番ヲ入テ此程也、伊達城ヲ責スル、金山ノ城ニ
ハ、六七百ノ抑ヘヲ置、二三千ニテ、相馬兩將ノ陳城大内エ押寄テ攻ラルヘ
シ、此陣城ノ舊跡上手ノ山崎ニ有、嶮難ノ地ニモ非、山トテモ高カラス、又相
馬ヨリ呼味方モナシ、大内ニハ、多クテ二百五十騎、三百迄ハ是ナシ、此段ハ
積テ知り給ヘシ、輝宗御年三十八九歳、政宗十五六ニ成給ヒ、未若キ大將也、
御家中ニ武勇武功分別者ノ歴々、近郡ニ名ヲ知レタル人多シ、然ルニ押立
テ、大内ニ寄給フ事ナク、城ヲ攻給フ事モナク、天正四年ヨリ六七年ノ間對
陣シテ御座シ、夜中ニ忍テ、後詰ノ人ナキ隙ヲ窺、跡エ立廻リ、何方(後方)此方ト潛
廻リ給シハ、大身タル將ノ甲斐モナシ、是ハ小身成將ノ業也、其比相馬ニテ、
此沙汰ハ有サリケルニヤ如何、禿翁答テ、貴方ノ申ル條、此方ニテ若侍共ノ
勇健成ニ、老者打交テ、此了簡ヲ致有ケリ、敵郡ナレハ、近ケレハ、牽人モ來リ、
又ハ往還ノ者モ日夜ニ絶サリシカハ、伊達方今朝ノ事ハ暮ニ聞ヘ、夜ノ事
明朝ニ聞ヘテ、相馬ノ事ヲ伊達ニテ聞モ件ノ如シ、此事ヲ古老ノ語リシハ、
伊達近郡ノ弱敵共ヲ、大形旗、下ニナセリ、是合戦仕ルニ非、武略計策ニテ降

ニアラズ
專ラ計策
ニヨル

相馬ノ兵
ハ勇猛

相馬氏歴
代部下ヲ
愛ス

伊達氏ノ
譜代ハ四
郡ニ過ギ

相馬氏ハ
三郡ノ將

參サセタル人々也、近郡ニハ相馬計武略計策ニモ載ラス、手強ニシテ、大合
戦トテ、互ノ大將ノ懸合テノ戦ハ多カラテ、所々糴リ合等ニモ、相馬衆終
ニ汗面々ト後レヲ取タル事ナシ、場毎ニ討死モ五十三十有レハ、夫ニ減リ
目モ見ヘス、又其上相馬ハ、侍ヨリモ下々強氣勇猛也ト、伊達ニテモ申ナレ
ハ、左様ノ遠慮モ有カ、昔ヨリ敵對ナストイユル、互ニ合戦ニ及事ハ、顯胤、盛
胤、義胤、伊達ハ、晴宗、輝宗、政宗、各三代也、摠シテ相馬ハ小身ナレハ、代々ノ武
將御自愛深カリケルニヤ、諸士歩卒町人百姓ニ家迄親ミ付奉リ、武勇疑ナ
キ者ト伊達方ニテ存ルト也、伊達今大身ニナリ玉ヘハ、城ヲ攻ルモ、陳城ニ
押寄テ、合戦モ安カランスレハ、武功譽レノ人々御家中ニ多ケレハ、深ク慮
リ有ヘシ、先推察シテ愚按ヲ廻スニ、輝宗大勢ノ御備有ト申セハ、御普代ノ
親ミ深キハ、信夫、伊達、蒔田、柴田ノモノ也、其外ハ、昨今降參ノ人々也、然ハ難
義ノ時ハ、彼人々ノ働ハ大様ナルヘシ、又野心ヲ含ル人々モアルヘシ、相馬
ハ三郡ノ將ナレハ、強敵上下和合シ、打合テ戦ンニハ、伊達普代ノ者多ク失
フヘシ、扱相馬ヲ打殞シ、手裡ニ入ルハ本望ナレハ、万一入サル時ハ、味方後
日ノ戦ナリ難カルヘシ、旗下ノ面々モ、上ニハ隨附スト云ハ、心底ニハ野心

ヲ存ル人モヤアラン、輝宗ノ弱目ヲ見テ、氣變ヲ出來侍ラハ、伊達ノ滅亡疑ナシト、三世ヲ考テ、手ヲ放レタル卒爾ノ働ヲハセス、唯年月日數ヲ經テ、野伏糺合ストイヘ、時々討死セハ人モ少ク成ラン、只一向ニ混物蒸テ悠々ト對陣セハ、相馬如何ニ思、諸士諸民疲レ果ヘシ、三郡荒行飢寒ノ苦ミ出來ヘシ、又心替ノ者モ連々有ヘケレハ、其時相馬モ自旗下ニ成ヘシ、然ハ當座ノ義戰勇將ノ名ヲハ汚ス、只大身ニ成様ニト、畢竟ノ利運ヲ鑑テ、急戰ヲ好マサル成ヘシ、勿論岩城ハ御兄也、仙道ハ石川須賀川親類也、其外折々加勢ス、奥ハ笠井、大崎迄味方也、相馬ヲ何ト思ヒ給、三方敵ニ請、一方海也、終ニハ堪忍シカタカルヘシト、思慮スル成ント、下々老功ノ者ハ沙汰シケルトカヤ、又問テ曰ク、何時ノ合戰ニモ、野伏糺合ニモ、伊達衆ハ多ク討レ、味方少ク討セシハ如何、禿翁答テ曰ク、イツモ味方討死ハ、伊達ノ三ツ一ツ程ヨリ外ハ討レサル也、是ハ大勢ハ多ク討レ、少勢ハ少ク討ル、是昔ヨリ有來ル常ノ事也ト承リ及キ、扱相馬衆多ク討セヌ子細ハ、敵方ハ如何有ケン知ス、味方ハ、假令ハ、父ハ知行カ御扶持カナレハ、公役ニ召連ラル、此侍ノ供ニハ、其子十三以上ハ出タリ、又甥從弟其外ノ親類等好望シ、侘寄テ供ヲ致、宰

伊達氏ハ急戰ヲ望マズ

伊達衆ハ打死多シ

知行扶持

寄子奉公

相馬衆ハ首ヲ取レドモ伊達衆ハ必ズ首ヲ取ラズ

人又零落タル者、又大身小身共ニ百姓有レハ、舊好ノ親ミ故ニ、申付タル人ノ外ニ、別シテ私ノ志ニテ供ヲ致モアリ、又大身ノ老臣ヤ御一族ノ人々ニハ、下々諸士ノ二男三男、寄子奉公トテ朝暮出入シ、扶持ヲ貫モ有、故ニ主從五人出レハ、五人カ主人同前ニ働ント進ミ勇ム者共也、三人出レハ是モ上件ノコトシ、故ニ勇健ヲ勵ス事ハ、上下モナク皆主人同前也、敵ハ縦ハ五人ニテモアレ、十人ニテモアレ、物合ニテハ主人一人ニ成、味方ハ五人ハ五人、三人ハ三人、共ニ上下ナク、主人ヲ差越テ、手柄高名セント仕ル者成程ニ、敵一人ニ、此方ハ能者二人三人向様ナル故ニ、敵ヲ討テハ首ヲ取、味方討セテモ、右ノ者モアレハ、馬ニ乗出ルモノハ勿論、歩卒モ見繼アレハ、首取ラルハ、少キ也、又野伏戰杯ニ味方弱目ナル時ハ、見物ニ出タル町人、百姓、房主、山伏等迄走り出テ助成シ、敵ヲ討テ高名シタル者モ度々有、故ニ敵ト打合スル程ニテハ、首取ラスト云事ナシ、敵ハ縦打タリモ、首取サル事多カルヘシ、コレニ依テ、敵ハ多ク討レ、味方ハ少ク討ル也、扱味方三十討レテモ、伊達ノ沙汰翌日ニハ聞ヘケレハ、首十五ト沙汰有トイヘハ、此方ニテモ、十五人ト云フ、扱社伊達ハ多ク味方少キ也、其時分ハ父ノ扶持ヲ受、兄弟ニ養レ、又親

屋形モ手
作ヲナス
藏米少シ
戦功ニ恩
賞ナシ
明所
改易ヲ行
ハズ
扶持人
百姓町人
ヲニモ小地
給ス

類ニ囉^{モラフ}テ有ナカラ侍ハ勿論百姓町人、公儀ノ催ハ無レモ、右ノコトシ、出戦
シテ晴ナル手柄高名仕ルモ有、左様ノ時ハ、屋形御褒美有テ、御詞カ御盃カ、
百姓等ハ、路次ニテ御詞ヲ掛ラル、カ、又當座ニ料足二百文三百文カ、布木
綿一端カ二端、御帷子杯賜ル、箇様ノ物身ニハ著ス、則小旗ヲ用意シテ、重テ
ハ益々忠誠ヲ勵ス、故ニ何レモ見様見學ニ武勇ニ侍リキ、其頃ハ屋形モ御
手作成サレ、下々諸士モ、勿論斯コトシ成故ニ、御藏前^モト申事モ多カラテハ、
餘計モ侍ス、如何成高名ヲ仕テモ、下サルヘキ物ナシ、故ニ親類傍輩ノ助成
ヲ受テ、飢寒ヲ補シカモ、屋形ノ御爲ニハ忠勤ヲ忘レズ、朝暮心ニ掛タリ、是
全ク殿ノ御恩ニヨルニ悲^非ス、御武勇ニ恐ル、ニ非ス、唯主將諸士諸民等ニ、
親ク御慈愛ノ御心深キ故ニ、上下懐キ奉リテ、斯ノ如ク也ト申キ、屋形ニモ、
兼日ノ働ヲ聞召置テ、知行明所カ、又忠勤ノ者ノ後家、又ハ娘計ニテ男子無
有カ、亦忠死ノ子無者杯ニハ、其親類ノ内武勇ノ者アレハ仰付ラル、又武功
ノ聞ヘ無キトテモ、諸士下々知行シ來、扶持ヲ賜シ者被召放事ナシ、何トソ
跡ヲ續ケ、名字ヲ殘シ玉ヘリ、斯ル故ニ、終ニハ無催ノ者モ、御扶持人ニ成ケ
ル、百姓町人ニモ、小地ヲ下サレタルモ多有ケリ、頃日迄モ、公儀ヨリ仰付ラ

寺方山伏
社人等モ
軍ニ從フ

レ、放討有時ハ、五度ニ二度ハ、代官ノ人ヲ差置、腋々見物ノ者飛込テ討タル
事有、其頃ハ亂世ナレハ、他郡ヨリ盜人來リ、火ヲ付盜ヲ仕事無隙、箇様ノ事
各モ見モシ聞モシ給フヘシ、而テハ伊達衆ノ首不取ハ理也、是モ久敷家杯
ノ三十四モ召連タル人杯ハ、取レヌ事モ自然可有ト也、夫モ物合急ナル
時ハ大方取レタリ、味方ハ上如件、父子兄弟内ノ者モ百姓モ舊好ノ親ミナ
レハ、主ト共ニ討レテハ各別、無左テハ、敵ニ首取ル、ハ稀ナリキ、故ニ伊達
ノ唱ヲ聞テ、此方ニモ討死ノ數ヲ定シ故ニ、少カリシ、屋形ヘハ則如何程ト
書上レハ、知り玉フヘケレト、下々ハ後誰彼ト承リ及ヒ、定ト不知、只伊達ノ
唱ヲ證ト仕タリ、又一ツモ不取時モ侍リキト也、其頃ハ、寺方山伏社人等モ
知行アレハ、代騎ヲ出シタリ、又歩卒ニ出ルモ有、伊達方ニテ、相馬ハ坊主カ
ケテ千騎ノ大將ト、申唱ヘタルハ此故ナリト云ヘリ、然モ三郡不殘城々ニ
付タルモ入テ、惣騎兵八百ノ内ナリト申ケル、

七日、庚申、誠仁親王王女御生誕アリ、

〔御湯殿上日記〕

四十九
〇高松宮御所藏

二月七日、御あちや、ひめ宮乃御

うとやま、との御あんちやうのよし、めてとしく、

〔兼見卿記〕

五月（元日）□庚寅御あちや〜此御局へ今度様躰○長濱下向ノ申入也、令退出承了、一昨日姫君御事也、唯今且以不存故不尋申、迷惑了、○下
○王女御忌明ノコト、三月九日ノ條ニ見ユ、

〔附録〕

〔御湯殿上日記〕

○四十九高松宮御所藏 二月九日（きよる）雨ふる（上らぬ）考さよ

り御てあし、上らぬよりうちん（り）

十日（さる）御ちや〜はとよどろをり御らり、こや此御うとあらし満して、

御さきをの御てううあり、

十一日、ういろう此こそけ事（尊朝法親王）まやうきんぬん殿（常陸法親王）めうほうぬん殿（最前法親王）うち井殿

へ上せうぬんして（す）いらるゝ、あうはしよりうきうちんらり、とさぬへ

あうはしめしてらり、す（符）ぎ殿よりく御らり、宮此御うとよりみつらん一

一ふとらり、上らぬよりうちん（符）とこんりりて、宮此御うとをならし（す）

す、御せんしぬもめして御らり、御うといあり、

十二日（さる）うんろし大納言（經元）より、梅の枝庭乃木をゑとてらり、上らぬより

うちんらり、せけとのよりまほいらひこそせうらり、うんろし大納言ま（く）

御談

砂糖
山國ノ御
料所
切符

そり乃ほうこそせうまくだんのほうもしよろめよく候はんうとて、う

つしくとさるゝ、うとしけあきよし申さるゝ、

十三日（さる）とん（殿考）夢いん殿なる、御みやとてうちんらり、上らぬよりうちん

らり、

十四日（さる）いよよりうちん一ふとらり、を（中將）ふ中將まきさしくとさるゝ、

うとしをあきよし申さるゝ、若しまへ女中よりのほうもつらり、

十五日（さる）まやうへ此御ほうをつとを、いつをのまくり、御しやういつ

を乃とくろをらるゝ、上らぬよりさあう乃おけらり、せけ殿よりうちん

らり、なうはしとさぬへめして御らり、山國此御きう所、こそ此をことし

しん上申て、みあ〜御くそり此きつふともこそよりいつる、きつふ此

おもてけふ御とりあり、めてとし〜、ほうもつ乃くしあり、若みや此御

うと御うを此を御とりあらを抜はしまし候、

上杉景勝、誓書ヲ北畠信雄、羽柴秀吉ニ遺リテ、好ヲ通ズ、是日、秀吉モ亦、
誓書ヲ景勝ニ與ヘテ、疎意ナキヲ答フ、

〔歴代古案〕 三

景勝秀吉
ノ誓書ヲ
要ム
血判

須田滿親

景勝ガ家
康ノ意ヲ
解カント
トアルコ
秀吉ハ盡
力スベシ
政ヲ敵ト
セバ政ト
ハ氏政ト
書信ヲ通
ゼザルベ
シ景勝ノ
臣人質ヲ
出スハ老
多賀ノ牛

熊野ノ牛
王景勝ハ
急中ニ
兵ヲ出ス
ベシ

増田長盛

木村清久

石田三成

天正十一年二月七日

六一〇

正月十二日之御狀令披見候、從景勝芳札并御誓詞、一昨々四日到來、何後披見、則信雄之致披露候處、御入魂之儀、別而満足被申候、然者我等誓紙之儀、被仰越候、即血判を以申入候、自今以後少々相違有之間鋪候、可被御心安候、委細西雲寺、藏田左京助之申渡候、恐々謹言、

(朱書)天正十一
二月七日

秀吉

須田相模守殿へ御返報

〔別歴代古案〕

十五

覺

- 一 景勝、家康御間柄之儀、若被仰分於有之者、筑前是非可致馳走事、
- 一 筑前表裏者と於被思召者、如此誓紙御取替候共、不及申、此度可有御違變事、
- 一 氏政、景勝御間柄之儀、對小田原御存分在之者、於當方、書狀取替も在之間敷事、
- 一 其方御宿老衆御人質御賄請取申候間、其方御造作懸申間敷事、
- 一 從此方誓紙、其方如御好之、多賀之牛王よて無之、熊野の牛王よて書被進

之事

- 一 先越中へ被出御人數、急可有御手遣事、
- 一 三介殿へ景勝様を御狀御文躰上書あとの儀、様子御兩人へ申渡候事、
- 一 右何後巨細之段御兩使へ申渡者也、以上、

二月七日

増田仁右衛門

木村彌一右衛門

石田左吉

西雲寺

〔上杉年譜〕

二十八

二月

同日、羽柴筑前守秀吉ノ臣石田左吉三成、木村彌

市右衛門清久、増田仁右衛門長盛ヨリ、秀吉ノ命トシテ、數箇條ノ覺書ヲ以テ、西雲寺ノ住僧下國ノ序、信州貝津城主須田相模守滿親マテ持參ス、近來景勝ト家康ノ御間、他日和睦アラハ、秀吉別シテ馳走コレ有ヘシ、若秀吉ヲ表裏ト猶預アラハ、誓紙ヲ取カハシ、底蘊ヲ顯スヘシ、又氏政ト景勝御間、小田原ニ御存分アラハ、秀吉、向後氏政ト書札ノ通路有マシキナリ、第一不日ニ越中御人數ヲ出サレ然ルヘキ由、懇切ニ申シ來ル、其辭更ニ疎謾ニ非ス、

天正十一年二月七日

六一一

天正十一年二月八日 九日

六一二

滿親ヨリ言上○滿親ヨリノ言上記載ナシノ并ニ覺書云、○下略、二月七日附、增田仁右衛門、石田左吉連署狀

八日辛酉、上杉景勝、越後木場城將蓼沼藤七ノ、新潟ノ兵ヲ卻退セルヲ褒ス、

〔蓼沼文書〕○羽

如注進者、新潟之者共取出候處、見合逐崩、敵數多討捕、舟迄落候由、心地好候、彌無由斷可相稼事專一候、謹言、

二月八日

景勝(花押)

蓼沼藤七殿

九日壬戌、是ヨリ先、羽柴秀吉、兵ヲ近江ニ會シ、長濱城主柴田勝豐ノ質ヲ徵シ、勝豐ヲシテ、惟住長秀ト共ニ柴田勝家ニ備ヘシメ、自ラ將トシテ伊勢ニ入り、瀧川一益ヲ攻メントス、是日、之ヲ宇喜多秀家ニ報ズ、

〔多聞院日記〕○三

○大和 閏正月廿七日、○中 明日安土へ諸軍出トテ、今日ヨ

リ少々國衆上了、寒雪無術事也、沈思々々、人夫共不便々々、寺僧ハ難有々々、

廿九日、

諸軍安土ニ會ス

筒井順慶ノ兵大和ヲ發ス、秀吉長濱ニ出陣ス

一順慶惣勢今日江州へ立了、如何様儀トモ不知、
〔兼見卿記〕五 二月○三辰○四、羽柴筑州至江州北郡永濱出陣云々、彼分國悉罷立云々、

〔古文書纂〕五

○南部眞一郎氏所藏

態令啓候、仍江北長濱儀宿老共人質七人出之、悉御禮申上相澄隙明候條、瀧川相構決心候間、來十日、勢州へ相動取分ニ申付、頓而泉州へ可令出馬候條、於時宜者可御心易候、蜂兵(條田勝隆)此方之儀候、其間其國無異儀様こそ覺專一候、恐々謹言、

羽柴

二月七日

秀吉(花押)

沼間任世

寺又右

松安太

眞次御宿所

〔高木文書〕前

○備

天正十一年二月九日

六一三

勝豐ノ老臣等質ヲ出ス、秀吉伊勢ニ入リ、泉ニ出ヅベシ

秀家花房
正成許秀
吉ノ許ニ
遺深クシ
雪越前ヘ
テ入リ難
ハ伊勢ヘ
シハ勢ス
北伊勢ス
兵ヲ出ス
ベシ

信孝ノコ
トハ疎意
ナク馳走
スベシ

天正十一年二月九日

東表出馬付而、早々御狀并花房(正成)又七郎被懸御意候、祝著之至候、仍江北長濱之儀、柴田伊賀宿老共、人質七人迄出之相澄候之間、直ニ越州へ可押込處、雪深候條無是非候、岐阜儀、三七殿無御別儀候、何様とも、我等次第と候之間、入念相堅候、瀧川不届子細候間、北伊勢へ相動、成敗申付候、月相ニ者可明隙候間、頓而可令開陣候條、可御心安候、尙其節可申承候、恐々謹言、

筑前守

二月九日

秀吉(花押)

八郎殿 御返報

〔小島文書〕

尙以、兩人之儀、令同道相越候條、可心安候、猶期後音候、已上、御狀令披見候、三七殿御儀彌以無疎意馳走申候條、可御心安候、其元之儀、今度御覺悟以堅固之段尤候、急度其表へ可令出馬候條、遂見參可申述候、岡大郎右、大與右被相談、彼地才覺專一候、恐々謹言、

羽筑

二月十日

秀吉(花押)

小島民部

勝豐ノ兵
天神山ニ
出城ヲ造
ル

雪深キ間
ニ益ヲ
處分セン
トス

諸兵ヲシ
テ草津ニ
會セシム

小島民部殿 御返報

〔秀吉事記〕

柴田退治

諸國成陣解集軍兵、寄來長濱、重而取堅固之人質、其比勝豐病氣不平、起臥不叶、旦夕有床、此故自身不能出張、與力者大金藤八山路將監、遣越前境、目片岡天神山、拵出城、對修理亮勝家、無二究色立之淵底、惟住五郎左衛門尉相與爲越前之押、城ヲ攻ムルコトニカ、ル、閏正月四日及ビ本月十六日ノ條ニ收ム、

〔太閤記〕

五

北伊勢表進發付柳瀬合戰之事

秀吉卿遠慮し給ふやうに、殘雪深き中、先瀧川左近將監を推詰蟄居させ、其後美濃國に發向し、彌國中之人質等を堅く取しめ、三月より柴田に向ふへきと此儀定なり、因之正月十一日、諸國出陣之廻文有し、來は十五日より廿日之間、遠近に隨ひ、日並を追て被立出、宿々不指合様、尤候、江州草津邊にして勢揃し、手袂をけ、勢州表可亂入候條、於彼地、可相待候との廻文あり、各日限、先さりのあれ共、遲參ハれし、○下略、秀吉、龜山城ヲ攻ムルコトニカ、ル、本月十六日ノ條ニ收ム、

天正十一年二月九日

六一五

六一四

長秀モ勝家ニ備フ

中川清秀
正月二十三日草津ニ勢揃ス
トノ説

天正十一年二月九日

〔丹羽家譜〕

長秀年譜

十一年未癸

二月、勝家背盟ノ色アリ、秀吉師ヲ長濱ニ

出シテ、以テ勝家ノ出ルヲ要ス、長秀嫡子長重此時鍋丸ヲシ、七千餘兵ニ將

タラシメ、鹽津海津口ヲ遮ル、又三千餘兵ヲ越前敦賀ニ備ヘシメ、ミツカラ

坂本ノ城ニ在テ、江北ヲ鎮定ス、○丹羽系譜并年譜長秀君年譜、秀吉、長濱ニ兵ヲ出スコトヲ二月八日ニ作ル、

〔豊後中川家譜〕

坤

瀬兵衛源清秀

天正十一癸未年正月、羽柴左少將秀吉、

江州勢州へ發向ニ付、出陣ス、同年同月二十三日、江州草津邊ニテ、羽柴左少

將秀吉勢州發向ノ勢揃ニ付著到シ、直ニ秀吉、蒲生忠三郎氏郷、關（舊傳）万鐵等ト、

瀧川左近將監一益カ家臣佐治新助カ守ル所ノ龜山城へ發向ス、

○秀吉、勝豊ヲ誘降スルコト、十年十二月二十日ノ條ニ、龜山城ヲ攻ム

ルコト、本月十六日ノ條ニ見ユ、

〔附録〕

〔平野神社文書〕

江〇近

禁制

〇宛所抹削セ
ラレテ見ユズ、

一當手軍勢甲乙人亂妨狼藉事、

一陣取放火事、

六一六

一剪採山林竹木事、

右條々堅令停止畢、若違犯輩在之者、速可處嚴科者也、仍下知如件、

天正拾一年二月 日

筑前守(花押)

十日、癸亥島津義久ノ弟忠平、義弘誓書ヲ穎娃久虎、本田刑部少輔ニ與フ、

〔後薩藩舊記雜錄〕

正十四 義弘公御譜中
編後 正十四 義弘公御譜中

天罰起請文之事

連々御取置之段、以神文被顯之候、祝著之至、難盡筆紙候、扱者對久虎爲拙子

不可存疎略候、

若此旨於相違者、

上者梵天帝釋四大天王、下者堅牢地神部類眷屬、別而九州鎮守彦三（山鹿カ）所權現、

霧嶋六所權現、殊者眞幸院、（傳）護白鳥六所權現、飯野鎮守一宮大明神、天滿大

自在天神、各神罰冥罰可蒙身上者也、仍起請如件、

天正十一年未癸

兵庫頭

二月十日

忠平(花押)

穎娃（久虎）左馬助殿 御返報

天正十一年二月十日

六一七

穎娃久虎
誓書ヲ致ス
平ニ致ス

〔後薩藩舊記雜錄〕

本十四 田氏文書

上者梵天帝釋四大天王、下者堅牢地神部類眷屬、別而九州鎮守彦（山鹿カ）三所權現、霧嶋六所權現、殊者眞幸院（島）護白島六所權現、飯野鎮守一宮大明神、天滿大自在天神、各神罰冥罰可蒙身上者也、仍起請如件、

天正十一年 癸未

兵庫頭

二月十日

忠平（花押）

本田刑部少輔殿 ○本書前文ヲ闕クモ、恐ラク願娃、久虎宛ノ誓書ト大抵同文ナルベシ、

越後春日山守將黑金景信、其主上杉景勝ニ、越中松倉城將須田滿親ノ意ヲ傳ヘテ、速ニ飛驒ノ諸士ヲ誘致スベキヲ言フ、

〔歷代古案〕 九

飛驒ノ諸士ハ上方ニ定ト手切必

齊藤次郎右衛門五郎二

去月河上（東福部カ）ハ從當地被差遣飛脚罷歸候、爲始瑞泉寺、何後被及御請候、仍飛州

之儀、上邊へ舊冬以來手切令必定候、就其飛州へ早速御書被遣可然之由、相

州被申上候、又鹽屋筑前守父子處へも御書被成、御越候様与奉存候、將又城

尾之齋藤次郎右衛門、同弟五郎二郎去秋以來御忠節可申上之由候、此度も

申越分者、兄ニ御座候次郎右衛門同前ニ、御忠節申度存候、雖然次郎右衛門

西表ノ衆景勝ノ出馬ヲ望ム

其儀不存寄候共、我一身ニ而も、申上候覺悟之由申越候、彼者共處へも、御書被下候様ニ奉願候、委細者、從相州可被申上候、恐々謹言、

猶々飛州衆へも、早々御書被差遣候様ニ、相州被申上候、亦西表之御味方中、各當春御出馬奉待之由被申越候、以上、

黑金兵部少輔

（朱書）天正十一

二月十日

景信

直江山城守殿

〔上杉年譜〕

二十八 景勝

二月十日

越中堺ノ地ニ差置ル、黑金兵部少輔ヨリ、直

江山城守マテ注進ス、去月河上へ當地ヨリ飛脚ヲ差越、竊ニ軍議ヲ通スル

處ニ、瑞泉寺ヲ始、各御請ニ及ハル、飛州ノ諸士、舊冬以來上方ト手切彌以必

定ナリ、然ラハ早速飛州ノ諸士御書ヲ下サレ、然ルヘシ、此旨趣須田相模守

ヨリモ注進コレ有ヘシ、且鹽屋筑前守父子ニ御書ヲ下サレシカルヘシ、并

ニ城尾ノ齋藤次郎右衛門、同弟五郎二郎、去秋以來忠信仕ルヘキ旨頻ニ内

通シ、今般モ申越分ハ、兄次郎右衛門同意ニ忠信ヲ勵シ、縦ヒ次郎右衛門其

儀ヲ存ヨラストモ、吾一身ノ働キ無二覺悟イタスノ段申越ノ條、彼者共ニ

天正十一年二月十一日

六二〇

モ御書ヲ下サル様ニ言上アルヘシ、西方ノ御味、方ノ輩ハ、當春ノ御出馬ヲ
希ヒ待奉ル由ナリ、其書云、○二月十日附直江兼續宛、黒金景信書、
狀ニカ、ル、前掲歴代古案ニ大抵同ジ、

○景勝、大關常陸介ニ越中ノ地ヲ與ヘント約スルコト、本月二十八日
ノ條ニ見ユ、

十一日、甲子毛利輝元、安藝井原領主井原元良ノ子井原元尙ヲシテ、其家督
ヲ相續セシム、

〔萩藩閥閥録〕井原藤兵衛

井原之家督御相續尤可然候、當領地聊無相違全可有御知行候、仍一行如件、

天正十一

輝元 御判

二月十一日

井原小四郎殿

○輝元、周防松崎天滿宮下司乘林坊ヲシテ、同社供僧料ヲ安堵セシム
ルコト、湯川元常ニ采地ヲ給スルコト等、便宜左ニ合致ス、

〔毛利氏考證論斷〕

二十

二月八日、輝元公防府天滿宮下司乘林坊

（附卷）名不
ニ

四代實錄 知追而可書入、
供僧料相續ノ御許容アリ、

供僧料

考證 乘林坊書出

御判

松崎供僧料佐波郡下鳥井田三分米九斗定之事、任先住讓之旨、相違不
可有之由被仰出候、御神事等無緩可被遂其節候、此由可申旨候、恐々謹言、

天正十一

國司右京亮

二月八日

元武

井上助左衛門

就正

小方兵部丞

元信

乘林坊

〔萩藩閥閥録〕

六十八
湯川平左衛門

兒玉新五郎給河内ニ少有之内貳貫四百前之事、對其方遣置候、彼新五郎紙
面之辻、以末代可知行之狀如件

天正十一年二月十二日

輝元 御判

天正十一年二月十一日

六二一

天正十一年二月十一日

湯平左（湯川元也）

輝元

六二二

〔毛利氏考證論斷〕

三十二 二月廿二日、輝元公、福嶋大和守、同源三郎カ領地ノ

内、諸天役ヲ免許シ玉フ、

考證 福嶋九郎右衛門家什書

輝元公御判

御方給地長州内白郷之内拾八石足、諸天役之事、遂披露、被成御分別候、爲其被成袖御判之條、以此旨、向後可被得其心之旨候、恐々謹言、

天正十一

兒玉市允

二月廿二日

元貫

内藤與三右衛門尉

元榮

福嶋大和守

福嶋大和守殿

同源三郎殿

〔附錄〕

〔萩藩閥閱録〕

百七十 財滿瀬兵衛 藏田忠左衛門家來

加冠

加冠

天正十一

二月三日

輝元 御判

熊谷神四郎殿

〔萩藩閥閱録〕

百四十六 竹内平兵衛

受領

受領

隱岐守

天正十一

二月廿日

輝元 御判

竹内平兵衛尉殿

〔萩藩閥閱録〕

百二十三 大多和惣兵衛

加冠 元

天正十一

天正十一年二月十一日

六二三

天正十一年二月十二日

二月廿五日

輝元 御判

大多和與次殿

六二四

受領

河内守

天正十一年二月廿六日

輝元 御判

大多和宗兵衛尉殿

十二日、丑乙是ヨリ先、羽柴秀吉ノ養子次、勝秀丹波龜山ニ病ム、秀吉、神祇大副吉田兼和見兼ヲシテ、之ガ平癒ヲ祈ラシム、是日、兼和、祈禱ヲ始ム、

〔兼見卿記〕

五

二月

□

戊午

信長末子御次

在城龜山

近日所勞也、祈念之事可

申來之由、以使者案内也、委細明後日邊可來之由申、歸京了、

□

庚申

自丹州龜山御次祈念之儀、使者女房衆來、即

□

面、使者

筋懸善右衛門尉女房館

ちや

云、舊冬御出陣以來御煩也、此度祈念□而憑入之由、彼御袋ヨリ承訖、

小袖一重

白織物、裏シ、

裏物

、

ラ、

裏同、

銀子

二枚、

□

木廿石

明後日可渡

予云、御懇之儀

秀勝舊冬出陣以來病出陣以來病出陣以來病出陣以來

信長末子

すし、白ノ袖ノ撫物

本卦年筮

祈禱料

也、大事之御不例也、難方酌御使之儀難辭之間、隨分可致精誠之由申訖、御撫物三色、御腰物、脇指ニテモ、御小袖、是ハ一七日結願之時、燒拂當申歸京了、來十二日吉日也、修行可始之申訖、此方次第之由使者申也、御次本卦之事、年筮之事、仰智福院取之、

履卦之卦剝

□體一大事也、

□刻自丹州龜山御次之撫物、刀、紅帶、小袖三色、先度女房館持來對面、

八日、辛酉、於松樂庵、爰元之衆相談了、庵主興行粥了、勸盃了、一七日之内可來

之由被申了、

九日、壬戌、祈禱料八木可相渡之由申來間、牛馬申付相添修理進遣了、今日不

渡之、明日可相渡之由申也、出京、向清三位入道所、御次本卦年筮之卦體、猶

具相尋之訖、以外大事之由被申了、四五月之時分、更更大事相極之由被申

了、

□下亥、唯神院殿社參、燒彼祈禱料十五石遣之、御次祈念之御幣六十四本、

□大工三人

左衛門源七郎

□付之、

以杉之木調之、

四尺

燈臺八、

天正十一年二月十二日

六二五

壇場ヲ傍

宗源ノ壇

看經

心經讀誦

遷座

招魂

告文ヲ讀

安鎮ノ祭

文ヲ讀ム

護摩

秀勝吉田

ニ抵ル

籠

太麻

吉田社ニ

詣ッ

清水寺ニ

モ詣ッ

胸勞

龜山ニ歸

天正十一年二月十二日

六二六

□^子□^一□^二甲子、傍壇場面十二帖敷、奥之六帖敷誘之、左馬允、主殿允、斑幔二帖四、喜介、修理進、方ニ張之、幔二帖賀茂へ借用之、右馬助、定、世調之、東西六十四神之幣立之、禰之枝、ヲ付ル、神號書之、首紙之通ニ押之、御前北方へ八本廻之、自是初之、西同前、次宗源之壇、五色之幣、廣八本、禰ヲ立ル、付四手、次五十鈴、次真禰、御道具悉取出之付之、次大護摩、八方ニ御幣ヲ立ル、注連ヲ引、付四手、次鳥居、付御鈴高座ニ、次御前案、一脚、神體安座之用也、次大机、一脚、八本之御幣立之、左右ニ、東ニ灯臺、西ニ曲、内外引廻注連、付四手、内陣十八帖敷也、悉敷荒薦、入夜出來、今夜御灯二灯、神體明朝可奉遷座也、

十二日、乙丑、早天行水、日所作ノ看經、御次爲御祈念、神經讀誦、日神諸社拜之了、次於文庫上段御次祈念之鎮札□札一、守一、次神體壇場へ奉遷、次修行、先招魂之、修行之次宗源此内讀告文、唯神院殿遊之在之、以其今度予書之、宗源修行以後諸神安鎮之祭文讀之、次退下、壇中央ニ招魂之臺、當年星戴之、左小袖、右兼治、御灯左右、日中修行同前、入夜修行同前、次大護摩、右兼治、燈一、灯、燒香護摩之後讀告文、次退下、□元各聽聞了、□輪徹齋例年祈念之音信、貳十疋、荒卷一、魚コチ、息大和守貳十疋、□被五明二本、和州へ遣御被了、

□^子□^三□^四丙寅、日神諸社日所作、次祈念三座、作法昨日ニ同シ、勸修寺亞相以書狀遣使者、万里小路儀也、不及返事、相意得之由被申了、

□^子□^四□^五丁卯、天晴、暖氣、今朝修行、已刻御次壇場へ可有御參由案内也、御盃菓子以下用意了、即刻御出、侍從門外□予内之門外へ罷出、乘物籠也、自門内被出乘物、俵人負、申也、座敷獻盃、予酌、侍從加之、御次之盃予吞之、予盃藤懸ニ詣之、次壇場へ御參、予以太麻御次頂戴之、拂身躰暫且於拜見也、次座敷へ御出、織色三シ、ハ、ラ拜受、申禮了、當社へ可有御參詣之由也、可參案内者之由、御供之衆申、予可罷出之由申入也、尤可然之由、各被申了、即俵人負、申也、御參詣也、予前へ罷出也、神前二返須廻當社之儀粗申訖、次下山、直ニ清水寺へ御物詣云々、御氣色御躰也、今度祈念胸勞也、偏奉任神慮了、

盛方院醫者之弟子也、令被召置御次也、桑垣入道玄二、兩人令馳走也、其外地下人御供罷出也、北野灯爐一、借用之、能辨方へ横田申遣、到來了、神壇常灯之儀也、

□^子□^五□^六戊辰、修行同、今夜大護摩、

□^子□^六□^七己巳、修行四座、御次至丹州龜山御下向云々、

天正十一年二月十二日

六二七

天正十一年二月十二日

六二八

□^七庚午、修行四座、○下略、秀吉、伊勢龜山城ヲ攻ムルコ

□^八辛未、修行一座、護摩今朝結願訖、

□^九壬申、御祈禱之御被等不取來之間、今朝鈴鹿修理進丹州龜山へ持遣

了、自路次申來、祈禱料未進五石渡之由持來、龜山之牛馬也、神龍大明神社

參侍從取置壇場六十四神之幣立神壇、

□^四癸酉、出京、修理進罷上、御被以下祝著之由御返事也、修理進ニ五十疋被

遣之云々、

德川家康、其將依田信蕃ニ命ジテ、信濃相木ノ守兵ヲ減ゼシム、

〔蘆田文書〕

○信

前山番替之儀伊奈郡衆可相勤候旨雖申付、阿江木於出城者、差而人數等不

可入候歟、其上近日至甲府出馬候間、彼表置目之儀可有之間、先之人數之儀

勞兵無之様被差歸尤候、諸事芝田七九郎被遂談合、才覺專肝候、恐々謹言、

二月十二日

家康(花押)

依田右衛門佐殿

〔依田記〕

一天正十一年二月十二日之御書、依田右衛門方々之壹通寫し

上申候、是者前山と申城、伴野刑部楯籠罷在候を、依田右衛門佐^(天正十年)午之霜月

責落^(野尻方)伴夜明こ退去申き、頓而前山之城ハ、右衛門佐移罷在候内こ、加勢被

成、小番之人數前山へ被遣候時分之御書こて御座候、

○信蕃、前山城ヲ拔クコト、十年十一月四日ノ條ニ、相木能登守ヲ、田口

城ニ攻ムルコト、本年正月是月ノ條ニ見ユ、

信濃松本城主小笠原貞慶ノ臣仁科黨赤澤式部少輔、古厩因幡守、塔原三

河守等、不軌ヲ謀ル、是日、貞慶、式部少輔ヲシテ自殺セシメ、尋デ、因幡守、

三河守等ヲ松本城ニ誘殺ス、

〔御書集〕

○笠系大成
附錄所收

〔本書折紙御自筆〕

尙々、明日時分、此方之仕置彌以使申候へく候、各へも、此由御心得專用

候、以上、

急度使札令祝著候、赤澤事種々計策無隱候之條、爲切腹候、此表無何事候、ウ

りや原へハ、則出雲守相移候、其表用心無油斷可被申付事專用候、次一昨日

家康より御鷹之鷹なと態給候、近日御出馬之條、彌諸境目如存分可申付候、

天正十一年二月十二日

六二九

赤澤式部
少輔ヲシ
テ自殺セ
シム
小笠原貞
慶ノ臣
仁科黨
赤澤式
部少輔
古厩因
幡守、
塔原三
河守等、
不軌ヲ
謀ル、
是日、
貞慶、
式部少
輔ヲシ
テ自殺
セシメ、
尋デ、
因幡守、
三河守
等ヲ松
本城ニ
誘殺ス、

信濃ニ入
ラントイ
小笠原秀
政京都ヨ
下三河ニ

天正十一年二月十二日

六三〇

我等申分何も御同心候、幸松（秀政）當月七日下著之儀、必定之由申來候、先々可被
心安候、珍儀自是可申候、恐々謹言、

（采書）按天正十一癸未年也
二月十二日

貞慶 御判

（采書）按天正十一癸未年也
犬半左殿

右犬甘氏知家藏 按書内曰、赤澤事赤澤式部少輔也、苜屋原赤澤居城也、
出雲守小笠原頼貞也、幸松秀政君也、此時自畿内赴三州岡崎、

古厩因幡
守ヲ誘殺

（采書）
「本書折紙御自筆」

尙々、よろめにもふさぬ候、御心やそくあるへく候、以上、
さくや糸の刻當城よたゐて、古まや成敗候、逆心必定のまゝ如此候、以上上
下廿人あまりうちとり候、則仁科へをのゝさしせうらし、道心、今井四郎
次郎兩人討取候、因幡守子息わうけをち候得共、定而たつち出候へく候、其
外意逆之者共成敗申付候、就之そもと用心尙以肝要候、よろつ仕置申付
間、廿日比まて、（下同シ）もんらいこし申ましく候、仁科の仕置相そみ候ハバ、其内
よももんらいこし候へく候、此よしありけい藤兵へ、いのそけ、其外いつま

へも、委傳達肝要よて候、恐々謹言、

（采書）按天正十一癸未年也
二月十四日

貞慶 御判

右犬甘氏知家藏 按書内曰、當城松本城也、因幡守古厩氏也、猪之助葉山
氏乎、

（采書）
「本書折紙御自筆」

尙々、何へも此由申度候、以上、
自是申つる處、飛脚祝著候、仍ふるまや、とうの原同心にて、きやくまんのく
まゝとて以外之條、申付悉うちそとし候、一人もそ候ハす候、此方之者こハ、
手おい一人も無之候、先以大慶可被存候、兩郡之仕置、大らゝ如存分候、猶明
日又可申候、其表用心無由斷様ニ専用候、各へも此由申度候、恐々謹言、

（采書）按天正十一癸未年也
二月十四日

貞慶 御判

犬半左

右犬甘氏知家藏 按書内曰、古厩者因幡守也、塔原者三河守也、海野氏乎、

天正十一年二月十二日

六三一

塔原三河
守ヲ殺サ

天正十一年二月十二日
所考在前

下伊奈衆
高遠附近
ニ陣ス

小笠原信
嶺高遠へ
藤澤越ヲ

塔原ノ糧
米ハ古厩
小屋ニ入
ル古厩ノ兵
松本ニ移
ス

〔本書折紙御自筆〕

尙々、ゆきもきへ候間、其元無油斷様ニ用心專用候、將亦下いおの人数
たうとふ近邊こちんとるよし、其聞候條、さういめ候間、まほじ里の
人まちとも、をのくきのみめしよせ候、申來分へ、よしごへうせいと
して、同名かものたゆふ物ぬしよて、さく日たうとふこへ、ふしさへ
おへをいとし、きのふと残り候よし申候、さりあら無人よて候よし
承候、尙かゝる儀候へ、自是可申候、此よし成あい、二木彦兵へ、其外在
番の衆へ申度候、以上、

來札披見祝著候、此表仕置如何も存分候、古厩平三をも細野之郷よて討捕
候、澤渡九八郎も召執候、仁科之仕置何も思ひ様候、小谷へハ細萱をせう
はし候ても、一著こ定可爲大慶候、次塔原事へ、古厩小屋へ悉兵糧ヲあけ、彼
在所よは一俵も無之候、彼是以よき時分加成敗、古まやのこやよ俵等、さい
けんあき事候、悉兵糧當城へうつし、こやをはやくつし可申候、其表彌

小屋ヲ燒

家康近ク
信濃ニ出
馬スベシ

貞慶ハ家
康ニ忠勤
ヲ抽ヅル
覺悟

諏訪頼忠
ノ家康ニ
降ルコト
ハ必定

無油斷用心尤候、急度番替可申付候、恐々謹言、

〔朱書〕按天正十一年癸未年也
二月十六日

貞慶 御判

大うい半左衛門殿

右犬甘氏知家藏 按書内曰、古厩平三因幡守子也、細萱者河内守也、塔原
前云三河守也、當城松本城也、掃部太輔小笠原信嶺也、成相者源三也、

〔本書折紙御自筆〕

尙々、長々在番無申計候、將又家康御出馬も近々候、一段太慶不過之
候、せうともえや三州下著候、後兵伊奈まてこし候由風聞候、今明之間
可越うと存候、とかくこ腹を切候共、家康御前一すしより外、當方こハ
覺悟無之候、其方とぞくち我等五三人無二其覺悟候へ、とうてん
無之候、急候間早々、以上、

書狀之趣一々令披見候、先々世上差儀無之候、惣別國あらいと候間、無機
遣候、乍去諏訪之事ハ必定候、只今様々懇望半候、○諏訪頼忠、家康ニ屬
ラル、コト、三月二
十八日ノ條ニ見ユ、

天正十一年二月十二日

明知
仁科黨
官ノ所
ハ安堵
シムベ
シ

知行方
ハ直ス
ベシ

天正十一年二月十二日

六三四

一明知共之儀被申躰候、彼主人計こそ成敗申候、披官人事ハ以前之分々持之事ハ分別共候間、それ〱〱可申付候、知行遣候ハて不叶者共候、去年之事ハ、大海を渡へてうちとる躰候、只今ハ分別を以可申付候、ひいき〱〱に申候共、一向同心をぬしく候、

一仁科之事ハ惣別我りまゝの躰候、更ニ無分別候つる、いりさぬひき〱〱の一著次第ニ、知行方悉りち候、一當郡之儀も我等馬を可出候、手まりの者共ををしめ候て、働之上〱〱而相見へく候まゝ、それ〱〱は是も次第ニ仕置可有之候、萬々明日可申遣候間不具候、恐々謹言、

(采巻)天正十一癸未二月也
廿二日

貞慶 御判

松本より

貞慶

犬半左殿

右犬甘氏知家藏 按書内曰、明知共之儀、古厩、塔原之類、叛逆人之事也、仁科之事、日岐、澤渡、塔原、古厩、澁田見之類、皆仁科黨也、世倅幸松丸秀政君也、

貞慶家康
ニ從フコ
トヲ肯ゼ
ザル時ノ
トノノ
書狀ノ
説

後兵家康公之後兵也、此書家康公以密使欲使貞慶君屬旗下、然貞慶君不肯、故家康公執幸松丸以質三州、而出兵甲信之時之事歟、

(采巻)
「本書折紙」

尙々、其元無御油斷御用心專一候、乍御太儀、五三日之内ハ御番可被成候、以吉日可有御出馬之由、て候、此方仕置之事涯分申付候、是又可有御心易候、以上、

自此方可申入候處、被寄思食、預御飛脚候、近日者、其表永々御在番、御窮屈奉察候、御番替之儀、尤披露申候へ共、乍御太儀、五三日之間、御座候へ由御意候、吉日次第被出御馬、其地之御普請可有由候、世上如何様成表裏候共、動搖不仕候、可御心易候、兼而如申合、家中如形仕置申候間、貴殿一兩輩拙者談合申、涯分仕置可仕候、少も油斷無之候、委曲面談之刻可申述候條、不能一二候、恐々謹言、

溝口貞秀

溝口美作守

(采巻)
「按天正十一癸未年也」
二月廿二日

貞秀(花押)

天正十一年二月十二日

六三五

犬飼半左衛門殿 御報

右犬甘氏知家藏 按、溝口貞秀後改貞康、

〔豊前小笠原家譜〕二 貞慶 同十一年癸未二月十日、家康卿賜鷹所執之雁

於貞慶、諭邇日發向于信州表、

同月、殺赤澤某、式部少輔也、此時居荊屋原壘、依有隱謀之企也、使小笠原出雲守賴貞守荊屋

原壘、

同月十三日夜、召古厩因幡守盛勝、塔原三河守於松本城殺之、依有隱謀之企

也、乃遣人於仁科、彼末眷、俗曰與力、今井四郎、同次郎等數多討之、古厩平三因幡守子也、

出奔於細野郷、終討之、又擒澤渡九八郎盛忠、依彼一族也、古厩、塔原、澤渡、日岐等皆仁科黨也、

同五月、免澤渡九八郎盛忠、再爲家士、不黨古厩、塔原等、依無野心也、

○景勝、仁科織部佑ノ本領ヲ復シ、新知ヲ加フルコト、十年九月四日ノ

條ニ、貞慶、仁科黨ノ青柳、日岐、麻績等ノ諸城ヲ攻ムルコト、同年九月是

月ノ條ニ見ユ、

十三日、丙寅是ヨリ先、足利義昭、京都ニ復歸セントス、毛利輝元、之ガ爲ニ、

柴田勝家、徳川家康ニ牒シテ、其助力ヲ求ム、是日、勝家、輝元ノ將吉川元

勝家誓書
ヲ致ス
三月二十
日以前近
江ニ出兵
スベシ

春ニ書ヲ遺リテ、之ヲ諾シ、將ニ兵ヲ近江ニ出サントスルヲ告グ、尋デ、家
康モ亦輝元ニ答ヘテ、義昭ノ復歸ニ贊ス、

〔吉川家文書〕二 判鑑

就御入洛之儀、御方令受含可致馳走旨、追々被仰出候、御請之趣、神文筆本木

村市右衛門尉被見置候段、慥上意付而、三月廿日以前、至江北必定可相働候、

然者、御方御手合爲可見届、重而木村差越候、於様子者、猶佐久間（盛政）玄蕃助、同名

三左衛門尉可申候、恐々謹言、

勝家（花押）

柴田修理亮

勝家

吉川駿河守殿 御宿所

〔毛利家文書〕三

謹上

毛利右馬頭殿

徳川

三河守家康

就公方様御歸洛之儀、預珍簡、殊信雄、羽柴、其外家老之衆御請之書狀被差添

給候、即遂披見候、拙者儀、各次第ニ候條、聊無沙汰不存候、將亦東國筋御用之

信雄秀吉
モ亦義昭
ノ上洛ニ
贊ス

子細蒙仰、不可有疎意候、恐々謹言、

二月十四日

三河守家康(花押)

謹上 毛利右馬頭殿

○義昭、京都ニ復歸セントシ、輝元ヲシテ、秀吉ニ説カシムルコト、十年十月二十一日ノ條ニ見ユ、

是ヨリ先、越中弓莊城主土肥政繁、佐々成政ノ屬城太田城ヲ攻メテ之ヲ拔ク、是日、上杉景勝、政繁ノ老臣有澤圖書助ニ書ヲ遺リテ、其功ヲ褒ス、

〔溫故足徵〕

○加能越古文 叢三十九所載

對兩人、如注進者、敵東表押通之處ニ、去八日有夜調義、安城外町悉放火、其上太田之新城責落、楯籠者共不洩討取之由、日來之忠信增幾千萬候、連々之鬱憤此度露顯、感悅不疎候、偏ニ右分仕態ニ候与感入候、將又當國平常あらさる深雪、從去月中旬數千人之以人脚雖爲碎候、置于只今不墓行候、雖然一兩日中ニ名達山地へ可碎付之條、無二無三出馬不成、武溢者可討隨事案之内候、被障雪、塵灰之奴原ニ爲踏界之事無^マ拳を擲候、何様可發此憤之條、猶以一廉之粉骨可爲肝要候、畢竟隨分可有稼候也、

安田城外町ヲ燒ク

平年ヨリ雪深シ

二月十三日

景勝 判

有澤圖書助とのへ

〔越登加三州志〕

九 鍵 囊 餘 考 九

佐々成政與土肥政繁數交兵

十一月癸未二月八日、政繁府兵ヲ率テ、夜發シテ安城^{安田城也、或是ニ到リ}ヲ安住城^{此云ニ}到リ、火ヲ放チ、太田新城^{新川郡ニアリ、予越邊ニテ、成政ノ軍ヲ擊、朽屋半右衛門、政繁ノ將、加藤大藏ノ將、ヲ討取、四月五日、成政精甲ヲ以テ、再ヒ弓庄ヲ圍ミ、四堡ヲ弓庄ノ東北ニ構フ、因テ城兵モ出擊スルコト日ニ五七タヒ也、政繁、援ヲ景勝ニ乞フ、果サス、五月五日、城兵舉テ出テ、夜成政ノ軍ヲ擊、朽屋ハ田代與五郎^{成政ト合槍シ、藤田丹波敵將ノ首ヲ斬、有澤五郎三郎^{政繁ノ將、奮擊ノ重創ヲ被ル、成政、是ヨリ又城ノ四面ニ虎落ヲ作り、城兵却テ出ルコト能ハサラシム、依テ城兵、輒耐ノ思ヲナス、一城ノミヲ守リ、後詰ナキニ、百日許堅固ニシ、家記ニ賞セリ、然ル處、秀吉ハ勝家ヲ滅祀シテ、加州へ出軍、各城ノ守制アリ、成政ハ勝家方ナリシユヘ、秀吉ノ威風ヲ恐レ降和シ、女ヲ質トシ、本領安塔ノ富山城ニ居ヲ許サル、景勝モ亦秀吉ニ通スレハ、自然ニ成政コト政繁トノ格闘無根ノ事トナリ、景勝成政請和、政繁ハ妻孥諸士ヲ引從ヘ、有澤采女}}}

成政弓莊城ヲ圍ム

虎落 政繁能ク守ル

景勝成政ト和ス

天正十一年二月十五日

六四二

家向後彌別シテ御懇意ニ仰合ラルヘキ旨、公御内意ノ趣申遣スニ因テ、北條殿ニ於テモ本望ニ存セラル、彌以テ、基信思慮承届ラレ、重テ屹度被仰合様ニ取持タキ旨、氏照内談ノ趣ナリ、山城返答不傳、氏照書狀ノ趣、舊冬ハ小關ヲ以テ音問ニ預ル、快然ノ至ナリ、書面ノ趣即チ氏政父子ヘ申聞クルノ處ニ、一段本望ノ由存セラル、向後ハ貴邊御取成ヲ以テ、貴國當方無二御入魂有ル様ニ御馳走專肝ナリ、此方ニ於テハ、愚拙涯分御取成ニ及フヘシ、御報ニ依テ、急度輝宗君ヘ申達セラルヘシ、然レハ上州ノ義、越國境マテ本意、此上常陸下野靜謐程有ルヘカラス、御心易カルヘキノ由ヲ著ス、

上州ノ義、越國境マテ本意トハ、去年十月、東照大神君北條殿ト御和睦、上州沼田ノ地ヲ以テ、北條殿ノ領地甲州都留郡、信州佐久郡ヘ取易ヘ給フト云云、此事ナルヘシ、

○輝宗、氏政、氏直父子ニ好ヲ通ズルコト、十年十二月是月ノ條ニ見ユ、十五日、辰武藏鉢形城主北條氏邦、須田加賀守ノ戦功ヲ褒ス、

〔上毛傳說雜記〕三

去年十月廿八日、向倉内相勤、於森下敵十人爲討取候、自分も壹人討留、高名

倉内ニ戦フ

無比類候、忠信存詰可爲走廻、沼田本意の上を、一途可引立者也、仍如件、

未二月十五日

氏邦 在判

須田加賀守殿

○氏直、家康ト和シ、沼田ヲ收ムベキコトヲ約スルコト、十年十月二十九日ノ條ニ見ユ、

十六日、己未羽柴秀吉、兵ヲ率キテ、伊勢ニ入り、峰、桑名等ノ諸城ヲ攻ム、是日、自ラ瀧川一益ノ將佐治新介ヲ龜山城ニ圍ム、

〔兼見卿記〕五 二月下□□上庚午、修行四座、十六日勢州瀧川取出之城、羽筑

責入、手負數輩、討死百計云々、未落城之由相聞了、

〔武家事紀〕三十 續集古案 豊臣家上

此表之儀、去十二日峰城取卷、爲陣取置候テ、桑名表ヘ相働、外構迄不殘令放火、十六日ニ直ニ龜山ノ城ヘ押詰、惣町ノ事不及申、西東ノ端城乘崩、龜山兩城、取卷候條、落去不可有程候、猶期後音候、恐々謹言、

羽柴

二月十七日

秀吉書判宛名 關ク

天正十一年二月十六日

六四三

十二日峰城ヲ圍ム
桑名ニ放火ス
龜山ニモ放火ス

二十日國
府城ヲ請
取ル

金掘リヲ
シテ龜山
掘リ崩サ
シム
羽柴長秀
等ヲシテ
峰城ヲ圍
マシム
信雄伊勢
ニ之ク

天正十一年二月十六日

六四四

〔近藤文書〕

前〇豐

爲在陣見廻示越、殊鞞三口、到來候、令祝著候、

一此表峯、龜山、國府三城一度に取卷候、然上國府種々令侘言候間助命、去廿日、城此方へ請取候事、

一龜山惣町事へ勿論端城まで悉令放火、堀一重に責請、うまほりを入、東西之矢倉數多掘崩、堀をも日夜に五間十間宛是又ほりくつし候事、

一峯城、小一郎始、筒井、長谷藤五、蒲忠三、其外江州衆數萬騎よて、去りり丈夫こさせ、堀をもうめさせ候、是以落居不可有程候事、

一今日廿八、殿様此表へ被成御出張事、

一去十六日、桑名拘、其外谷山、峯不殘令放火候處に、桑名に瀧川雖在之、殊一人も不出事、

一此表可遂本意事案之中候、頓可被歸陣候間、此方見廻候事無用候事、

一其方境目者共こ、右之趣儘可申聞候、其城番等以下堅可申付候、

筑前守

二月廿八日

秀吉花押

〔藤力〕井主

〔秀吉事記〕

柴田退治

秀吉三路
ヨリ伊勢
長秀ハ土
岐多羅越
秀次ハ大
君畑越
樂吉ハ安
桑名長嶋
テニ放火シ
引取ル
亂杭
逆茂木
返柵
竹手把

從、其入勢州、成可打果瀧川左近大夫一益行當手軍兵分三筋、羽柴美濃守秀長、筒井順慶、伊藤掃部助、稻葉伊與守一鐵、氏家左京亮等、土岐多羅越也、三好孫七郎秀次、中村孫平次一氏、江中郡之衆、大君畑越也、秀吉自身者、引七八ヶ國、人數安樂越也、彼三筋之路、何節所而前軍皆取越度地也、近年又瀧川究普請所々、構置要害者也、誠哉、猛勢無節所、其城々置手當、至桑名長島押寄、近邊無殘所、放火居一夜陣、翌日早々引取、彼地差當有成途中、妨敵之屯、數箇所上殊更峯、城龜山多勢、楯籠丈夫相拵之地也、仍先取捲瀧川儀太夫所籠之峰城、追手佐治新介相踐龜山、秀吉自身寄馬見敵之働、以短兵引拂亂杭逆茂木、打破山下、即其地結返柵、重竹手把、以材木焚之、止敵之通路、上下略、秀吉、長濱、本月九日、及比龜山、落城、三日、トニカ、收ム、

〔豐鑑〕

二 袖露

天正十一年比春、秀吉伊勢國に向給ふ、是ハ瀧川左近に多信長比せさあり

天正十一年二月十六日

六四五

しう、勢北を知て、長嶋と云所ぬ城を構へありしう、秀吉よ去らるれり、
討んせの爲あて、○上下略、秀吉、岐阜城ヲ攻ムルコト及ビ本年三月三日ノ條ニコト

〔太閤記〕

五 北伊勢表進發、付柳瀬合戦之事

秀吉小姓馬廻弓鐵炮一万五千之著到きて、正月廿三日、江南に著陣し、惣軍
勢七萬餘騎を三手に分け給ひ、土岐多羅口より亂入し給ふに、羽柴美濃守、
筒井順慶、伊藤掃部助、氏家左京亮、稻葉伊豫守、其勢二萬五千也、君烟越より
押入勢に、三好孫七郎殿、中村孫平次、堀尾茂助、其勢二萬餘騎也、秀吉に三萬
餘騎を引卒し、安樂越より、ついで亂入し給ふに、岸のけもあきむうよみへ
しに、實乎、猛勢は節所なしと云し事、瀧川も上勢をさへの取出を、道筋は拵
置可相防と、あねて乃用意有しう共、其城は押へ乃勢を置、且た道筋うと
せ給ふに、因て、支度相違してたり、瀧川も數度之戦に功有し人あれり、あ乃
藤吉郎の手なと此程に知たり、節所被越來し事、寔天乃與ふる幸なり、能
圖を見て切かゝり、悉く撫切に伐捨るる、夜討にすはう、何様大軍反て味方
此利と成謀有へしと、實々しく云しうに、滿座多のほよ入、左もあらんとそ

正月二十三日、江南に著陣す
伊藤順慶、筒井順慶、氏家左京亮、稻葉一鐵、中村一可晴

桑名附近
=放火ス

山取
=秀吉夜襲
=備フ

一益ハ弓
矢執ツテ
ノ名將

瀧川儀大
守夫峰城ヲ

樂ひを多、多勢三手に成て亂入し、民屋悉く放火し、煙天に蔽ひ、日を障、殊更
秀吉卿に三萬餘騎を段々備へ、桑名近邊ををしよせ、在々所々不殘一字
放火し給ひよたり、瀧川も三方に手あてよ六七千之勢、分てはうにしま
うに、心は剛に餘ると云共、勢は不足、いと病鶴乃翅翎、此短う如し、因之桑
名近邊を眼前に焼せ、まけ腹立て云やうに、あつこれ夜討して頸をひろそ
ん事、今夜をへ過を痛しき物をとて怒をもち、三方より分入し、勢在々所
々に入亘る、堂社佛閣をいそげ焼きて、鯨波をあせ引歸し、山取をして終
夜大うををせうせ、夜討に用心きひしうりし也、秀吉も桑名より五六里
引退て、瀧川の弓矢取に、此明將あり、今日此狼藉さぞ無念よ有へし、小勢よ
う鬱憤を散せる事、夜討にまくれし、其意得被あし候へとて、軍中其制
尤きひしく、夜盜の功者を遠聞し出し、終夜大うをを山に、此如く積上あり
せしうに、いとそしや一益、夜うち此まを空しく成、却て如何ある行も
やあらんうと、不審く思され、取出乃城々へ用心油斷有へうらそ、珍しき敵
の行あらそ、可告知と云なり、還て自分此用心に勞せ、羽柴小一郎殿、三好孫
七郎殿、一益甥瀧川義大夫、楯こもりぬる嶺之城に押寄、幾重共なく打

閏正月二
十六日龜
山ヲ圍ム
トノ説

細川忠興

龜山城三
ノ丸ヲ攻
込ム

信長ノ伊
勢ニ置キ
シ三城

米田是政

天正十一年二月十六日

六四八

圍ミ攻メけり、又佐治新助ヲもりし龜山之城をハ、秀吉之先勢として取
卷セ給ふ、惣ハ滿ヘを柵逆茂木を引、用心きむしりしと云共、閏正月廿六
日之朝、をし詰、柵を引破扉を乗、山下被燒拂ひ、○上下略、秀吉、諸軍ヲ近江ニ
會スルコト及ビ龜山落城ノ
コトニカ、ル、本月九日ノ條及ビ三月
三日ノ條ニ收ム、北畠物語異事ナシ

〔細川忠興記〕秀吉公御代ニ細川古越中守忠興骨折申所之覺

一天正十一年此春、勢劬龜山之城、秀吉公御攻被成候時、何後御先手の衆ハ、
三之丸まで攻込申候へとも、即時ニ落不申候、忠興者共諸勢ニ先んして
手を碎申候、此時澤村才八、荒木左兵衛、石間五郎右衛門を堀際ニ付申候、
石間五郎右衛門ハ鐵炮ニあせり、討死仕候、何後惣御人數御引とらせ
被成候ニ付、才八も引取申候事、

〔細川忠興軍功記〕一瀧川殿ハ、從信長様伊勢ニ被召置候城三ヶ所御座候、

一ヶ所ハ松坂、壹ヶ所ハ神戸、壹ヶ所ハ龜山と申傳候、秀吉公御出馬、先龜
山之城御攻被成候、御家中之御人數も龜山を攻申候、城中より突て出申
時、諸勢さゞき申候所、米田助右衛門殿立所不去、御働見事ニ見え申ニ付、
秀吉公御使番衆被遣、御褒美被成候由、承及申候事、

未申ノ櫓

日の丸

三ノ丸堀
際マデ攻
込ム

〔細川家記〕忠興一

同廿六日、（閏正月）七日、

瀧川の老臣佐治新助益氏ヲ籠メ
る龜山の城を攻らる、忠興君等の諸將早朝ニ柵を破り、未申の方の櫓を、
金堀を以り崩し、諸勢亂入る、此時城中より烈しく突て出る、寄手騒
きたりを米田助右衛門少も退らせ、鎧を取て二三人突倒し、残る者を城
中ニ追込候、城中より鐵砲きひしく打懸候、秀吉公遙ニ御覽被成、御小
姓野々村傳右衛門一に御使番岡本を以、只今黃絹ニ日の丸の紋付とる
者、群を抜てらせきとるを誰なるを、忠興ヲ從士米田助右衛門あらハ、日
の丸ハ有まし、不審也、見て參と被仰付、無程罷歸、米田よて御座候、指物
日の丸ニ而ハ無之、敵の鐵砲ニ而指物を破り、御陣よて日の丸と見ヘ
候、と申上候、秀吉公甚御感被成候、有吉四郎右衛門ハ、三間柄の鎧を以、
進ミ來る敵を打拂ひ、退らざるを二人突伏せ首を取、松井胃助先ニ進ミ、
荒木下兵衛、澤村才八等、各いさみて敵を討、石寺五郎右衛門、松井三平次
父角田因幡入道宗伊、母共、等も強く働く所、石寺ハ眉間ニ鐵砲中り死
し、三平次ニ敵と刺違て死せ、如此忠興君の衆諸手ニ先達而進み、三の丸
堀際迄責込、有吉ニ橋際ニ而胃ニ鐵砲中りし共裏かゝせ、各乘入んと

天正十一年二月十六日

六四九

天正十一年二月十六日

六五〇

志なる故、城中防か祿、新助終に降参いとし候、
一書、荒木下兵衛、澤村才八等進んで城に入と有、又一書、忠興君も城内
に乘込、自身太刀討して、首級を得給ふと云々、康之碑銘曰、攻龜山城旬
日未拔、君以疾後至、望之曰、城固矣、不可力攻、乃謀城中、夜乘虚先登、遂降
之云、

則信雄の仰に任じ、關長門守一政に此城を賜る、本領なるに故と也、今度
米田の働を秀吉公甚御賞美有、御感状を賜り、向後差物に日の丸を用へ
き旨被仰出候、

米田家記に、助右衛門御陣之御供に罷出候節、奥州立之破船と申上
肝之馬に乘せ、その指物をさし出陣仕候由申傳候と云々、考に、右日
の丸の指物を止せ、その用候哉不分明、

〔松井家譜〕

春光君御譜

一天正十一年閏正月廿六日、秀吉公、三齋様并蒲
生飛驒守氏郷等、勢州龜山城に楯籠候瀧川左近將監一益老臣佐治新助
を御攻被成候、松井康之儀者、御跡より出陣仕候處、病氣に付滯京仕、家來
松井半右衛門盛秀を角田宗伊嫡子陣代与仕、人數差添龜山に差向申候處、二月

秀吉是政
ヲシテ日
ヲ丸ノ指
物ヲ用ヒ
シム

ばれんノ
指物

松井康之
二月十六
日惣攻

松井半右
衛門

二十四日
ノ城攻

山内一豊
閏正月十
一日龜山
ノ攻ムト
ノ説

蒲生教秀
龜山城ヲ
請取ル

十六日、惣攻之節、敵兵門を開突出、手痛く相働、寄手及敗走候、半右衛門儀
者、踏止下知仕、崩口を取返し、三之丸を放火仕、敵を城内に追込申候、
此節
踏止り申候者、米田助右衛門是政、康之儀者、病氣快相成、京都より出馬仕
并松井半右衛門兩人に而御座候候處、此由途中に而承り、差急龜山に著陣仕、頻に仕寄を付、同月廿四日、城
攻之節、康之御先手仕、人數を進、半右衛門儀、虎口に進候之處、敵兵突出、相
戦討死仕候、年二其後防戦難叶、潛に同國桑名郡長島に落去、龜山及開城
申候、略下

〔山内一豊武功記〕

佐〇土 天正十一癸未年

一閏正月、瀧川左近將監一益據勢州、秀吉公御出陣に付、諸將賦向所城、一豊
公に、同十一月、同國龜山一益之將佐治新助ヲ御攻、同勢之備を踏越、城
之堀下に附キ、一豊公御家臣此節人數高名有、辰巳之刻攻戦、家士衆に先
登シ、鉢巻手拭にて鎗柄貳本所々結ヒ固、是を踏堀へ揚上ヲ乗越シ、城内
見下所、大勢敵走り來り互に鬪争、多勢故、雖盡力戦且粉骨、終遂に戦死畢、
同勢押込、手負若干、城主佐治新助乞和、城ヲ明ケシリゾキ、蒲生忠三郎氏
郷受取之、此時五藤吉兵衛爲淨、行年三十岡村四郎兵衛、四郎兵衛行年三十ト

天正十一年二月十六日

六五一

天正十一年二月十六日

六五二

ア、御目前にて同日討死、小崎三大夫此時御旗足輕ニテ、城ノ堀裏へ附、一番こ乗越、一豊公一番乗と名乗、三大夫ハ此時足輕三九郎と云、段々御取立被成、土州へ御入國以後、御旗奉行ト御取石被下也。

一其頃勢州戦之節、及晩景、セリ合終テ、秀吉公ハ上ニ御陣取、一豊公ハ御本陣を隔く平地ニ御人數被立、外ニ兩將も同斷、合三將右之通、然、御旗本之様子被伺節、敵方之足輕大將と見へ、四五拾騎計ノ人數ニテ見分來テ、一豊公御旗本へ御内意有之、早召馬之腹帶シメラレ御用意、終ニ御兩將被仰合之上、一豊公其儘一番ニ御蒐立、御自分之御備を以、輕ク御蒐散御働の御様子、秀吉公御機嫌宜、其時尾藤勘右衛門殿、御旗本ハ尾崎へ御下リ、伊右衛門只今の働、筑州御感不斜、尻餅ヲツキ被成とテ、高ラカニ被呼掛御悅也、

五藤爲淨

〔御家中名譽〕

類土佐國群書
類從五十所收

五藤吉兵衛爲淨

一天正十一年正月ニ、秀吉公瀧川左近將監一益を御攻被成、勢州ニ御出陣、一豊様ハ同國龜山之城ニ御向成され、城主ハ一益幕下之大將佐治新助と申者、巽之櫓へ仕寄を付ク、御家臣數輩高名仕、先鉢卷手拭を以、鎗之柄

巽ノ櫓

を結りよめ、是を足溜りとして、我もくと乗上り、一豊様も御乗上り被成候へハ、敵も爰をせんと、相働、烈敷御合戦ニ御座候由、吉兵衛も一番こ乗上り、大勢被相手ニ盡粉骨、目覺鋪相働、終ニ大勢之中へ乗入り、一豊様御目前ニ而、三十一歳討死仕候と申傳候、

一吉兵衛義、永祿年中ハ天正十一年迄所々御合戦之節、何時も御供相勤由候へとも、事實等委敷相知レ不申候、

五藤爲重

五藤内藏助爲重

一勢州陳ニ而、或時晩景ニ及、せり合終り、秀吉公ハ山上ニ御陳取、一豊様其外兩將合而三備者、御本陳之前山下ニ御備被成候處、敵方五十騎計いまと人數を不入張出し居候を、一豊様御覽被成、御人數皆兜を著、馬之腹帶をよと被仰付、御用意終而、相備之兩將へ被仰通、一番こ被掛出、御一備を以、只一鎗ニ御突崩し、見事成御働ニ御座候、秀吉公山上より御覽被成、御喜悅不少、御使ニ尾藤甚右衛門殿山之尾崎ニ下り向ヒ、猪右衛門猪右衛門と被呼懸候へとも、一豊様ハ御下知ニ御隙なく候故、吉藏罷出、御答仕候様ニ被仰付、即罷出候へハ、只今之働、筑州御大慶不斜、をとり上り

天正十一年二月十六日

六五三

天正十一年二月十六日

六五四

小崎重高

尻餅を御つき候そと、甚右衛門殿高聲と被仰聞候由、

小崎三太夫重高前名三平、三九郎

一天正十一年正月、勢州表御合戦之砌、秀吉公桑名邊放火働き御座候、一豊

様御先魁被成、續而同國龜山之城を城主佐治新出ツ御攻被成候時、巽之櫓と

而御家臣數輩高名仕、就中三太夫義ハ其節三九郎と申、御旗之足輕と而

御座候、御旗を一番と堀下と付候得共、石垣高く登り兼居候處、板尾左

近三太夫由緒有之、同道仕、後ハ家來ニ仕候、と申者去、うひ來り、其肩を踏て登り候得者、左

近又刀を鞘あうら拔、梯子とし、是をふまへて又一登り、如此仕候而、下よ

り度々、と押上候と付、無難と堀と乗上り、御旗を懸舉ケ、山内猪右衛門當

城之一番乗りと高聲と呼申候、敵味方目を驚シ、無比類御高名と而御座

候由、三太夫ハ手疵をも蒙候得共、始終ひるまじ相働申候、御勝利之後、直

と御侍と御取立被成、當座之爲褒美、御刀一腰銘祐拜領仕候由、今以小崎

持傳居申候、

一右手疵爲養生、由緒も御座候哉、其場ハ勢州之御師山本重太夫と申者方

へ引取暫介抱と預り、罷歸候節ハ、俄と御取立之事故、侍之著用等も未用

一豊一番
乗り

加藤清正

〔清正記〕

○肥後

一秀吉公は勢州瀧川左近將監御討伐として、七萬餘の

人數にて、於近江國出馬し給ふ、安樂越を出させらるゝに、虎之助を召れ

被仰けるは、汝小身なれば、よき馬をも持まし、馬取共にとらせよと、黒の

御馬拜領す、則馬に乘られけるか、つくノと遠慮し、かく御念頃、に被仰

付處を、馬に乗たらは、御機嫌の程も如何と分別し、歩行の内に、入勤仕致

されける、勢州龜山の城主瀧川内佐治新助籠りしを、秀吉公先勢にて被

卷、責崩し玉ふ時、虎之助先勢の働き見て、參るへしとて、つうへさる、虎之

助達者第一の若者あれハ、諸勢攻入し跡より、乗ことし所、佐治ウ家來

近江新七といふを、の下知し、鉄炮を打せ、あよりを拂見えけるを、木村

隼人ウ甥、木村十三郎といふを、新七を目より、十文字の鐵を振ま

ハし、けるを、虎之助二間半の鐵を、鉄炮の中へ、打入をらひ入り、新七

ウ肩先を突れける、十三郎續て、ぬうれより、無念なりとのゝまり、新七ウ

腹をうら表に突ぬきしを、虎之助申されたるハ、一番突しハ我あり、ま

達者第一
ノ若者
近江新七
木村十三
郎

天正十一年二月十六日

六五五

うれとも御邊突倒され候うへ、首をとり候へといひ捨先へ乗入、跡より城主佐治降人とありたるを、諸軍引取候へと觸けまゝ、立歸り秀吉公御前へ參られ、先勢のたゞらきくはしく言上ある所へ、隼人罷出、甥の十三郎、虎之助とらき一々申上げまゝ、十三郎、虎之助兩人とも召出され、感狀を下され、御刀一腰拜領せ、書こ云、

瀧川左近爲可討伐令出馬、先勢州龜山之城取卷候刻、近江新七を討捕段、不可勝計候、依之爲褒美信國之刀遣之畢、全可抽忠戰之狀如件、

正月廿九日 秀吉御判

加藤虎之助殿清正感狀記同ジ

堀尾可晴

〔譜牒餘録〕

堀尾帶刀 堀尾可晴、介、毛或作吉、毛

十一年癸未ノ春、秀吉、瀧川

大河内城

左近將監一益ヲ擊ントノ、七萬餘ノ兵ヲ聚メ、三ニ分チ、勢州ニ攻入ラレケル時、可晴ハ、三好孫七郎秀次、中村孫平次一氏ト共ニ、二萬ノ人數ヲ率ヒ、君畑越ヨリ進入テ、方々ヲ攻平ク、大河内城ヲ攻シ時ハ、可晴堀下ニテ組打ノ

渡邊了

〔渡邊勘兵衛記〕

五、瀧川殿居城長嶋并中井、桑名を持せり、在

矢田山

白ノ切裂
羽ノ指物
柴次

城之時分、中井之西桑名郡山へ大閣様被押寄、御手は、被成候時、やど山の古城所へ、桑名より鉄炮之者こ足のかるき侍をかちよあし被組合、四百被押上候、其日大閣様御先手頭ハ中村式部少殿、然處、指出候四百之ものを追立可被之仕形之所へ參合候、其比迄ハ、心懸次第こ先手へ打まし、候侍有之時分、候へば、勘兵衛も相加り、四五人申合、四五百之處へ乗付候處こ、やど山より中井へ、候大坪へ、四五百之ものをどつと引取候所を、坪きまへ此方より四五人之者引付候處こ、敵方手ど、鉄炮持候、此方跡へ、候もの無之候て、鍵ハ合不申候へ共、十間計の敵あいよてせり合候仕形、まきへもてむしこき様、相見え申由こ候、勘兵衛、此時之指物、二間餘り之白ききりさき、候、年貳拾貳、主仁御次様、候事、

○一益、新助ヲシテ、龜山城ヲ守ラシムルコト、正月二十九日ノ條ニ、龜山落城ノコト、三月三日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔新撰豊臣實録〕

八 秀吉歸播、姫路祝新年、附圍瀧川一益部

惣軍七萬
五千

秀吉長島
ヲ襲フ

天正十一年二月十六日

六五八

秀吉謂塞北雖向春殘雪埋路尙不通馬蹄不如及暮春嚴征勝家正二月之間先發勢州長嶋攻瀧川左近將監一益今按、叱一益領直襲濃州悉占質盟然後向北敵正月廿日集兵於近州草津惣軍七萬五千廿三日至江南將分三隊羽柴小一郎秀長筒井順慶伊藤掃部助氏家左京亮稻葉伊豫守挖二萬五千人自土岐多羅口今按、在伊勢赴三好孫七郎秀次并中村孫平次一氏堀尾茂助吉晴卒二萬人自君畑越今按、在伊勢進秀吉自援三萬餘人自安樂越今按、在伊勢凌岩谷入一益俄構嶺城關城龜山城以下處々要害使利兵堅守之秀吉以豫知之分兵抑其群壘自經徑路速襲長嶋一益已雖失謀尙勵氣令諸卒曰秀吉今踰嶮岨來是天之賜幸也一戰之間必拉之乃分其兵七千餘人爲三列以防彼三方之敵借使雖同勢何及秀吉之筭况於大倉之一粒哉秀吉之惣軍至勢州桑名一途亂襲悉焚神社佛閣商家民屋今宵彌占山陣通曉燒篝火以固夜戰之守一益怒曰未決一戰而忽被燒桑名者遺憾不可云今宵必夜戰以雪其耻秀吉桑名去五六里而陣令諸卒曰一益從來拔萃之將也故先君使之管領于東國以終弗墮其譽想渠今日之鬱懷尤徹骨髓乎其以一當十者不如夜戰也今宵一益必爲其儲不可懈乃使兵出寨而窺之多連燎火緊其備以是一益甚怒悔却

加藤清正
福島正則
加藤嘉明

安樂越

〔前橋舊藏聞書〕

六

一天正十一年

癸未

二月瀧川爲退治秀吉勢州へ出馬

ノ時安樂越ヨリ兵ヲ遣スニ一番中村式部少輔其比孫平次二番三好孫七郎秀次也安樂越ノ切所ヲ瀧川切ヲトシテ只横合ニ通ルソフ道アツテ馬ノ足不立先ニ通シケル者口取馬ノ尾ヲ一人取テ通ルニ谷へ落ヌカ、ル處ニ古老一人出テ云馬口ヲ一人ニテトラセ跡ヲ不見ハイノト云テ引ケルニ難ナク馬通リスコレヲ見テ三百騎ノ軍勢如此シケレハコト故ナク皆通リヌト也

〔龜山錄〕

正月

二十三日姫路主將一萬五千餘人以擊一益至近江諸軍會者凡七

萬五千餘人乃分兵爲三羽柴秀長筒井順慶伊藤掃部助氏家經國稻葉一徹等二萬五千餘自土岐多羅口羽柴秀次中村一氏堀尾吉晴等二萬五千餘自

天正十一年二月十六日

六五九

蒲生教秀
龜山城ヲ
攻ム
津川支蕃
之ヲ助ク

筒井順慶

一益自ラ
斥候ヲナ
ス

天正十一年二月十六日

六六〇

君畑越、姫路主自將三萬餘、自安樂越、三道並進、不問山谷夷險、所在縱火攻剽、
陳于桑名、○中略、羽柴秀長等、峯城ヲ攻ムルコ蒲生氏郷与万鐵父子、以前隊
攻龜山城、北畠信雄使津川親春、率兵助之、佐治新助極力拒鬪、閏月二十六日、
姫路主至、鑿地道倒井樓、圍攻益急、○上下略、瀧川一益、佐治新助ヲシテ、龜山
城ヲ守ラシムルコト及ビ龜山落城ノコ

〔增補筒井家記〕

同三月上旬、秀吉北國勢ヲ柴田未上前ニ、織田信孝、瀧川

左近將監一益ヲ打散サント、七萬餘人岐阜城邊ニ打向フ、筒井順慶モ、松倉
森、小和泉、松原等五千餘人秀吉ニ隨ヒ、軍功在、一手ハ羽柴美濃守秀長、三好
孫五郎秀次、丹羽五郎左衛門長秀等三萬餘人、長島城邊へ攻寄ル、筒井藤四
郎定次ハ嶋十市ニ越智、箸尾、明山等五千餘人卒シ、戰功在、瀧川八千餘人ヲ
四手ニ分ケ、強テ雖爲防戰、遂不叶、長島ヲ立、江州南部ノ邊土ニ蟄居ス、○上
〔武功雜記〕四 大閣岐阜ヲ御攻被成候時ヤラン、瀧川左近七寸計ノ黒ノ
馬ニ乘候テ斥候ニ出ル、大閣御覽アリテ、瀧川自身モノミニ出ルハ、夜打可
致心得也、中々ウタレマシキモノヲトテ、大閣ノ御備ニ柵ヲ御ツケ候、瀧川
是ヲミテ、秀吉ハ此方へ夜打ノ心掛アルソトテ、其所ヨリ三里引取候、大閣

堀平右衛
門
野口左介
後藤基次

二月二十
日國府沒
落

國府寺

其時被仰候ハ、瀧川備へ夜打可致存候得ハ、瀧川能察候トノ御事ニテ候由、

兩方大將之思慮如合符節、○前橋舊藏
開書同ジ

〔武功雜記〕

三 志津嵩合戰ノ刻、勢州龜山城ヲセムル時、黒田氏家來功多

キ内ニ、中間三人スクレテヨクハタラキタリ、此内一人堀屏ヲヨクコシタ
ルユへ、後ニ堀平右衛門ト云、稻葉美濃守殿ニ事フ、

〔武功雜記〕

八 伊勢龜山攻ノ時、黒田内野口左介、堀平右衛門、後藤又兵衛

三人ノ働ヨク候、

〔附錄〕

〔大寶院文書〕

○二伊勢

天正拾壹癸未年貳月廿日、就國府沒落之儀、阿彌陀之御袈裟取亂候處ニ、色々
入精申、拙者母爲逆修、寄進仕候者也、仍如件、

天正拾一年卯月八日

市河三郎右衛門尉

國府寺家中參

十七日、庚午筑後勝尾城主筑紫廣門、筑前岩屋城ニ火ヲ放チテ之ヲ攻ム、守
將屋山中務少輔克ク拒グ、寶滿城主高橋紹運、種援兵ヲ出シテ、廣門ヲ卻

天正十一年二月十七日

六六一

ク、是日、大友義統、中務少輔ノ戦功ヲ褒ス、

〔豊前覺書〕

一天正拾一年癸未三月七日之夜庚申待候時、筑紫家より爲策

廣門家臣
ヲ茶賣ニ
仕立テ岩
屋ノ城下
ヲ燒ク
たまご火

略茶賣、汝仕立候て、岩屋ニ登せ申候、虚空藏臺ノ茶を賣下、人目を計ひ家の作相々こたほこ火をなけて、大手迄茶賣躰こく下候て、其儘武藏城のとく走入候、如此たほこ火仕廻候て、帆足彈正方へ申候へ、則廣門へ注進申候、依之覺悟仕候人數打立候へと觸申候間、早暮ニ成申候、然者彼なけ火所々々燒立申候間、先燒申候所をけし、人數寄候へ者、そこも燒、こゝも周章申候間、夜半程、岩屋の家一つも不殘燒落申候所、筑紫衆乗取爲可申、觀世音寺邊迄人數を寄せ候へとも、寶滿の衆駈著被申候間、燒落申計にて引捕被申候、此由立花こゝ八日朝巳の刻計ニ相聞へ申候間、松尾御城大貝立申候、諸勢何事にて候哉と申、俄一裝束仕間、岩屋を筑紫家の燒落被申由承付、前後論し、け付被成候、左候て、岩屋之かゝへ御陣候間、燒灰汝致掃除候而、塀の手合被成候、立花衆歸陣の刻、我等事ハ鹽立申候、折節馬責させ爲可申、箱崎へ遣置候、又被官共も、箱崎へ遣置候故、漸六七人召連候て一裝束仕、長刀を振りよけ、七里の道、乘馬の

廣門觀世
音寺邊ニ
兵ヲ出ス

去年冬秋
月勢天滿
宮ヲ燒ク

衆同前ニ駈著申候、左候へき四王寺山ニ薪を過分こつみ召置候内、若御陣にて候者、入可申かぞ存候て、こつみ壹取候て番を付置候、如案御陣被成候、戌の刻時分、大雨降、大陣騒敷候得共、彼こつみ配不申候て取寄、陣屋下敷成申候、又者傍輩中の役も立申候、心易陣仕候也、左も候へ、我等親にて候者、箱崎へ居申候間、坐主坊音信仕、惣町中ノ銘々樽を捧申こ付、陣樂の體にて候、不入事候へ共、陣等にてハ、一入無油斷心持入申候、右薪早ク取候へき、雨ニ濡き、水の上ニ据申候、外無之候、然者去冬秋月衆、三笠郡發向被仕候砌、天滿宮くまいろく申候、彼御神木の飛梅燒申候こ付て、社家衆此當のよしにて、燒灰拂除見被申候得、存之外難有忝御神木にて、早惠立候哉と仰天被仕、俄透垣を結せ被申候由承候間、拙者兄弟其外傍輩衆四五人申談候て、天滿宮へ參詣仕候、彼梅誠惠立申候間、透垣被仕置候、年内極月にて候へ共、早三月九日見物申候時分、立枝貳尺計程ニ成長仕候、誠御神木故と難有奉存候、仍て當座、飛梅ハ夢ニ神木の故やらん燒ても立て花を咲なり、燒灰のうちよりめくむ飛梅の花咲實なりよ、盛る

左足亂右
足亂
立花道雪
難字ヲ嫌
フ

天正十一年二月十七日

六六四

右兩首耻敷なゝら如此申候也、秋月殿無道の義被仕よ付て一首、
天神の御罰み古所を落行て秋月なれと末へやまの夜

一右岩屋焼申候時、立花へ寶滿を御注進狀に、敵左足亂右足亂引退申候由
候得共、此字當時よめ不申候、後日よまどろもどろと寄賢讀申候、就夫道
雪様難字御嫌被成候、

〔紹運記〕

從筑紫岩屋城 江忍ヲ入レ燒崩ス事

天正十二年甲申二月八日、筑紫ヨリ茶賣ヲ仕立、岩屋ニ指越、茶ヲウラセ、夕
マゴ火ト云物ヲ誘へ、人目ヲ計リ、方々へ捨置、風ノ吹ニ隨テ炷上リ、岩屋ヲ
燒落サントノ巧也、如案夜中ノ事ナレハ、方々ヨリ燃上リ、風ハ強シ、只一時
ニ灰燼トナル、筑紫ヨリハ、火烟天ニ舉ルヲ見テ、當リノ付城ノ衆ハ不及申、
筑紫一家ノ衆悉ク取懸、乘崩サントスレ共、屋山中務少輔寄口々々丈夫ニ
被申付、持口々々ヲ堅固ニ下知ヲ被加候へハ、則時ニ撮破ル事不叶、互ニ相
支ル所ニ、寶滿ヨリ一騎驅ニ御人數笠ノ手ヨリ入ヲ見テ、筑紫勢叶ハシト
ヤ思ケン、奔鞭ヲ打テ引ニケル、此時城中ヨリモ撞テ出、今井五郎兵衛一番
高名仕ル、サレハ今度中務少輔城ヲヨク持支へ、敵ヲ追散シ、軍忠ヲ被勵ニ

廣門軍ヲ
退ク

依テ、豊州へ相聞エ、屋形様ヨリ至中務御感狀ヲ被成下、其狀ニ曰、

去八日寅刻、筑紫以行ヲ入忍、岩屋城燒立、既敵雖切登候、其方勵粉骨、數十
人討捕、當城無異儀之由、忠儀之次第感入候、紹運申談、一稜可賀之條、彌馳
走可悅喜候、恐々謹言、

二月十七日

義統 御判

屋山中務少輔殿

○義統ノ將酒井田統連、尾仲新佐ノ東蓮寺夜討ノ戦功ヲ賞スルコト、
便宜左ニ合敘ス、

〔兒玉韞採集文書〕

○筑前

去十三日、^(橋手忠)粥田庄新入郷至東蓮寺夜討申付之處、安永神九郎与申者討捕、粉
骨之次第無比類候、爲其忠境郷寺家分四拾町代官職之事、預置候者、早任先
例旨、諸公役等可申付之狀如件、

天正十一年

三月二日

統連 判

尾仲新佐殿

天正十一年二月十七日

六六五

粥田莊
新入郷
代官職

天正十一年二月十八日

六六六

十八日辛未、德川家康、駿河三枚橋城守將松平康親ノ功ヲ賞シ、駿河ノ地二萬五千貫ヲ與ヘ、河原二郡ノ郡代ト爲ス、

〔寛永諸家系圖傳〕四十 松井

康親より出す證文のうつし、康親代より下は、大權現御自筆の御書、

駿州於河原東貳万五千貫文、同河原二郡之郡代之事、

右年來在東境目、苦勞仕、致忠節候之間、彼知行分之内、山川海上野地共、一切公方繕無之、所宛行不可有相違、縦以來増分雖申出、自其方相改、可致所務、然者郡職之事申付候上者、於沼津諸公事等可有異見者也、依如件、

天正十一年

二月十八日

家康御在判

松平周防守殿○譜牒餘錄

○康親、北條氏規ト葦山ニ戰フコト、十年九月二十五日ノ條ニ見ユ、

信濃知久城主知久頼氏、法全坊ヲシテ、所領ヲ安堵セシム、

〔安養寺文書〕○信濃

阿嶋之内河原六百文之所、如前々百姓ニ申付者也、御歸之上、直札を被取尤

郡代

増分申出
ストモ所
務スベシ
沼津職

頼氏歸陣
ノ上ハ頼
氏ノ安堵

狀ヲ受ク
ベシ

知久頼龍

野原野湯
ノヨリ池戸
原ニ移ル

候也、仍執達如件、

天正十一年未年

二月十八日

頼龍（花押）

法全坊

讚岐十河城主十河存保、興正寺別院ヲシテ、池戸四覺寺原ニ移轉セシム、

〔興正寺文書〕○山城

野原野湯之寺内、池戸之内四覺寺原へ引移、可有再興之由、得其意候、然上者課役諸公事可令免除者也、仍如件、

二月十八日

存保（花押）

寺内坊主衆中

野原野湯之寺内、於池戸之内四覺原（寺殿カ）引移、再興之事、殿様（存保）得御意候處、御同心之儀候之間、被得其意、普請等之事可被相急儀、尤肝要候、御制札并御掟之事、寺内成就之時、可被仰付候間、可御心安候、恐々謹言、

天正十一年

東村備後守

天正十一年二月十八日

六六七

天正十一年二月十九日

三月六日

政定(花押)

三木新左衛門尉

通倫(花押)

寺内

坊主衆中

御同宿中

十九日、申、壬春日祭、

〔御湯殿上日記〕

〇四十九高松宮御所蒞

二月十七日、雨ふ日の殿より春日まつ

りのしやうけいよて、こよ飛そう巻いとて三色三くらり、せけとのよ

うちん一帯さらり、む乃殿をいくよて、御さしむしろよて御あいめむ、御

さく月御いと、きあり、申つきろし、中山聖徳頭中將、ちとやうおん孝中納言、大

さまちとの、目雅徳殿御らり、御らと此御所へも御らり、こよひとや此御ら

とならします、頭中將めして、くこんくとさる、

十九日、る、〇中略、連歌ノコトニカ春日此しやう参いむの、しん中納

言さんらうあり、大慈光院御書おら此御所なる、おとことちへ此く御、せけ殿よてあり、

らり、おら此御所よへ御とまり、巻ふくもしなる、

廿日、る、〇中略、宮女某、近江園城寺ニ到リ、五宮ノ起居候スルコトニカ、ル、正月二十八日ノ條ニ收ム、居むの志ん中納言

春日よのほり此事よて、まつりせる、とめてとまよし申さる、〇

略、三條西公國、駿河ヨリ上洛ノコトニカ、ル、本月二十日ノ條ニ收ム、

〔多聞院日記〕

〇三十大和二月十九日、壬午戊申、當季春日祭在之云々、社参了、

〔公卿補任〕

五十權中納言從二位藤輝資、二月廿日、十三春日祭上卿参行、

〔春日祭歴名部類〕

天正同十一年二月十九日、壬申祭、式日延明

上卿權中納言輝資、辨不参

是ヨリ先、北條氏政、同氏直父子、兵ヲ率キテ上野ニ入ル、是日、厩橋城主北條芳林、高書ヲ上杉景勝ノ臣上條宜順ニ遣リテ、其形勢ヲ報ジ、景勝ヲ廣從憑シテ、早ク上野ニ出馬セシムベキコトヲ説ク、

〔歴代古案〕

四

急度令啓上候、抑去秋以光桂寺東堂御懇意之旨被仰越候、辱次第候、彼尊老

天正十一年二月十九日

氏直甲斐
對家康
功ナシト

白井表ニ
出張ス
北條芳林

景來屬子
促廣父
ノ勝是

馬野是
上野是
ト稱スベシ

芳林氏政
ト絶芳林
氏政

佐竹義朝
結城晴重
宇都宮朝

網後詰野
ニシテ野
出テ野

天正十一年二月十九日

六七〇

御歸國之刻、愚意之趣具書申達候キ、定而可爲御演說候、然者氏直去夏信甲
亂入、至于新府、家康二三月雖被及對陣候、南軍一途之無功候、被遂和陸退散、
翌月至于當國、氏政、氏直父子出張、白井表ニ在陳、以勢遣山之地、相働、彼地
以計策請取、一普請有之被相拘候、然所愚老父子（芳林、嫡子景勝）一人可令同陳之由、様々
雖催促候、南方表裏之手刷存知之儀与云、殊當春貴國關東可有御越山之由、
信州海津御陳之刻、從直山、同名能登守所、御内意之旨候之條、以後是及手
切候處、川西石倉之古地取立、愚老相拘候地、正月十七日、氏政被還數日被
手碎候、隔大河無所詮候間、千餘籠置候人數無恙打明候、然今八日、氏政父
子越河、善養寺表在陳候、防戰堅固成置候條、無指行郷損一理被動迄候、就
中新田堀五六ヶ所々地利者、于今手堅相拘候、可被御心安候、將又佐結宮爲
後請、至于佐野皆川之間出張候由、三樂齋父子申越候、南陳漸可爲退散之段
令風聞候、貴府家康御甚深被仰合、信州過半被屬御手之由其聞候、彌以御行
要之至候、此節早速被遂御越山、當表於御出馬者、關左御靜謐、謙信様如御仕
置、不可有御相違候、愚老事一度奉守貴國、可走廻之由令逼足候、萬々於御油
斷者、不可有其曲候、畢竟御諷諫ニ相極候、巨細使者御狀申達候、恐々謹言、

〔宋書〕
天正十一

〔北條安藝入道〕
北安入

二月十九日

〔高橋〕
芳林

〔宣明〕
上條殿 參 御宿所

〔附錄〕

〔伊佐早文書〕

〇一 羽前

佐々成政
兵ヲ動ス
北條氏政
兵ヲ退ク
新發田重
家彌彦筋
ニ放火ス
景勝伊達
ヲ通宗ニ
政宗ニ好
會津ニ
ハ上下ニ
者上杉氏
判テ批

急度令啓候、先日使を差登候、越中表へ敵出張之由、一段無御心元候、依之
及脚力候、其表何分候哉、彼口之御備可爲簡要候、一信州之儀、舊冬已來、依
御計策、所々屬御手之由、可然候、扱又關東之儀、氏政父子上州へ進發之處、
北條安藝御當方へ歸參之刷被聞及、南陣退散之由、自他之覺不可過之候、
一此間從新發田、彌彦筋其外川邊放火之由申候、彼行依無其聞、從爰元不致
後詰之動候、兎角御陣留守之砌者、如斯之行可有之候間、右こも左こも新潟
之御擬可爲肝要候、一舊冬伊達會津へ爲御音通、板倉方被差越候、彼御廻
答宜候間、於我等も令満足候、此上之儀會津へ之御計策可爲簡要候、新發田
物裏之様ニ候條、偏彼口を相憑由申候、左様故歟、若又御疎想こも候歟、會津
こて下々之者共、當國惡致批判由申候、只今之境簡要候間、先以彼口被引付

天正十一年二月十九日

六七一

景勝上ノ口ニ
ヨリ下ノ口ニ
ハルコト能ス

天正十一年二月二十日

六七二

可爲尤候、旁御前ニ可有之候、於會津も、金上方如何とも御前之儀可然様ニ
取成之由承及候、猶以彼方へ御入魂專一候、一先日申達候ツ、下口へ至于
御出馬也、中條表新發田境ニ寄居可取立由、爲申登候處ニ、上口依御隙御馬
遅々之間、先以雖物儀候、中條領餘亡所与云、敵へ之覺与云、築地へ申届、去月
十二日ニ寄、○本書、後文ヲ闕キ、宛名差出共ニ明ナラザレドモ、文意ニヨリ
テ推スニ、越後本庄城主本庄繁長ヨリ、其主上杉景勝ノ老臣ニ
與ヘタルモ
ナラシム

二十日、酉權大納言三條西公國、駿河ヨリ京都ニ入り、是日、參内ス、

〔御湯殿上日記〕○四十九 高松宮御所藏 二月廿日、ニカハル○中略、春日祭ノコト
收、ニカハル、本月十九日ノ條ニ

所よて御あいめん、御さしむしろよて、御さう月御いとゞきあり、申つき
五つし、御うさ此御所へも御ら、

〔附録〕

〔御湯殿上日記〕○四十九 高松宮御所藏 二月十八日、ニカハル、上らぬとん参いゐん

との御らあり、上らぬよとあうきく御ら、うらせ丸きのせ下をさの
せけ御くゑんせ此ふと御りいりて、志ん上申しやくせんゐんもちて御

誠仁親王
御所ニモ
參所ズ

御語

誠仁親王
御所御月
待

秀吉信孝
家等爭

ら、上らぬとん参いん殿御りいりて、り此御うへりよ、うき此宍ととん
参ゐん殿よとら、いせより御てん大此物一うら、しやくせゐんより
ういろう卅まいこそけてら、こよひおとことち御ゆとのうへよて
御うといあり、みや此御うとある、おう此御所ならします、
廿一日、ニカハル、御あちや、より、志ゆ、此志こら、
廿二日、ニカハル、上らぬ、せけ殿よりうちんら、あうはしとさぬめして、す志
とのよとまんら、
廿三日、ニカハル、おりの御所よと、うき一つとら、こあよとよとせやあま
いらる、せけとのよとうちんら、こよひ御うと乃御所御月まちよて、
こあよとうちん一ふとら、いよてあし、
廿四日、ニカハル、若みやの御うと御ち此人よとまきら、せけ殿よと御さうの
御みやとてうちんら、大御ちの人よりとこらら、

近衛龍山、前書ヲ島津義久ニ遺リテ、其近況ヲ報ズ、

〔後薩藩舊記雜録〕十四 義久公 御文書 三番箱 寶鑑中 正文在伊地知彌吉郎

猶々、書狀之體早内輪へ申事儀出來、既弓箭取向候爲體故、路次不自由
天正十一年二月二十日
六七三

前久ノ薩
ル領知ケ

醍醐寺ノ
下僧摩ニ

前久上醍
醐ニ隠ル

信孝ノ諒
解ヲ得

秀吉京都
ヲ進止ス

信長前久
宛行フベ
キヲ約ス

前久薩摩
トシテ止
ム

天正十一年二月二十日

六七四

之儀候間如此候、次領知方之事、伊集院右衛門大夫(右衛門)ウニまて申遣候、彌
此砌無相違候様頼存計候、
内々申度折節、從醍醐山、此沙門衆下國之條、可及書信歎之由候、而相尋候間、
令馳筆候、抑去年六月二日、於京都信長公不慮之刻、拙者事隨分手前成氣走
候處、連々對我等信長馳走入魂崇敬之儀を令遍執、佞人惡人共恣ニ申掠、剩
理不盡之風聞候ニ付、不及了簡、先右之山上ニ令逼塞、無誤趣申分候處、一々
被聞届、預懇札、一段可有助成之由、信長之息三七郎被申、既美濃國可下向之
旨候ツ、先案堵之様ニ存候砌、無程内輪之相論相論(符カ)令出來、羽柴筑前守京都
令進止候處、彼佞人共又令讒訴、惡様ニ申成、虛名虛說沙汰之限、口惜次第無
是非候、併久不知行候領知并新知、惑如形被申付、一ヶ國も二ヶ國も可宛給
之由、信長常々約諾を美寄事於左右、跡躰ニ懸目、自然又我等威光も於在之
者、佞人共之手持如何被成候哉、都鄙へ愚身逆心之通を申觸爲體、餘無念ニ
候故、貴國を頼申、及下向、自其カニらひ申可申達与存候ツト共、令思案候ニ、
遠國之儀ニ候へハ、彌可申分子細無之ニ付、如此ニと、徒者共申成、猶以う
此ニれ候へハ、事治定、又ハ於其方も、世上無正體不分理非事をハ、無分別上

遠江ニ下
リ家康ニ
依リテ秀
吉ニ辨疏
ス

家康五ヶ
國ヲ統一
ス

天下破滅
ノ時節

行々ハ薩
摩ニ下向
スセント欲

堀池宗叱

下不審も可在之時ハ、歎ケ敷事トるへきと存候て、連々申通候ニ付、遠江國
へ令發足、徳川三河守家康を憑申分候處、尤無餘儀之由被聞分、則京都へ被
申上、是非共無疎意趣可申達旨、一段頼母敷様體共候、家康信州、甲斐、駿州、三
州、遠州五ヶ國被任存分候ニ付、東八ヶ國之者共之儀ハ、皆々隨申候、京都之
事不及申、近國之諸侍共、家康異見次第之由、申付置使者體候間、我等上洛之
事も、定可相濟候、縱至其儀も、天下之姿破滅之時節与相見候條、善惡其方を
憑入、行々可令下國心中候、拙者氣遣之刻、此持明院安養坊彼寺中ニ相拘、無
比類忠節共候、兩人口狀ニ具申含候、被召出直ニ御尋所仰候、成忠公(公)神妙之
趣、於被加御詞者、可爲本望候、次ニ堀池父子御懇切之由申上候、是又令祝著
候、猶期後音候、恐々謹言、
御講中ニ天正十一年ト朱カキ

二月廿日

判

修理大夫殿
修理大夫殿

龍山

〔後薩藩舊記雜錄〕

北郷一雲譜中

天正十年六月、右府信長公爲明智日向
守光秀被裁、前久公落飾、改判形、翌年二

月賜御書於一雲
有正文、左記之、

天正十一年二月二十日

六七五

前久去年
錯亂ノ刻
形ヲ改ム

天正十一年二月二十日

六七六

猶々、去年錯亂之刻、則令法體、判形如此改候、何様爰元如本意成行以後
者、隱通与云、至其方可及下國候間、萬事可頼入候、
好便之條令啓候、抑去年夏以來者、下々成下無是非次第候、内々申下度折節、
從醍醐安養房、持明院令下國候由候條、具様子可申候、直ニ被相尋自然馳走
肝要候、此沙門衆去年已來、對拙者忠節共候、委曲雖可申候、可有口狀候條、不
能詳候也、狀如件、

二月廿日

(花押)

北郷一雲

北郷(一雲)左衛門入道とのへ

○龍山、光秀ノ事ニ坐シ、薙髮シテ京都ヲ出奔スルコト、十年六月十四
日ノ條ニ、遠江ニ在リテ、信長ノ冥福ヲ修スルコト、本年六月二日ノ條
ニ、マタ龍山ノ子信輔、島津義久ニ援助ヲ求ムルコト、同十一月二十六
日ノ條ニ見ユ、

上杉景勝ノ將上條宜順(昌山義春)、須田滿親ヨリ、越中ノ情報ヲ得テ、之ヲ景勝
ニ通ズ、

〔上杉家文書〕

尙々、御人數觸之儀少不可有疎略候、手前之儀も涯分相稼申候、可然様
ニ御取成任入奉存候、御萬吉以上、

御書謹而頂戴、奉忝存候、仍而被仰下、御人數未罷著之儀、勝事至極ニ候、御
觸之儀者、少も無油斷、至り昨日ても堅馳走候、魚津へ以船兵糧被差遣、鉄砲
玉藥之儀者、被成間敷候歟、須田所ヨリ、以十三日日付、此一儀迄ニ御座候、尤
羽柴越前表出張之儀も、必然候様被申候、菟角此度之御備ニ相極奉存候由、
御取成任入存候、恐惶謹言、

二月廿日

宜順(花押)

上條入道

宜順

直江兼續

直江山城守殿

○秀吉ノ臣増田長盛等、景勝ノ將須田滿親ニ、景勝ノ兵ヲ越中ニ出サ
ンコトヲ求ムルコト、二月七日ノ條ニ見ユ、

二十二日、乙德川家康ノ將依田信蕃、信濃佐久郡ヲ徇フ、小諸、岩尾未ダ
降ラズ、是日、信蕃、弟信幸ト、岩尾ヲ攻メテ、共ニ之ニ死ス、

天正十一年二月二十二日

六七七

魚津へ兵
糧ヲ運ブ

秀吉ノ越
前出張ハ
必定ナリ

信蕃鐵炮
ニ中ル

幼名源十郎

高島ニ信
玄ニ質ト
ナル
下野守信
守

御嶽城
淨法寺町

天正十一年二月二十二日

六七八

〔三河物語〕

三 未之年(天正十一年)、よだ右衛門(信蕃)ハ、岩尾之城をのり取らんとて、押騎而

のり入處、右衛門ハてつほうよあとりて討死去ける、舍弟之源八郎(信蕃)を、てつほうよあとりてせり、兄弟討死をまとりなれハ、其儘引のく、然共敵よあるまへ取られず、

〔依田記〕

一 依田常陸助(信蕃)一代之儀、御聞被成度由、被仰越候へ共、尔与不存候、

依之我等承候通書付申候、常陸之介儀、天文十七戊申年出生、若名ハ源十郎、其後右衛門佐、又天正九年ニ常陸介ニ成被申候、名乗ハ信蕃ニて御座候、

一年十二三之比、諏訪高島之城ニ、信玄公へ之證人ニ居被申候、其後年月覺不申候へ共、武藏之内上野之境、御嶽之城ニ居被申候、我等(依田常陸)爲(依田常陸)よき祖父下野守信守被致在城候節、常陸之介も彼地ニ被參、父子一所ニ多年カ在城ニ候つる由、家老之者、近年迄物(依田常陸)のとり仕候、上野之我等知行之内、淨法寺と申所ニ罷在候時、御嶽之事不斷家老之者とも物語仕候、御嶽と淨法寺と同所ニて御座候、城ハ御嶽町ハ淨法寺(依田常陸)にて御座候得共、城之脇ニ川御座候、城ハ武藏之内、町上野之内、淨法寺(依田常陸)にて御座候、○下略、信蕃并ニ信守ノ戦功及ビ信蕃

二 侯、田中兩城ニ籠城スルコト、家康ノ爲ニ、甲斐信濃ノ士ヲ招撫スルコト、岩村田城ヲ攻ムルコト等ニカ、ル、十年十月是月ノ條及ビ其他ノ各條ニ

小諸ニハ
大導寺政
繁在城ス
岩尾ヲ攻
ム

一 〇 中略、信蕃、岩村田城ヲ攻メテ、之ヲ降ス、是カ打續高棚与申小城、小田井と申小城共、其外四五ヶ處ニ御座候城を取、比ある小侍とも、常陸介へ出仕禮申候、大井民部之助、小山田六左衛門、平尾平藏、平原善進、森山豊後、志賀與惣左衛門、柏木六郎、望月印月齋、其末々家中之者ニ罷成候、田之口と申城ハ、相本能登守居申候、常陸之介威勢ニ恐、田之口ノ城明退申候、其時小諸ニ大導寺尾張守、扱又岩尾の城、岩尾之主居申候、此兩所外(信蕃)外(信蕃)佐久郡ニ敵一所も無之候つる間、岩尾の城ハ、ほそゆき可被成を、二月廿三日ニ、無理責ニ岩尾の城をせ、免候とて、常陸之介自身堀を乗候處を、内より鐵炮(信蕃)にて押當打、弟之依田源八郎義、右同前鐵炮(信蕃)にて被討、先源八郎廿二日之晩ニ相果、常陸之介落命也、書加、(信蕃)未ノ二月廿日(信蕃)、田の口の城ハ右衛門佐上り、并柴田七九郎(信蕃)も同道ニ而候得者、佐久間郡一見(信蕃)ニ見(信蕃)と見(信蕃)とし、高き處ニ而見渡、是ほと無殘處も味方ニ成候(信蕃)、小諸一城計敵ニても有(信蕃)、其外岩尾小城壹(信蕃)ツみ(信蕃)く(信蕃)き仕合(信蕃)ニ

天正十一年二月二十二日

六七九

信蕃先登

岩尾次郎
關東ニ出
奔ス

肥前守信

天正十一年二月二十二日

六八〇

候、明日俸ふし可申間、柴田七九郎こそ一人も御出候へ、御見物候へ、可掛御目由、右衛門佐廣言を申候、廿一日よて城を降參可申様子に付て、一日相待、廿二日よは早天に取巻、右衛門佐も城際にて馬を下り、足輕旗差を眞先よ、右衛門佐塀を乗候處を、鐵炮にて押當、ほそ此下を打拔き臥、依田源八郎是も塀をのる處を、左のまやうもんの灸處を、右のまやうもん處に打拔申候、惣軍取巻候へて、大將右之仕合故、廿二日之晚、源八郎先相果、廿三日之未明に右衛門佐相果申候、岩尾次郎へ城こらへ兼、關東筋へ出奔仕候、○露原拾葉所收 依田源六郎御小姓組

〔譜牒餘錄後編〕

依田源六郎御小姓組

御感狀御褒美拜領仕候覺

一天正十一癸未年二月廿二日、信州佐久郡岩尾城相攻候刻、右衛門佐信蕃、同弟伊賀守若名源八郎兄弟二人、大手口一所よをいて討死仕候、伊賀守嫡子肥前守信守も、二ヶ所迄手肩申候得共、翌廿三日申之刻よ至て、岩尾城終に乘取、城中之者共不殘討捕申候、○下

〔寛永諸家系圖傳〕

二十 依田

信貞 備前守

信蕃

信蕃 松平常陸介
從五位下

康國 松平源十郎修理
大夫、從五位下

康貞 松平右衛門太
夫、從五位下

信吉 下野守

信幸 伊賀守、○本書、コノ系圖、信幸ヲ、信吉ノ子ニ作レドモ、本文ニハ、信蕃ヲ兄トナセリ、

信守 肥前守

信蕃 信州蘆田の城に住せ、東照大権現に屬したてまつりて、數度乃軍忠あるより、松平の稱號をよほり、十萬石此地を拜領せ、其後岩尾乃城より、兄弟三人討死せ、

信幸 大権現の御供いとし、信州におゑむき、北條の領内岩尾の城をせめよまふとき、兄信蕃、弟信春と一所よて討死、○信春、本書系圖ニハ載セズ

〔寛政重修諸家譜〕

三百五 依田

信守 下野

信蕃 源十郎常陸介、右衛門佐、蘆田或は依田を稱は、

某善九郎

天正十一年二月二十二日

六八一

天正十一年二月二十二日

六八二

信幸 源八郎 伊賀守

女子

女子

康國

竹福丸源十郎修理大夫はじめ蘆田を稱は

康眞

女子

信蕃 母は某氏天文十七年信濃國に生る、永祿二年武田家此質となりて、

同國高嶋城にあり、時二十のち信玄ははらへ、御嶽城を守り、天正元年よ

り父ととも二俣城を守衛し、志濱松の兵と戦ぬ、三年六月信守

死してのち信蕃なを城にあり、固く此城を守り、大久保忠世五箇此砦

を構へ、きむしくこまに備ふ、城中少しも惰氣を生じ、毎夜出て敵陣を

切かき、志とも後援の兵なく、かり城中糧乏しくして、諸兵疲勞せ、よ

り多信蕃密にせり、數百此土俵をつくり、こまを倉庫としてしめ、乏か

らさる體を示し、こまにをいて諸卒銳氣を生じ、十一月武田勝頼老臣を

して告あいたく、志やく二俣城を避て、甲斐國に來るへしと、信蕃肯せし

信蕃父信
守ト共ニ
二俣城ヲ

勝頼使ヲ
遣シテ開
城セシメ
ントス
メ
信蕃肯カ
ズ

勝頼再ビ
促ス

家康ト質
ヲ交ユ

城ヲ家康
ニ致ス
田中城ヲ
守ル

ぬと、むこまを告といへとも、猶志とかせ、勝頼此眞翰來るよあらさ
れた、こまに城を避かとしといふ、勝頼志とむ書を投してこれを促
せ、信蕃やむ事を得せ、忠世も就多和を約せ、十二月二十三日、濱松より大
久保新十郎忠隣、榊原小平太康政を質として城中にまいせらる、信蕃も弟
善九郎源八郎二人を人質とし、またてまつる、すてにして忠世士卒を城
門にせりせし、志やく城を避む事をうけり、志を細雨霏々たり、信蕃
ういそく、某今日城をさらむ事を約すといへとも、諸勢簞笠を著て出む
事とくるし、近日晴を待たさるへしといひて、猶堅くこれを守る、二十四
日、雨とる、こまにより城を明けし、二俣川此邊にこまよりて、互に質をかへ
し、兵を收めて甲府に歸る、八年、勝頼乃命をうぎ、駿河國田中城を守る、東
照宮、諸將をし、こまを攻らる、信蕃勇を奮多、これを禦く、寄手命を殞せ
もの多し、よりにこま城に押へとして、酒井左衛門尉忠次を此こまに、兵
を濱松に收めらる、十年二月、田中城に御進發あり、諸將をし、多城を圍し
めらる、事數十重、し、れとも城兵かつて屈せ、志勇み進きて防戦せ、と
きよ東照宮、大久保忠世をして仰く、こまを、頃年武田家此武威た

天正十一年二月二十二日

六八三

勝頼ノ爲
死守ス

家康信蕃
來諭シテ
屬セシム

信蕃應ゼ

春日城ニ
歸ル

康國小諸
ニ質タリ

天正十一年二月二十二日

六八四

ろへ、木曾、穴山、徒反せ、ゆへに駿河國の諸城をわきよ降る、まゝるよ
汝今こ此一城を守り、いりのとを期してか運を開くむや、縦よく保ち
うるとも、まゝ何の益ありむ、そやく城を避る、兵此氣をたせむむと
まろしや、これよよて信蕃、忠世よ就て和平をなし、城を獻してさらむ
やせ、とたよ山本帶刀成氏を下させ、汝勝頼のためよ命をゆゑね、義を守
りて榮をそららば、實に感賞するよせへたり、後來我よ屬し、よろしく軍
忠を勵むへしとなす、信蕃伏してこゝへあてまひるき、恩命此切なる比
そたよものたし、まろしとも某、勝頼存亡をまらせ、まろるよ今台旆此
後へよ從ぬときと、全く臣子乃義あり、殊に汚名を子孫よ此こそ
とや、あへま命よ應せ、たゝちよ兵をまともて信濃國よ歸る、そてにし
ま本國春日城よへり、三月、なを勝頼此存亡を問のところ、去十一日、天
目山よをいて生害此計あり、こまよよりてまそらく勞兵をいこむ、か
男康國等う安否をとせむと欲して、十五日、小諸城よいさる、とたよ織田
右府此家臣森勝藏長一、まろし人質を監してこの城よあり、信蕃こまよ
對面せ、まゝ右府令を下し、甲信兩國此諸將我よ屬せ、速よ本領を授く

信長信蕃
ヲ招ク

信蕃信忠
ノ陣ニ赴
カントシ
テ止ム

家康ニ謁
ス

家康信蕃
ノ武勇ト
褒義トヲ

へしといふ、よりて武田舊好乃士とれこまよ從ぬ、信蕃はさねよ東照宮
此恩命をかうぬたうゆへよ、人質を捨て、往き御麾下に屬せむとほ、まろ
終とも右府頻よ令し、ま信蕃を呼、信蕃おもへらく、我今右府の旨よ應そ
たよとた、東照宮此恩命を忘るゝよ似せり、まゝ往さるときき、右府此よ
くむせころかならば、徳川家よをよせむろ、先往き右府よ謁し、うさよて
まゝ義を徳川家よ立むにせまろしとて、二十日、小諸を發し、織田信忠
諏訪の陣よおむろんとほ、とたよ東照宮より脚力をして、頃日右府い
ゆそつと令を下し、甲信此諸士を招く、來るものそすれそちこれを殺さ
むと謀る、かならば往こせぬ、そとやうよ遁きて、我陣よ來れむしと、
懇の御書を下さる、信蕃これを拜戴して、たゝちに山路をし、終夜そ
せま市川乃御陣營よいさり、東照宮よ拜謁し、こまより御麾下よ列せ、こ
のとき仰ありけるそ、我汝と兵を締ぬこせ、既よ十年、汝う武勇此勝ま
るをまる、殊に武田家衰微の期よをよひま、汝一人孤城よ據り、義を守り
て志を變せ、敵といへとも常にこまを信せ、今汝を得ま、年來此本慮こ
ゝよ遂、まろるよ右府それへと汝を惡む、我陣よありせきこまた、かあ

天正十一年二月二十二日

六八五

小川ニ蟄居ス

家康信蕃ヲシテ甲斐信濃ヲシテシ

春日村ニ歸ル
蓼科山ニ移ル

らに殺戮せらむ、そやく山林に蟄し、よろしくときを待へしとなり、信蕃恩命の辱を拜し、すれそち身を鍛冶此形に變し、假し名を三郎左衛門とあらため、家臣五人を去らうへ、東照宮よりを御家人を副らむ郷導となされ、信蕃これより遠江國におもむき、二俣此奥小川乃深山に蟄居せ、六月、明智光秀、織田右府を京師本能寺に弑せ、こ乃とき、東照宮を堺に渡御ありしう、この告をきかたまひ、飯路におもむらせたまむとて、脚力をして、信蕃に御書を下さむ、そやく甲信此おもむき、旗をあき、兩國をして平均せしむるしとなり、これより信蕃たち小川を發し、甲斐國にいらむとほ、まよ本多彌八郎正信をして、そをやく甲信入、舊好此士を催し、其勢をあき、兩國をし多全く麾下に屬せしとの仰を蒙り、かり其證として、金此御采幣を賜ふ、こにをい、信蕃鐘の纏を甲信の境柏坂峠に建て、近郷此士を招く、來り集るもの三千餘人をよぶ、横田甚右衛門尹松著到此一番をり、十五日、信蕃この兵を具して、信濃國此居城春日邑にかへり、日夜軍事を議せ、去らむとも地利全うらむより、要害を春日邑の奥たてしなといふ山中に構へ、こよよりて、去らむ

家康諏訪ヲ久二郡ヲ與フ

氏直蘆田小屋ヲ攻ム

家康氏直ト對陣ス

信蕃氏直ノ糧道ヲ斷ツ

眞田昌幸ニ説キテ家康ニ屬ス

そ近郷を略せ、これを號し、蘆田小屋まよ地比名三澤といふをもつて、ふといふ、七月二十六日、このよむ此忠節を賞せらむ、東照宮より信濃國諏訪佐久兩郡を宛行せ、前々附屬の與力相違あるをうらむ、同氏親戚等直恩此事を、所望よまらうひ、別して宛行せるをきむ、御判物を下さる、この月、北條氏直甲信を略せんかため、數萬此兵を率ゐ、碓氷山道を攀て、信蕃の蘆田小屋をせむ、去らむとも其地嶮難にして、こを抜こむにあそむ、故よそやく圍を解、甲斐國を掠めむとて、兵を梶原に屯せ、すてよして東照宮此諸將を新府に陣し、氏直の兵を箕輪原に陣して、新府を襲むとほ、去らむとも互に輕卒を出し、多戰を挑み、對陣せ、此事數月よいさる、ときよ北條の兵糧佐久郡を奪て、箕輪原に運ぬ、よりにて役行者、大門峠、海尻等に横行せ、信蕃、家臣伴野對馬某、小坂新助某をして、足輕三百餘人を將たらしめ、潜し往らむ糧道を絶しむ、兩士を、ちち兵を山谷に伏て、海尻に待、敵兵糧を運送し、こよいさる、兩士を、ちち兵を發し、競心撃、敵おほいよ周章し、多離散せ、則追撃して、首級をよひ兵糧數十駄を得せり、このある同國上田の城主眞田安房守昌幸、武田家乃武將よし

天正十一年二月二十二日

て、采邑もまゝとし、信蕃おもへらく、まつり事をして御麾下に屬せしむ
 程とき、其餘此輩を勞せしめて服せしめ、それち僧津金寺をせし
 るとして、昌幸に説しむ、昌幸肯せし、故まゝ家臣依田十郎左衛門某を昌
 幸もせしめ、ゆるしめ、御麾下に屬せしめ、ゆるしめ、東照宮よりかなら
 一郡此加恩あらむ、この言をし違へ、わが食邑分多あゝぬへしとな
 り、こゝをいて昌幸領掌し、まはむ、蘆田小屋に來る、信蕃請ていそ、
 この事よく決せし、誓詞をもりて我に附すへし、わがこれを東照宮にた
 らまつり、よろしく執しまうけし、昌幸諾して誓詞をと、此へ、信蕃
 よあゝへ、ねかそく、東照宮に御誓詞をもまうして下してあゝぬへし
 せいふ、信蕃それち家臣十郎左衛門を、新府に御陣營にたまつりて、
 昌幸に誓詞を獻じ、御喜悅あり、信蕃に御書をく、まゝ昌幸に望
 にまゝうひ、御誓詞をたまひ、十郎左衛門に、雷を象眼にした程御鏡炮
 を賜ぬ、こゝより昌幸御麾下に屬せ、十月下旬、さねに武田此舊臣大井美
 作守某、命を拒み、佐久郡岩村田に城を據、信蕃これを討むため、蘆田
 小屋を發せ、とき昌幸も、兵を率ゐて筑摩川に陣し、岩村田に備ふ、

雷ヲ象眼
シタル鐵
炮

岩村田ヲ
攻ム

自ラ殿シ
テ奮闘ス

岩村田城
降ル

信蕃たゞちに筑摩川を渡らむと、水深くしあかふとをむとせ、よりて
 まそらく鹽灘に屯し、先敵此強弱をこゝろをむため、少しく城を攻
 め、やう兵をあく、敵そのちりへをまふて進み、信蕃殿して
 これにあゝ、城將大井三つからみ、み、競むる、味方利なくして
 敗走せ、より信蕃馬をせめて敵中に入り、四方にあゝる、まゝれとも敵
 強くして退らせ、とれ歩卒二人、鎗を提て、信蕃に左右より突むと、信
 蕃兩手にかの二鎗をせり、勇を奮、力戦といへとも猶あやうし、家
 臣蘆田川又左衛門某、しり來り、敵を逐、そ此身も創をかうぬ、より
 て信蕃まぬる、事を得せり、衆軍こゝを、一時、競むる、みしか
 ち、敵戦も屈し、四方に離散せ、大井をまゝ城の中へ走し、味方追討し
 ち、城門にいり、これを攻ること急なり、大井防くに術なく、和を請、降
 參せ、この日首をうる事三百餘級なり、昌幸をせしめ、より兵を動かし、
 敵敗るゝを、上田に歸る、信蕃す、ち家臣依田勘助某をして、大井
 ふか、ち、城を守らしむ、こゝより大井、家臣に、信蕃に屬せ、中澤、小
 池、岩瀬、高月等、これなり、東照宮より戦功を賞せられ、御感状を下さ、弟

天正十一年二月二十二日

家康柴田
康忠ヲシ
テ檢使トシ
ナシ信蕃
カシム赴
信蕃前山
城ヲ攻ム

佐久郡殆
平定ス

岩尾城ヲ
攻ム

信蕃ノ法
名

天正十一年二月二十二日

六九〇

善九郎源八郎をよひ家臣石原豊後某、依田左近某、依田主膳某、奥平金彌某等にも御感状をさりせらる。頃日信蕃家臣をし多、御陣營にたごまつ。某日夜兵を練、信濃國の數城を拔けいへとも、我陣遠く御旗下を隔てうゆへふ、其寸忠をこたも此なし、願えく老檢使を副らむ事を言上。及よる柴田七九郎康正を(康忠下向)し多、蘆田小屋み下され、十一月、前山此城よ。伴野刑部少輔某楯籠て従うと及、四日、信蕃兵を發してこれ拔む。伴野城を捨多他邦ふ走る、よりて蘆田小屋を去、この城にうつる、これ佐久郡過半平均をねみよりてなり、まゝ阿江木能登守某、田口の城ふ據て、命を拒むといへとも、信蕃武威昌なれみおる、城をすてゝ遁る、此月、高棚、小田井此兩城をおとし、まゝ信濃國の小士小士といへとも、或は百人、或は百有餘人、平原善心、平尾平藏某、大井民部少輔政成、小山田六左衛門某、森山豊後守俊宣、志賀與左衛門某、柏木六郎某、望月印月齋等和を請て家臣とれる、こ事を傳へ、信蕃一日に十三城をおとし、いゝといふ、凡今年七月より十一月ふいゝり、悉く信濃國此數城をおとし、佐久郡全く平均を、唯小諸、岩尾此兩城此と残り、十二月、まゝらく兵を休め、諸士此

軍勞を慰せ、十一年二月、信蕃前山乃城よ兵を發し、岩尾城をせむ、二十日、柴田康正を引て田口城み登り、四方を顧視して、康正よ示して、いそぐ、今佐久郡のうち十にし多七八を平均を、唯小諸、岩尾此兩城を乃こそ、明日わ勢をもつ、これを拔む、御邊をへ兵を動かはこやなうととなり、二十一日、諸軍を下知して城をむ、城中はぬに和平を請よ、戦心をとむといへとも、其日和平ならせ、二十二日、まゝ城を圍、弟源八郎信幸とともに、士卒にさせたちて城堀を乘、諸士こ事を多、たちまち城壁を破る、城主岩尾小次郎某防禦の術を失し、たゝちに走りて關東に遁る、まゝとも信蕃をしめ堀を乘此とき、敵鐵炮み二玉を籠、近く倚多急ふ放り、この玉、信蕃の臍下を貫く、陣營みかへり、こは療をせいへとも愈せ、二十三日卒、年三十六、節叟良筠蕃松院と號せ、田口城下に葬る、のち此所に一寺を建立し、蕃松院といふ、寺領二十石を寄られ、室は跡部大炊助某の女、

信幸 母某氏、嫡流系圖源八郎正明ふ作るといへとも、庶流ふ至りてそ全うらさるを此あるへし、よして今信福の譜にまゝうふ、寛永系圖信蕃

天正十一年二月二十二日

六九一

う弟ふ、依田下野守信吉を係、其男を伊賀守信幸とし、岩尾此城攻め、兄信蕃、弟信春を一所討死といふ、その傳文よるとき、信蕃う弟に係し、信吉を、信蕃う父此下野守信守の事ふして、そのかゝ此系圖世系を錯置せぬ、似たり、故ふこれをあらせむ、

〔寛政重修諸家譜〕

三百五 依田

信幸 源八郎、伊賀守、今の呈譜

信守 初信盛、六郎

依田信幸

信守 二郎、肥前守

信幸 依田下野守信守の三男、母ハ某氏、武田信玄をよひ勝頼に仕へ、まて戦功あり、天正十年、勝頼没落此ち、兄右衛門佐信蕃とも、甲斐國市川の御陣營にいより、せしめ、東照宮ふまをきたり、のち信蕃にまよりひ、遠江國二俣乃奥小川に潜居せ、六月、織田右府事あるに、伊賀路を歴て還御ありと報し、御迎としてを參る此ところ、せてに三河國ふ著御ありしか、す、おそち御供み列して、岡崎城にいより、此北條の兵とたよりひ忠を勵まは、其後信蕃とも、岩村田乃城を攻てこれを拔、御感狀を下さる、十一年二月二十二日、信濃國佐久郡岩尾城を

攻る此ところ、信蕃とつうら進て塀を乗むと、城兵頻に銃炮をせられ、信幸も續きて奮戦し、左此腋をうと、陣營ふかへりて死、年三十四、法名良起、

信守 十一年二月二十二日、同國岩尾城此戦む、信蕃等討死し、信守も創をかうぬれといへと、ほ、ぬふ其城を落せ、上略

〔寛政重修諸家譜〕

三百七 柴田康忠 初重政、七九郎、十一年二月、信濃國佐久郡

よ發向し、小諸、岩尾の兩城を攻落せ、

○信蕃、徳川家康ノ爲ニ、甲斐信濃ノ士ヲ招撫スルコト、十年六月二十日ノ條ニ、北條氏直ト小諸ニ戦ヒ、三澤ニ退クコト、同年七月十二日ノ條ニ、戦功ニ依リテ、家康ヨリ、信濃諏訪、佐久二郡ヲ與ヘラル、コト、同月二十六日ノ條ニ、岩村田城ヲ攻メテ之ヲ降スコト、同年十月是月ノ條ニ、柴田康忠ト共ニ前山城ヲ拔キ、高棚、小田井等ノ諸城ヲ平グルコト、同年十一月四日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔印章彙纂〕 依田信蕃



○丸山文書(信蕃)
天正十年九月晦日附知行宛行狀

〔家忠日記増補〕

八

二月廿日、柴田七九郎甲州ノ軍勢ヲ率ノ、佐久郡ニ軍ヲ發シ、小諸、岩尾ノ兩城ヲ圍テ攻撃ス、

廿二日、依田信蕃、其弟依田伊賀守信幸、善九郎信春兄弟三人、佗ノ勢ヲ交エズ、己ガ一手ノ兵ヲ以テ、岩尾ノ城ヲ速ニ拔カント荒言ヲ吐テ、信蕃及ビ信幸、信春先登ニ進テ、士卒ヲ指揮シ、急ニ攻撃テ、即時ニ城ヲ陷ル、然リト云ヘドモ、依田兄弟三人各矢ニ中テ死ス、岩尾ノ城主岩尾小次郎城ヲ避テ京都ニ遁ル、

〔武徳大成記〕

十二

上杉合戦依田信蕃兄弟戦死ノ事

小諸岩尾
景勝ニ屬
ストノ説

〔天正十一年〕
同年二月、柴田七九郎甲州ノ兵ヲ引率シテ、蘆田右衛門佐ヲ以テ先導トシ、上杉景勝カ部下小室、岩尾ノ兩城ヲ攻ム、依田信蕃モ、○本書、蘆田右衛門佐

伊賀守信
幸九郎信
春

岩尾小次
郎京都ニ
遁ル

知久頼氏

城兵克ク
防グ

大井彈正
次郎行吉

〔武徳編年集成〕

二十

二十一日

○中略、信蕃戦死ノコト等ニカ、前掲家忠日記増補ニ大抵同ジ、

或曰、甲州先方ノ土杉原日向直明、小幡藤五郎昌忠、山中主水、岩手介九郎、塚原次介、山本源藏、知久式部頼氏、河窪新十郎信正、浪客鹽澤無市、或ハ鎗ヲ合セ、或ハ首級ヲ得ル、一宮修理、松澤五介モ城兵突出ルトキ鎗ヲ合セ、雨宮十兵衛、市川内膳清成、土屋三郎右衛門鎗下ノ功名アリ、其月日ヲ傳頼氏、佐久郡出兵ノ命ヲ受クルコト、三月二十一日ノ條ニ見ユ、

〔千曲眞砂〕

八

岩尾城

天正十一年癸未二月廿二日、大神君命依田

右衛門佐信蕃、同源八信則、令攻岩尾城、々兵克爲防禦未陷、寄手每度被追立、信蕃兄弟大忿、先諸卒欲爲城登時、敵拒之以鐵砲、兄弟共中之、忽討死、然從士不屈、勢急攻之、竟討破城郭、本人大井彈正次郎行吉難可、一方切抜、出奔關東、其後歷數年、於南牧谷病死云々、○中

天正十一年二月二十二日

天正十一年二月二十二日

私曰、今舊跡有岩尾村西北、西南臨千曲川高崖深淵、北帶湯川之急流、東一方續平地、然構二重空堀、大川ヲ湛入ニ安シ、今モ一二ノ堀ノ形顯然タリ、出丸之跡有二ヶ所、山上ニハ伊豆箱根、三嶋三社大明神ノ社有リ、尤要害堅固之地也、麓ニ依田信蕃ノ古墳有リ、又城山ノナダレ、千曲川湯川落合所ノ洲先細ク出、小松原立込、ヨキ景色也、略

〔信濃國雜記稿〕

前編 小諸城

郡主

北條左京大夫氏政

城代

大道寺駿河守政繁

同(天正)

十一癸未年至二月、北條方ノ佐久郡七ヶ所陷、一郡平定屬麾下、大道寺

開城七ヶ所所謂前山、相木、内山、岩尾、小諸、穴小屋、志賀、

〔千曲眞砂〕

八佐久郡

依田氏蘆田略系

家紋揚羽蝶今改

蘆田備前守、本氏依田、蘆田城主、以地名稱蘆田、

信守 蘆田下野守

信蕃

小名源十郎、常陸介、右衛門佐、屬御當家、度々顯勳功、天正十一年癸未三月廿二日、於岩尾討死、時三十五歲、法名蕃松、院殿節叟、良筠居士、田野口松村大梁山蕃

信春 善九郎、後住岩村
信則 傳八郎、於岩尾與
信則 兄信蕃同戰死

康國 小名竹丸

〔千曲眞砂〕

八佐久郡

岩尾氏正系略

行賴 大井彈正忠

行範

行吉 大井彈正次郎、岩尾城主

〔諸國廢城考〕

信濃

岩尾城

岩尾小次郎、創業記作次郎、此城ニ居ル、天

正十一年二月、柴田七九郎、甲州先方ノ軍勢ヲ率、此城ヲ圍ム、爰ニ依田信

蕃本姓蘆田、稱右衛門佐、武田氏、其弟依田伊賀守信幸、善九郎、信春兄弟三人、

他ノ勢ヲ交エス、己カ一手ノ兵ヲ以テ、當城ヲ拔ントテ、荒言ヲ吐テ出ケル

カ、其言ニモ違ハス、三人各進テコレヲ陷ル、サレテ兄弟皆矢ニ中テゾ死ケ

ル、城主小次郎ハ城ヲステ、京都ニ奔ル、神祖源十郎、信蕃有勇功、且懸其死、賜其

國康

〔千曲眞砂〕

五佐久郡

小諸城

天正十一年二月二十二日

天正十一年二月二十二日

六九八

強勇無双

城代

蘆田右衛門信蕃

源姓、本氏依田、以在名稱蘆田、家紋揚羽蝶、下野信守長男也、幼名源十郎、又改常陸介、初號幸政、強勇無雙士也、天正三年乙亥十二月廿三日、退去遠州二俣城、歸住甲州、十年壬午三月廿日、獻駿州田中城大神君、歸居蘆田城、六月廿五日、爲小諸城代、

〔附錄〕

〔竹腰文書抄〕

古類雜書

加藤宗月

五月三日之御狀、同七日相届、忝拜見仕候、越前(兼道)參候御狀一通、并宗月老(加藤宗月)御内狀之寫、是又相届、則御前(兼道)申上候、

一甲斐信濃兩國權現様御手コ入申候時、信州爲御仕置大久保七郎右衛門殿被指遣候、信州之内コ而御味方コ成不申候城々共、甲州信州先方衆七郎右衛門殿手コ付候て攻被申候時、信州岩尾ト申城コて蘆田右衛門殿、同弟源八殿兩人鐵砲コあたり、討死コて御座候、右兩人之討死被仕候年月日、重而宗月老へ尋コ可被遣之旨、御意コ御座候、恐惶謹言、

堀外記

徳川義直
信蕃戰死
問フ

五月廿六日

(花押)

山城守様

七里參候間一筆致啓上候、然者先日御越被成候依田右衛門殿討死之書付之儀、被入御念、宗月老ハ被仰越、御不審コ被思召候處、一々御合點被遊、別而御満足コ被思召候、右之通貴様能様コ御心得被成、宗月老へ御禮可被仰遣之旨御意コ御座候、恐惶謹言、

堀外記

(花押)

八月六日

竹腰山城守様

是ヨリ先、葛山衆、信濃長沼城主島津忠直ト相争フ、是日、上杉景勝、葛山衆ニ相論ヲシテ、落著セシムベキ事ヲ報ジ、妻子等ノ越後府中ニ在住スベキコトヲ命ズ、又島津忠直ニ、葛山衆ノ家財等運送ノ妨ヲナサマランコトヲ求ム、

〔上杉年譜〕

二十八景勝

同月廿二日

信州長沼城主島津淡路守方へ、直江山城

天正十一年二月二十二日

六九九

天正十一年二月二十二日

七〇〇

守ヨリ書札ヲ以申ツカハス、葛山ノ諸士、今般在府申付ニ依テ、家財等運送ノ間、彼者トモ知行人夫ノ儀、用捨有ヘキノ段申越ス、尤公命ニ依テナリ、其書云、

葛山衆在府之儀申付候間、家財以下運送之間、知行人脚御用捨頼入候、爲其申届候、恐々謹言、

直江山城守

兼續

二月廿二日

島津淡路守殿

同日、葛山ノ諸士、上野新三郎、立屋喜兵衛、鑪孫左衛門、江本太郎、左衛門、得間玄番(兼同シ)、允櫻、靱負、助方ヘ、直江山城守ヨリ奉書ヲ以テ申シ遣ス、去年以來島津淡路守自訴ノ論所、今ニ於テ分明ナラサル事アラハ、古老ノ者ヲ召寄、急度糺明ヲ遂ヘシ、亦先ニ申如ク、妻子等引越シ在府致ニ於テハ、詫言ニ應シ、各存分ノ通り扶助ヲ加ヘラルヘキ旨仰出サル、其奉書云、

去年以來島津淡路守自訴相論所、召寄古人、急度可令落著候、次妻子等引越於遂在府者、詫言之通、各可任存分候、爲其一筆啓之候、謹言、

後子等越
妻府中ニ
來住セバ
後府中ニ
來住セバ
詫言ノ通
ベリ處置ス

直江山城守

兼續

二月廿二日

上野新三郎殿

立屋喜兵衛殿

鑪孫左衛門殿

江本太郎左衛門殿

得門玄番允殿

櫻靱負助殿

○景勝、葛山衆ニ定書ヲ付スルコト、十年八月八日ノ條ニ見ユ、

二十四日、丁丑德川家康、甲斐狩野原宿ノ住民ニ命ジ、還住シテ耕作ニ從ハシム、

〔甲斐金川原組共有文書〕

○甲斐

狩野原宿去年以來退轉之由候、早々還住候て可致耕作、宿陣已下、如前々御請候様ニ、御出馬之刻、可令披露者也、

未

二月廿四日

玄(工藤喜盛)隨

齋

黑印

天正十一年二月二十四日

七〇一

去年以來
退轉ス

天正十一年二月二十五日

七〇二

地下衆

地下衆

以清齋(命出昌忠)
石四郎右(石原昌明)
榮富齋(駒井元久)
齋(黒印)

二十五日寅上杉景勝、大關常陸介等ヲシテ、越中ノ狀況ヲ報告セシム、

〔杉原謙氏所藏文書〕後〇羽

注進之旨得其意候、彌實說聞届可申越候、魚津其外味方地之模様如何、無心元候、是も聞届注進尤候、謹言、

二月廿五日

景勝(花押)

大關常陸介殿

岩船丹波入道殿

黒金上野介殿

前信濃守護小笠原長時、陸奥會津ニ卒ス、

〔諸寺過去帳〕中

高野山過去帳

小笠原大膳大夫源長時修理大夫、天正十一年二月廿五日卒、五十六、麒麟正麟

小笠原長時殺サル

長時盛名、盛氏ニ頼、貞慶ハ信、長ニ仕、長ニ仕、貞慶ハ信

貞慶松本ヲ復ス、長時ヲ迎、ヘントス

〔異本塔寺長帳〕五

小笠原大膳大夫源長時、於會津被殺、略、下

〔會津四家合考〕九

附録

盛隆三浦介ニ任セラル、事

一長時會津エ漂泊ノ子細、先年武田信玄ニ討負テ、後在越後、時ニ盛氏ノ招

ニ從テ、會津エ來リ、子息貞慶ハ、織田ノ信長公へ奉公セラレケルニ、天正

十年ノ三月、信長、武田勝頼ヲ討、木曾義政(下田)カ味方シタル忠賞ニ、木曾ニ松

本ヲ被充行、程ナク六月ハ、信長生害ナリ、依之貞慶ハ、溝口美濃(美作守貞志)ト云者一

人召具シ、密ニ信州松本エ下リ、鹽尻ト云所ニ忍居テ、舊好ト地下人等ヲ

頼、還住ヲ相計ケルニ、高井手、熊野井、青柳、瀬黒等ノ村々不殘雷同ノ蜂起

ス、故ニ義政恠兼テ、松本ヲ返渡ンコトヲ約シ、貞慶ノ方ヨリ、百束掃部ト云

者ヲ質ニ取テ退ケルニ、郷民并ニ瀬黒ノ正徳寺ノ住持ナト出合、村井ト

云所ニテ、百束ヲ奪返ス、義政ハ辛キ目ニ逢テ、落行ケレハ、貞慶思儘ニ本

領松本へ還住也、追付長時ヲ會津ヨリ迎取レナハ、異儀有マシトテ、居室

ナト如形ニシツロフテ、後ニトテ、時日延引シタル内ニ、隨從ノ郎從遺恨

ヲ含テ、長時ヲ弑ケルトナリ、中略、秀吉ノ小田原攻ニ、貞慶供奉スルコトニカカ、ル

天正十一年二月二十五日

七〇三

十年冬長
時殺サル
トノ説

天正十一年二月二十五日

七〇四

一長時會津ニ久住セラル、故ニ萬ノ故實此地ニ相傳ル者多シ、則畑五郎
左衛門、星浦備中等也、

〔會津舊事雜考〕七 十年天正壬午

冬、小笠原長時被殺、○中略、貞慶、松本ヲ回、復ヌルコトニカ、ル、貞慶亦遂望主于松本、事既慎多、未
迎於長時、不幸遭殺、嗟々貞慶可悔於季札之劍、

〔寛永諸家系圖傳〕八十 小笠原

長棟

長時 嫡男、

長隆 一男、

貞次 二男、

貞慶 三男、正
嫡たり、

長時 母ハ浦野彈正忠女、後柏原院の御宇永正十一年十一月廿三日、信州

府中林の館にろうまる、童名豊松丸、大永六年十一月五日、十三歳にて、祖
神の社におゐる元服、又二郎と號す、從五位上、大膳大夫、信濃守、右馬助、信
州の刺史、天文四年糾方的傳す、師範ハ長棟、武田小笠原一門とるといへ

長時ノ履
歴

武田信虎
同晴信父
子ト戰フ

晴信諏訪
頼茂ヲ誘フ

長時頼茂
ヲ攻ム

とも、たぐひハ威勢をあらそふ事としひさし、享祿より天文おいとりて、
武田信虎、同晴信と、小笠原長時と合戦およふ事たひくなり、門葉諷
訪、村上、仁科等を先手として、甲州ならひハ柳邊おゐる、數度の働あり
て、長時利を得たり、あるとたハ信虎、晴信信州にきとりて、長時と雌雄を
あらそひ、ある時ハ今川義元をかたらひて、勝負をいどむといへとも、つ
ゐハ信州のうちをうごふとあらす、晴信時ふいとりて計策をめぐら
し、弟左馬助美少年とるを以て、諏訪の頼茂とふあくましかりを結び、板
垣信形（分下同シ）を誘はして、頼茂をひひらさむ、頼茂、武田うとに力をあはせ
ハ、晴信妹むこととして、信州おさまるおゐるハ、村上跡式ふくハへ、是
をあふふるきのよしを、はぶさふのふるゆへ、頼茂をあらうけし
妹むことなり、剩頼茂、先腹のむすめを人質として、晴信おはるハす、元來
頼茂ハ、長時家老小見グ掣とるといへとも、舊妻をそて、晴信おたぬら
うさる、此條、前代未聞の無道なり、諏訪頼茂、武田と縁をむせひより、
小笠原家をそむくゆへ、長時ういよく、諏訪此地ハ信州要害の所なり、去
ゐるハ頼茂、武田ハ屬せる事當家のあふくゑきせしなりとて、長時出

天正十一年二月二十五日

七〇五

天正十一年二月二十五日

七〇六

馬して、諏訪の領地を悉く放火し、頼茂が居城上野原をせめ、敵數輩うちとり、本城あり相此こるとある、武田晴信後詰として津多木いさり、先板垣信形、飯富兵部等、諏訪郡青柳に陣をえる、おれより長時、頼茂がおさへをおきて、仁科、伊奈、坂西、下條、箕輪等を先手としてせむるひ、一戦をひしめて、板垣、飯富、甘利等をきりくづすの間、晴信おらへすし、敗北す、敵の首をうちとる事五百餘、勝時をあくる此所、頼茂さほさ、降参をこひ、人質を出して、又旗下になる、こきより林の館に歸陣せ、いくほとなくて、頼茂又小笠原方此人質を捨、武田あとなり、晴信の先手となりて、箕輪の城をせむ、おきより長時後詰として、馬を龍崎まで出すといへとも、反逆人の居所諏訪をへとて、其上箕輪の道の難所、敵方より所々おさへを置の間、うきを追拂ひうちとほらんとすとて、思外不遲参し、箕輪の城おらへせして和睦となる此條、せひもおよはず、林の館おらへる、諏訪頼茂、晴信またぶらうされて、甲州まで生害せらば、こきさふらひの法をうむく事たひくとして、表裏の心ある天罰のいあす所なり、こきより頼茂が被官の士卒とも、晴信と對し、軍を發さん

頼茂箕輪ヲ攻ム

晴信板垣信方ヲ守ラシム

長時再攻ム

仁科道外私兵ヲ還ス

長時晴信ニ戦フ

とたくむといへとも、頼茂がむすめ、晴信の妻女たるより、ふあくなとめらきて、晴信は歸服す、こきより諏訪の城代とし、板垣信形をそへ、こきを守らしむ、甲州より諏訪は城代を置事奇怪のいたりなり、早速よふとおとすへきのむき一門の中へ相ふき、長時出馬して、諏訪の城をのこみ、すくよ落城におよぶの時、和睦をこふ、城をうけとらんとする、砌、門、葉、仁、科、道、外、寛政重修諸家譜長時、謙、謙訪の地を、一圖にあきおこなふへきのよし、此がみ申といへとも、おとらさる門、葉、こきおほきゆへ、長時ゆるさざるの間、仁科面目をうしなひ、武功詮なしといひ、て、與力同心をむひ具して、居所より引いるゆへ、諏訪の城代力を得、あつうひをなふる、これ長時が家門衰微の基なり、仁科道外居所は籠居し、諏訪の城力を得て、晴信うしろづめし、當家の家臣山邊、三村をたせりて、長時がうしろ切をいさすにおわく、長時が所領のこらす兩人は宛行るきのよし、誓詞此状をたけ、あす間即時は領掌す、長時うつてこきをあらす、惣軍を引ぬ、諏訪はあわく合戦におよひ、一日の中は六度相た、うひ、長時五とひ勝利を得たり、中にたけぬ六度におよぶと、長時旗本

天正十一年二月二十五日

七〇七

天正十一年二月二十五日

七一〇

○寛政重修諸家譜長時譜、コノ村上は多峰原よりうち出、長時ハ河をよ
へて氷室ノ陣ををる、其節家人等催促ノ應をるもの二千餘騎をせりつ
まり、逆心の輩嶋立の城をはしめ、山邊、三村の城よりけし所、城中
此ものとも武威よおそきて降人となる、そ此外鹽尻、西牧、坂西等の逆意
の國人此こらす歸服して、明日ハ村上ノ同心して、馬場民部、日向大和ノ
たてこもる深志の城へとりけんと評議して、長時ハ渚口より追手ノ
むらひ、村上ハ宮淵より搦手ノむらひんと定るとおろし、武田晴信甲州
より出馬して、村上ノ居城よりくる此よし、そ乃きこへあり、是より
りて、村上より案内を長時ノ通せるおとあはすして、夜中ノ我城
より引入、長時はをきいて、堅約をたへて城ノ歸る事無念のい
りなり、ちちこの所存ををるならば、さしちがへそとするきものをと
と、いきどなる事おさうらす、然も晴信ハ村上よりせせして、舍弟左
馬助、穴山、諸角等を村上にさしむけ、晴信ハ深志の後詰としよせき
とる、未明ノ長時ノ士卒、村上ノ引きりそく事をおどろき、又晴信ノ大軍
をおそきて、欠落をれハ、味方よりある千騎、たらず、晴信ガ先手とし、

飯富、小山田、淺利、甘利等備をたつる事一萬ハうりなり、長時一千此人數
を一手ノなしと下知し、いハ、今日最後の合戦なり、おのノ長時ノ
は、くへしといひ、厩といふ名馬ノ此り、先ノすゝんて重代の太刀寛政重修諸家譜長時譜、コノ太刀銘千代鶴トアリ、をもり、むらふ敵十八騎をきりおとし、そ此外
甲此そちを切る事あまとなり、是よりおの刀を甲破と號す、家人等
も又身命をそて、相た、ちひ、晴信ノ先手飯富、小山田ならひ謀反人
山邊、三村等をけちらし、晴信ノ旗本を見つけて、一文字にち参入、おし
くつすの間、晴信上野原ノ敗北す、首をうちとる事三百餘、勝時をとりお
こなひ、長時ぬる手川ノおろく、牀机ノおしをけ、首の實檢をす、この軍
勝利をうるといへとも、猶深志ノ馬場民部、日向大和あり、又國人悉くそ
むくうへよ、一とひ捨られし村上を、今更たのむるきよあらず、進退きハ
まりぬまハ、長時切腹するきよし相議せるの所、二木豊後（重高）いさめ
いハ、大將切腹ノおろくハ、たきありて敵をほろぼし、逆意の輩を討
事をえんや、そ此うへ犬甘、平瀬ノ忠義をむなしをせるによ、先身を
全して大義ををるるを、あらハ我中塔の城堅固の地なり、人數三千

天正十一年二月二十五日

七一

天正十一年二月二十五日

七二二

そのりまゝ、五三年此間の兵糧を止め置、弓矢等を用意し、まはらく世間のありさばを見ささむへしと、一途いさむるの間、一家を引くして中塔よおもり、長時、二木と相わりて、所々の手廻けを定む、晴信數日を急すし、中塔よとりうけ、惣手をろへ、中塔の山八分までせめのほる、長時城中此二千餘の人數を引おろし、うち出、采拜をとめて、諸勢を下知し、切くゆせゆへ、晴信、小室原いさりて敗北す、長時よくるをおおふ、敵二百餘をうちとる間、晴信馬を引入、中塔の合戦も、又長時勝利を得るゆへ、謀反人山邊、三村、仁科、坂西、嶋立等弓矢兵糧をおくりて陳謝せ、寛政重修諸家譜長時譜、コノ次ニ、是年、剃髮して、湖雲齋と號し、七月五日、光源院、義輝乃よつき、茂賀、せん、爲、伊勢、伊勢守、貞興、についで、太刀馬を獻せしかば、義輝より、答書を、晴信、又中塔の城よとりうけ、あひた、あふ乃所よ、與へらるトアリ、晴信、又中塔の城よとりうけ、あひた、あふ乃所よ、城中追手のさふらひ大將二木良馬よ此りてうけめくるを、飯富手より是を見、り、此馬もし賣をしやととひなれ、いよしへより陣中よても賣買の作法はあり、あさひ下物よよりて賣をしとまたふ、又間をる、あさひと武具、馬具、兵糧、のりみよるへしといふ、二木、いひ、りのあさひの事よあらす、逆心の輩三村、山邊ならひ、晴信、首を

とすよおろ、この馬をば、あせへし、りのゆへ、其方存のよく、諏訪峠合戦よ、長時五度勝利を得、六度め此合戦よ、長時旗本よりすゝんで、勝軍のところよ、三村、山邊うしろ切をいさすにより、利をうしなつ、長時浪人となる、この遺恨をれ、この間、晴信、首をうけとるよおろ、へ、長時、本意をとくをしと、敵是をき、て、悪口をいきとをり、矢を射うけ合戦をはしめ、うけひき三度よおよひて、晴信、又馬を引入、長時、中塔よりおとらき、謀反人の輩、たこもる所の城々へとりうけ、たひ、相た、うひ、勝利を得、敵あま、さうちとる事記をるよおよ、さす、長時、數度勝利を得、方々へおとらたのよしをき、晴信、おとろひ、いひ、く、長時、きはふ、大軍にならさるうちよ、有無の合戦をき、むるしといつ、大軍を引卒し、おろひ、き、さる、長時、小室原いさり、人數をいさして、たひ、ひ、先手とうちあひ、合戦よおよ、武田、うと切くつ、さ、引、あ、り、そ、く、頸を討とる事二百餘、兩方旗本を以、うけ、へ、事、た、ひ、の所よ、謀反人三村、山邊、稻藏、坂西、仁科等横合よりか、り、長時をうけ、ちらすといへとも、猶、あ、り、そ、ろ、す、あ、れ、とも、大軍を以、て、入、う、へ、た、う、ふ、此間、味方

天正十一年二月二十五日

七二三

天正十一年二月二十五日

七十四

義清越後
=逃ル
晴信長時
=降ヲ勸ム

過半うされ、中塔は引退く、晴信も又士卒をまとうされ、歸陣なり、村上義清、晴信よりちまけ、越後へ率人せ、其以後晴信方より、使を以て長時を遣げ、いへく、信州を悉く我手にいせ、長時一人中塔をりよてき、堪忍なりか、さうらんの間、幸に一門のよしみあるうへ、武田の旗下げた、そのうみ武田の兄、小笠原の弟たりといへとも、武田の代々國さふらひあり、小笠原の朝廷は、武田より上首たる事勿論あり、いま長時を代にいよりて、武田の旗下につくへき事、先祖を恥らしむるおろそ有同心におよはすとて、晴信の誓紙をうへす、そより中塔は半年のうり、在城の間、數度のたゝひありといへとも、勝負を決せず、前後三年の暮、長時家老と評定していへく、信州おとく晴信は屬するうへ、中塔を始終うへうとし、謙信をたのむ、越後は率人せしといつて、はななく中塔を比くゑきたため、二木豊後、同土佐兩人を中塔は残しをく、この兩人、長時を越後にいよる事をきくとけ、翌年の春、中塔の城をわけ、長時の跡をまひ、越後にいよる、長時越後におゐる、景虎懇情あさ

長時越後
=赴キ長
尾景虎
=頼ル

二木重高
黄金百枚
ヲ長時
=獻ズ

重高晴信
=屬ス
長時伊勢
=之ク

あらず、是よりえ、おろやそく滞留せ、あるとき謙信は對して、ひそくは語ていへく、我いま上京して公方へ參向し、本意の計略をめぐらすをしといふ、謙信もゆるとゆるして、あれこそ百餘人のたひよそほひをもよほす、この時長時、二木をよびて、なんぢの本國よりへり、武田は屬して、長時の本意を達せる砌、ありおとをめぐらすをきりむをいひふくむ、二木辭せるよあはすして領掌し、すあはち黄金百枚長時を獻す、二木豊後過分の黄金を長時よさげ、そのうへ中塔は籠城せる事三四年、相まもる事、むかし金賣吉次の子孫堀藤次といふもの、奥州より金あきなひとして上京せしむるおひふし、俄に亂國となるの間、奥州へ歸る事を得ずして、信濃國に住して女子をまうけ、二木の子に嫁す、藤次死して男子なきゆへ、財寶ことくむこ譲る、こより二木とめる事人よこゑより、自身の榮花をうへりてすして、長時うよめ財寶をいやせ事、まとも無二の忠臣あり、其以後二木同國の大日向總を頼、晴信は屬す、晴信、二木より日比長時は忠信ある事を感じて、すあはち二木が本領相違なく、こをあふ、長時越後より伊勢國へ越て、神官榎倉大夫

天正十一年二月二十五日

七十五

長時上京
シテ義輝
河内高安
ニ仕テ忍
分テ堪ヘ
ラテ與ル

天正十一年二月二十五日

七一六

う所よ滞留す、其比長時が氏族三好長慶天下に執權たるより、使を以て公方よ參勤するきのよしを乞ぐ、異儀よおよほさるゆへ上京せしめ、公方よ參勤すあへち長時う堪忍分として、河内國高安十七ヶ所恩祿せらば、弓馬の師範となる、其以後三好う惡逆よて、公方を弑し奉る此間、長時へて、寛政重修諸家譜長時譜、コノ次ニ、京都を去るれより奥州會津よいより、彼地よて卒す、時よ天正十一年二月廿五日、六十五歳、法名麒麟翁正麟、寛政重修諸家譜長時譜、年七十、麒麟翁正麟、長時院と號せ、かの地、鷄山寺に葬るトアリ、長隆、母へ仁科道外女、又次郎と號す、右馬助、越中國戸山よおゐる討死、貞次、母へ上よ同し、童名曾壽丸、武田晴信う養子となふ、出家の時、此名牟堂、還俗して右馬助と號す、信州松本よおゐて死す、貞慶、母へ家の女房、七月十七日、母ノコト、十年、後奈良院の御宇、天文十五年八月十二日、信州林の館よ生る、童名小僧丸、永祿元年十一月十三日、十三歳よして、曩祖氏神新羅の寶前よおゐる元服加冠、喜三郎と號す、從五位下、右近太夫、カ、下略、貞慶、舊城、深志ヲ復スルコトニ、十年七月十七日ノ條ニ收ム、

小笠原貞慶

貞慶父長
時ヲ信濃
ト迎ヘン

長時貞慶
ノ信濃回
復ヲ聞キ

長時妻子
ト共ニ横
死ス

〔豊前小笠原家譜〕二

長時 天正 同十年壬午七月十七日、貞慶本位于信州、同冬、

使平林彌右衛門來若松、諭告本位始末、且邇日迎長時於信州矣、長時大歡曰、

吾存命聞貞慶本位之事、生涯何歡加之乎、然今歸信州之事、時既懷寒冷、老身

長途不利乎、吾到信州也、當期萬般治定之後矣、明年三月、上旬、貞慶再使平林、

月廿五日、長時沒、平林空飯、信州、

同十一年癸未二月廿五日、於若松罹難、長時及妻子横死、長時詠辭世和歌矣、

時於鷄山寺修行法事、法諡麒麟翁正麟、號長時院、或作正麟寺者、貞慶依長時法、

寺、修行冥福之故也、

貞慶、同三月上旬、時既和暖也、貞慶爲迎長時於信州、故使平林彌右衛門、再

到奥州若松矣、時長時去月廿五日横死、平林還信州告之貞慶、貞慶愁傷不安

寢食、即改少林寺、在于木、號正麟寺、設齋會、供養僧衆、修冥福、

〔笠系大成〕六

長時 天正 同十一年癸未二月廿五日、於若松罹難、長時及妻室

法諡梅横死、或曰、長時有、長時詠辭世和歌、和歌載附錄、或曰、長時常遇秋風、道

室、春香、横死、女子、同天死、長時詠辭世和歌、人詠和歌、以述得心之意、曰、當及吾

滅後、以此和歌也、矣、時於鷄山寺修行法事、或書曰、此時殘夢、送葬、長時、先長時、死

天正十一年二月二十五日

七一七

正麟寺
建仁寺
居庵

長時ノ辭
世

天正十一年二月二十五日

六年

法諱麒麟正麟號長時院或作正麟寺真慶之依長時法諱改信州木澤少林寺也
洛東建仁寺裏居庵大鑑塔左有長時之碑文不分明小笠原佐渡守長重爲
京尹之時元祿八乙亥以石作垣於其四方以修覆焉又同所摩利支天堂有一
基位碑號常清院前郎將湖雲齋長時
永眞碑石位牌元不知孰人之爲也

〔增補溝口家記〕

附○笠系大成

一浪

○中略長時所カヲ流其後長時六十五天

正癸未二月廿五日不慮之以仕合御逝去候法名號正麟寺殿麒麟正麟御
前同日候法名號梅室春香長時御辭世云是程ニ近キ栖ヲ知ラスシテ遠
ク尋シ事ソクヤシキ御弔鷄山寺云曹洞宗之會下而有之

○長時信濃深志ヲ沒落スルコト天文十八年十一月是月ノ條ニ越後
ニ奔ルコト同二十一年十二月二十九日ノ條ニ三好長慶ニ依リ將軍
義輝ニ謁スルコト弘治元年是歲ノ條ニ攝津芥川城ヲ逃レ再ビ上杉
輝虎ニ頼ルコト永祿十一年九月是月ノ條ニ會津ニ赴キ蘆名盛氏ニ
寄ルコト天正六年三月是月ノ條ニ見ユ

〔參考〕

〔花押彙纂〕

部ヲ之

小笠原長時

長時ノ花
押

長時林館
ヨリ深志
ニ移ル

桔梗原合
戦



○禪居庵文書(山越)

天文二十一年六月吉日附寄進狀

〔信府統記〕

諸城記上

信州松本城主記録

一天文三甲午年小笠原大膳大夫源長時林ノ城ヨリ此ニ移リ玉フ長時ハ
永正十六己卯年林ノ城ニテ誕生天文三年ニハ十六歳ナリ其後天文二
十二癸丑年五月七日桔梗原ニ於テ甲州ノ武田信玄ト合戦アリ長時討
負ケ浪人シ給フ此合戦ニ小笠原ノ幕下上野ノ地頭西牧四郎左衛門洗
馬ノ三村駿河ナト云フ者逆心シテ長時ノ旗本ヘ切り込ム兼テ内通ア
リケルニヤ武田方ヨリ甘利左衛門尉同時ニ長時ノ旗本ヘ懸リテ切り

天正十一年二月二十五日

七一九

七一八

晴信長時
ヲ深志ニ
園ム
長時城ヲ
晴信浪人
スシテ渡

長時三好
長慶ニ頼
ニテ芥川
ニ在リ

貞慶諸方
ニ流浪ス
長時屢信
濃ニ歸リ
テ回復ヲ
企ツ

長時貞慶
小笠原ノ
諸藝ヲ改
補ス

天正十一年二月二十五日

七二〇

崩シ、長時敗軍アリシトナリ、甲陽軍鑑ニ曰、此合戰武田方へ討取數、雜兵共ニ一千四百九十三ノ首帳ヲ以テ、同日午刻勝鬨ヲ執行ヒ、同日、深志へ取詰、長時ト扱ニナリテ、長時降參アリシ故、誓詞ヲ取カハシ、城ヲ渡シ、長時牢人ナリ、何方ニテ成凡、他所ニ於テ少シノ所領ニツキ、武田ノ家ニ堪忍シ給へト信玄宣ヒケレ共、長時ノ曰、元來武田、小笠原兄弟ノコト、新羅三郎義光五代ノ孫武田太郎信義武田ノ祖ナリ、加賀美次郎遠光小笠原ノ祖ナリ、武田ハ兄ナレトモ甲州ニ在居シ、小笠原ハ弟ナレトモ都ニ詰テ、公方ノ御下近ク罷在リケル故、武田ヨリ萬事手ウヘナリツルト申來ル、今長時カ代ニ、武田ノ被官ニ成コト中々申スニ及ハストテ、上方へ牢人ナリ、○下略、深志城全ク晴信ニ屬スル、勝頼敗亡ノコト等ニカ、ル、一天正十午年、小笠原右近大夫貞慶深志ノ城へ入部、貞慶ハ其前天文十四乙巳年、信府林館ニテ誕生、長時ノ三男、童名喜三郎、父長時當城没落ノ時ハ九歲ナリ、暫ハ忍ヒテ當國中ニ居リ、其後長時、同嫡子又次郎長頼、後越中國外山ニテ討死ス、二男右馬助、三男喜三郎、同弟民部大夫信定、其外一族相共ニ上京シテ、三好長慶ヲ頼テ、暫ク攝州芥川ニ逗留アリ、將軍義輝公へ、長時弓馬ノ師範契約アリ、河内ノ國高安ニテ、堪忍分ノ領地ヲ、長慶ハカラヒニテ知行シ

テ、十五ヶ年在京ナリ、此時連年天下大亂、○註、略ス、永祿八年、三好、松永等將軍ノ命ヲ逆キ、俄ニ御所ヲ攻テ急ニ擊懸ル、將軍自薙刀ヲ取テ禦玉ヒ、是ニ於テ御所ニ火ヲカケ、自殺シ給フニ依テ、長時ハ越後ニ下リ、謙信ヲ頼テ居レリ、貞慶ハ畿内ノ國々、或ハ關東、奥州、越前、越後、佐渡等ヲ徘徊シテ、家再興ノ計策ヲ廻セリ、長時越後ニ住居十年ノ間、時々當國ニモ來リテ、本意ノ才覺アリシトカヤ、然ルニ天正六戊寅年、謙信卒セラレテ跡騷動ナリ、其上兼テ奥州若松ノ蘆名盛重氏請待ニ依テ、長時越後ヲ出テ、奥州へ赴カント欲テ、越奥ノ界伊奈ト云フ所ノ領主河原田治部大輔盛繼ノ許ニ、一年ハカリ逗留、貞慶モ爰ニ來リテ參會アリ、貞慶ハ、其器量人ニ勝レタル故、舍兄二人アリト云へ共、幼少ヨリ長時別シテ寵愛ニテ、弓馬ノ諸藝一事モ殘サス相傳、天正八庚辰年六月、小笠原家重代ノ透通ト云劍、并家傳ノ祕書適付囑アリケル、小笠原弓馬ノ法ハ、源氏累代ノ的傳トシテ、禁裏及ヒ將軍家ノ師範アリシ例ヲ以テ、天下無双ノ名家ナリ、中ニモ長時、貞慶數年浪々ノ間、洛陽ヲ家トシテ、公武ノ古實、諸藝ノ法式、躰ノ事業ニ至ルマテ、咸改補アリケルニ依テ、小笠原流中興此人ナリ、貞慶ハ、信長公

天正十一年二月二十五日

七二一

長時星味
庵ノ宅ニ
寓ス

安曇筑摩
二郡ヲ領
ス

臺ヶ原合
戰

鹽尻合戰

天正十一年二月二十五日

七二二

ヲ頼テ家ヲ興サンカ爲ニ又上洛ナリ、長時ハ會津ニ至テ、星○本朝武藝
ヲ加フ、味菴ト云者ノ宅ニ寄宿シテ、三年餘ノ後、不慮ノ事ニテ傷害セラ
ル、是ハ貞慶、深志、何某ト云フ者、如何ナル意趣ニヤアリケン、長時ヲ執
ス、辭世人三崎アリ、○辭者、彼ノ坂西ヲ誅セリ、叱ニ長時ニ同ジ、五
歳、辭世人ノ歌アリ、○辭世和歌略ス、前掲溝口家記ニ同ジ、

〔信陽雜記〕

筑摩郡四松本城

城主

小笠原信濃守長時

長時、長棟男、母浦野彈正忠女也、室仁科道外女、大永六年丙戌十一月元服、號
又二郎、從五位下、右馬介、信濃守、大膳大夫等被任、信州刺史、安曇筑摩二郡領、
但木曾除之、

天文七年戊戌七月十九日、小笠原長時、諏訪頼茂、伊奈郡兵、村上義清等、相集
九千六百餘騎、於甲州葦崎戰武田晴信、同八年己亥閏六月廿三日、臺ヶ原合
戰、味方敗北、同十一年壬寅三月九日、於甲信境瀬澤與武田一戰、敗走、同十四
年乙巳正月二十三日、長時與晴信戰鹽尻、伊奈郡士爲搦手、同十六年丁未、於
鹽尻戰武田、同十八年四月二十三日、長時出兵拒武田戰、同十九年庚戌三月、

木曾義昌
長時ヲ援
ク

正麟寺

麟
翁

〔信府統記〕

二十二年 松本領諸寺院記下

鳳來山正麟寺 金松寺末寺ナ

リ、庄内與相原分、

一當寺天正十一未年草創、開基小笠原大膳大夫長時、法名長時院殿麒麟正
麟大居士、開山年室玄壽和尚、慶長十九寅年五月廿一日、小笠原秀政ノ黑
印アリ、

〔壽齋記〕

○小笠原代々記所收

一神田將監常ニ被申候は、我等儀、長棟公御取立の
者也、何様の事ありとも、長時公へ能御奉公仕候様こと、後室様仰付られ、

天正十一年二月二十五日

七二三

長時ハ強
キ大將ニ
テ我儘ナ
リ氣

部下ノ士
不足ニ思
フモノ多
シ
神田將監
ノ直言

將監長時
ノ滅亡ヲ
豫言ス

水竹某ノ
出頭ヲ諷
諫セル落
首
小笠原氏
被官ノ諸
氏
山邊
青柳
麻績
大甘

天正十一年二月二十五日

七二四

信貞へは、木下惣藏を被渡、長時公へ拙者被渡候、依之何様も御奉公可
仕覺悟也、然共長時公強御大將にて、我まゝ氣隨に被遊候故、兩郡の大
身なる侍衆皆不足被存候、ある時西卷、瀬馬、三村殿兩三人の衆御用有
て出仕被申時、長時公氣隨故、出仕被成ぞ候故、歸被申候、又ある時万西
増補二系大木家記何レモ坂西トアリ、同赤澤、鎌田兵衛尉出仕候、是も氣隨故
御逢不被成、又山邊出仕の時も右同前也、加様之事度々有之、付、兩郡の
武士中不足に被存候、是は水竹と申者出頭仕り、様々ある儀申上候故如
斯也、○笠系大成附錄所收増補二木家記、コノ次ニ、九月末此事なるに、或
ハ申上るハ、腐鷹の増に豆腐能と申ハ、被仰候、水竹、御意之通申上る、神田將
監申上るハ、佛事と候、鷹の増に豆腐能と申ハ、被仰候、水竹、御意之通申上る、神田將
有て、流牢なる佛事と候、鷹の増に豆腐能と申ハ、被仰候、水竹、御意之通申上る、神田將
社能候、將監立の御書上る也、トアリ、笠系大成附錄所收二木家記大抵同ジ
一神田將監七月始に、出仕の時、征矢野甚助、惣社久太郎、万次郎、大池右馬
之助、桐原同道仕、照りよてり、とる日、坂を上り候とて、股立高く取て、小飛
かゝり、坂を上る、若き衆皆々申様は、將監は何とて此暑に飛て上り候
やと申され候へ、暑くはなく、秋の露をりよて身ぬれ候間、露を拂

ひ候て上り申候、若き衆いよ、笑候て申候は、將監殿ハ氣違申候や、是
ほとほこりの立て日照候、汗よてぬれせめ、候はん、露の多く仰
候は、可笑存し笑ふ事よて候、將監申され候は、吳越の戦の節、吳王夫差の
臣下伍子胥申處無御存候や、夫を思ひ出し候、長時公我まゝに御座候
へ、兩郡の武士不足多し、然に依て、此城後ハ晴信の仕置に成、城家破却
せへき其時ハ、鹿の臥所となり露多るへし、されど濡るゝ事をおもひ、
飛通股立も高く取申候よと被申候、其のち若き衆の落書被立候、神田將
監存分おもしろま也、

一 小笠原の御家、茂たをすものとして、昔ハ東竹、今ハ水竹、
一 神田將監兩郡の備中の行衛を、○笠系大成附錄所收増補二木家記、常々
被申候は、小笠原殿甲州より信州の屋形に御居り候時は、標葉、下枝、小曾、
榎木、四天、王なり、其外御一門の者共、至るまで當國にあり、名、茂、名、乘、山、
邊、ハ折野石見孫也、是御一家也、田奈倉ハ赤澤の末の子也、青木、小見、系、大、
成、附、錄、所、收、増、補、二、木、家、記、青、は、小、笠、原、代、々、の、御、譜、代、也、兩、人、を、下、枝、の、末、
木、小、見、ヲ、青、柳、麻、績、ニ、作、ル、青、は、小、笠、原、代、々、の、御、譜、代、也、兩、人、を、下、枝、の、末、
也、大甘ハ時平大臣の孫也、平瀬ハ大甘此流、○笠系大成附錄所收増補二
木家記、コノ次ニ、及木はノ三

天正十一年二月二十五日

七二五

天正十一年二月二十五日

七二六

字ア犬、甘蔗子也、小宮、桐原は嶋流とて一流の侍也、三村は筑紫侍也、西卷は志賀の尼の皇子○笠系大成附録所收増補二木家記、尼の也、是西卷殿とて、小笠原代々賞翫被成候、金章寺は志賀尼の寺也、嶋立は小笠原惣領家也、高昌○笠系大成附録所收増補二木家記、竹田は櫛木所收増補二木家記、木ヲ置の流也、仁科は平惟盛の末、阿部の貞任孫、息女有て男子なし、伊勢の國三位の中將惟盛御子、是被申下し、聳にして仁科は居を、主は隠居して、日岐の城に移る、伊勢の國より、御供申參るものは、八木、八町、關野、口是四天王也、其外御供の衆多し、其後仁科殿へ飛驒國江間四郎殿を使者あり、仁科と江間、平家の内大臣重盛公の流なり、江間は惣領なり、仁科は庶子也、其子細は、江間は平家惣領は傳る青山の琵琶あり、依之惣領は候間、庶子の對面可仕候、殊は國並に候之間、堺目まで可有御出候、江間も堺目迄可有罷出、對面可申旨被申越、仁科殿返事、尤其方は青山の琵琶あり、惣領は御成とも、又庶子に御成とも、此方は無構候、味方は清盛より重盛は渡され候、唐皮の鎧有之、青山の琵琶は公家の賞也、武家は、平家惣領は、代々渡る唐皮の鎧は、蝶のそり金物打たる○笠系大成附録所收増

補二木家記ニハ、蝶の愛許は候へも、惣領は證據御尋は不及と被申越る、仁科は古阿部の貞任は流なり、宗任は筑紫の松浦へ流たる、加様の兩郡の武士家高き侍は、我儘氣隨不被成様は、將監常々申せし也、

〔犬甘家記〕

○笠系大成附録所收

一長時を林の城落城の時、林より鈴岡まで廿六

里、六時はありよめし付たり、櫻を被引込候は、長時の御馬を、跡足卷の爪供仕たり、御乗付被成候て、御馬を厩に引込候は、長時の御馬を、跡足の爪被地ふくよめてたり、景林は乗たる馬を、足被軽く入たると云へり、くひささるとくとひれぬ馬とのあるし也、きつい吟味也、むろしをき程の事迄云たり、長時様は大力にて、鹿の角比まよさへ引させ給ふほと御ちからにて有し由申傳たり、長時此御落人にて御座候時、何方にて馬御乗被成候に、此馬常の者乗候へそつとて乗ぬ被、自由は御乗り被成たる被、何も名譽はたをひて、いろ様よめし候哉と尋申けき、長時御返答よ、我等馬と中能ゆる、たまして乗よと被仰たりと、櫛置棲庵の物語は聞とて、

一洞雪弓の事被まよるは長時をり御相傳有し也、長時の弟あり、桂川にて

天正十一年二月二十五日

七二七

天正十一年二月二十六日

七二八

手を御負、ちんはよて有し也、洞雪より弓法を、小山吉左衛門の御相傳也、
吉左衛門の二木彌右衛門に傳之たり、

常陸鹿島城主鹿島通晴、家臣木瀧時實、同時祐父子ヲシテ、專ラ事ヲ執リ
行ハシム、

〔烟田文書〕

○武藏

此度宮内玄蕃允所領に付而、條々侘言無餘儀候、雖然申付候子細依有之、速
納得肝要候、勿論向後之事者、指南之者所領遺跡於何事も、木瀧披露致取
扱より外者、不可有之候、若從横合申上候共、合點有間敷事、爲後日用一筆候、

天正十一年 未癸

二月廿五日

(鹿島) 通晴(花押)

木瀧四郎右衛門殿

同 彦三郎殿

二十六日、山城高山寺ヲシテ、所領ヲ安堵セシメ給フ、

〔高山寺文書〕

○山城

當寺之事依往古之聖跡異于他、自土御門院至後堀川院、被成院宣處、度々兵

革刻令紛失云々、然者山林等全寺領、可專華嚴靈場再興之政旨、天氣如此、悉
之以狀、

天正十一年二月廿六日

(中御門宣光) 左少辨(花押)

梅尾高山寺衆徒中

前宮内卿舟橋枝賢、道白、大學ヲ進講ス、

〔御湯殿上日記〕

○四十九

高松宮御所藏

二月廿六日、さるけふよ、小御所よて、

せいせうあこんおや入とうまいりて、あいうく此とんきあり、く御みや
の御うと、まうみや乃御うと、おらの御所なる、おとこち御志こうあま
しやう、是んぬん殿も御さんあり、うう志やくさて、のち、いよを申さ
とあまて、色々、みや乃御うと、まうみやの御うと、おらの御所、しやう
是んぬん殿ならしす、く御ら、御さんあまてのち、女中へもく御あ
いる、おとこちへもまへまで、く御まいりて、乃ち御まへへまを、御
まいり候て御うとあま、御ひし、まて、小御所まで、まね、ならしほ
して、志あ此くらさうり見事なるを御らんせらまて、御てうし、まいり
て御うとい、御ひし、くす、くめて、く、いく久しく、さい、申候ハ

御諸

天正十一年二月二十六日

七二九